

沖縄県地域防災計画

(令和 7 年 3 月修正)

沖縄県防災会議

《目 次》

第 1 編 共通編

第 1 章 総 則

第 1 節 目 的	1
第 2 節 用 語	1
第 3 節 県土の概況	3
第 4 節 災害の想定	4
第 5 節 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱	21
第 6 節 県民等の責務	28

第 2 章 基本方針

第 1 節 災害の想定と防災計画の基本的考え方	29
第 2 節 防災対策の基本理念及び施策の概要	31
第 3 節 本県の特异性等を考慮した重要事項	33
第 4 節 防災計画の見直しと推進	34

第 3 章 災害予防計画

第 1 節 災害予防計画の基本方針等	36
第 1 款 災害予防計画の構成	36
第 2 款 災害予防計画の推進	36
第 2 節 災害に強いまちづくり	38
第 1 款 防災対策に係る土地利用の推進	38
第 2 款 都市基盤施設の整備	38
第 3 款 地盤・土木施設等の対策及び災害危険区域の指定等	43
第 4 款 建築物・構造物等の対策	48
第 5 款 ライフライン施設等の機能の確保	49
第 6 款 危険物施設等の対策	54
第 7 款 不発弾等災害予防	56
第 8 款 気象観測施設・体制の整備	57
第 3 節 災害に強い人づくり	58
第 1 款 防災訓練	58
第 2 款 防災知識の普及・啓発	60
第 3 款 自主防災組織の育成	63
第 4 款 企業防災の促進	65
第 5 款 消防力の強化等	65
第 6 款 地区防災計画の普及等	67
第 4 節 災害応急対策活動の準備	68
第 1 款 初動体制の強化	68
第 2 款 活動体制の確立	70
第 3 款 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実	76
第 4 款 消防防災ヘリコプターの整備の検討	80
第 5 款 災害ボランティアの活動環境の整備	81
第 6 款 要配慮者の安全確保	82
第 7 款 観光客・旅行者・外国人等の安全確保	84
第 5 節 避難体制等の整備	86
第 6 節 離島等の防災体制の強化	91
第 7 節 原子力災害予防計画	93

第8節	道路・軌道・航空機事故災害予防計画	96
第9節	海上災害予防計画	97
第10節	災害対策基金計画	97

第2編 地震・津波編

第1章 災害応急対策計画

第1節	組織計画	98
第2節	地震情報・津波警報等の伝達計画	102
第3節	災害通信計画	109
第4節	災害状況等の収集・伝達計画	113
第5節	災害広報計画	116
第6節	自衛隊災害派遣要請計画	118
第7節	広域応援要請計画	122
第8節	避難計画	124
第1款	避難の原則	124
第2款	津波避難計画	130
第3款	広域一時滞在	131
第9節	観光客等対策計画	133
第10節	要配慮者対策計画	134
第11節	消防計画	135
第12節	救出計画	136
第13節	医療救護計画	137
第14節	交通輸送計画	141
第15節	治安警備計画	151
第16節	災害救助法適用計画	153
第17節	給水計画	155
第18節	食料供給計画	156
第19節	生活必需品供給計画	157
第20節	感染症対策、し尿の処理、食品衛生監視及び動物の保護収容計画	159
第21節	行方不明者の捜索、遺体処理及び埋葬計画	163
第22節	障害物の除去・災害廃棄物処理計画	164
第23節	住宅応急対策計画	165
第24節	二次災害の防止計画	167
第25節	教育対策計画	168
第26節	危険物等災害応急対策計画	171
第27節	在港船舶対策計画	173
第28節	労務供給計画	174
第29節	民間団体の活用計画	179
第30節	ボランティア受入計画	180
第31節	公共土木施設応急対策計画	182
第32節	ライフライン等施設応急対策計画	184
第1款	電力施設応急対策	184
第2款	ガス施設応急対策	184
第3款	液化石油ガス施設応急対策	184
第4款	上水道施設応急対策	184
第5款	下水道施設応急対策	185
第6款	電気通信設備応急対策	185
第33節	交通機関応急対策計画	186

第34節	農林水産物応急対策計画	187
第35節	米軍との相互応援計画	188
第36節	離島支援計画	189

第2章 災害復旧・復興計画

第1節	公共施設災害復旧計画	191
第2節	被災者生活への支援計画	193
第3節	中小企業者等への支援計画	196
第4節	応急金融対策	197
第5節	復興の基本方針等	198

第3章 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備	199
第2節	津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助	199
第3節	時間差発生等における円滑な避難の確保等	200
第4節	防災訓練	201
第5節	関係者との連携協力の確保	201
第6節	防災教育及び広報	201

第3編 風水害等編

第1章 災害応急対策計画

第1節	組織計画	202
第2節	気象警報等の伝達計画	203
第3節	災害通信計画	211
第4節	災害状況等の収集・伝達計画	211
第5節	災害広報計画	211
第6節	自衛隊災害派遣要請計画	212
第7節	広域応援要請計画	212
第8節	避難計画	213
第1款	避難の原則	213
第2款	風水害避難計画	213
第3款	広域一時滞在	214
第9節	観光客等対策計画	215
第10節	要配慮者対策計画	215
第11節	水防計画	216
第12節	消防計画	218
第13節	救出計画	218
第14節	医療救護計画	218
第15節	交通輸送計画	218
第16節	治安警備計画	218
第17節	災害救助法適用計画	219
第18節	給水計画	219
第19節	食料供給計画	219
第20節	生活必需品供給計画	219
第21節	感染症対策、し尿の処理、食品衛生監視及び動物の保護収容計画	219
第22節	行方不明者の捜索、遺体処理及び埋葬計画	219
第23節	障害物の除去・災害廃棄物処理計画	220

第 24 節	住宅応急対策計画	220
第 25 節	二次災害の防止計画	220
第 26 節	教育対策計画	220
第 27 節	危険物等災害応急対策計画	220
第 28 節	海上災害応急対策計画	221
第 29 節	在港船舶対策計画	225
第 30 節	労務供給計画	225
第 31 節	民間団体の活用計画	225
第 32 節	ボランティア受入計画	225
第 33 節	公共土木施設応急対策計画	225
第 34 節	航空機事故災害応急対策計画	226
第 1 款	空港及び周辺区域での事故	226
第 2 款	空港及び周辺区域以外での事故	226
第 35 節	ライフライン等施設応急対策計画	228
第 36 節	農林水産物応急対策計画	228
第 37 節	米軍との相互応援計画	228
第 38 節	道路事故災害応急対策計画	229
第 39 節	原子力災害応急対策計画	230
第 1 款	原子力艦災害対策	230
第 2 款	放射性物質管理施設災害対策	239
第 40 節	軌道事故災害応急対策計画	240
第 41 節	林野火災対策計画	241

第 2 章 災害復旧・復興計画

第 1 節	公共施設災害復旧計画	242
第 2 節	被災者生活への支援計画	242
第 3 節	中小企業者等への支援計画	242
第 4 節	応急金融対策	242
第 5 節	復興の基本方針等	242
第 6 節	原子力災害復旧対策	243

編末図表

編末図－1	気象警報等の伝達系統図	244
編末図－2	火災警報等の伝達系統図	246
編末図－3	地方海上警報等の伝達系統図	246
編末図－4	土砂災害警戒情報の伝達系統図	247
編末図－5	異常現象発見者の通報系統図	248
編末図－6	空港災害応急対策組織及び緊急通報連絡系統図	249
編末図－7	不発弾処理業務のながれ図	261
編末表－1	沖縄気象台管内警報発表基準	262
編末表－2	沖縄気象台管内注意報発表基準	263

巻末図表

(地震・津波編及び風水害等編に共通する図表)

巻末図－1	沖縄県災害対策本部組織図	264
巻末図－2	職員の配備体制のながれ	265
巻末図－3	災害情報連絡系統図	268
巻末図－4	自衛隊の災害派遣要請系統図	270

巻末図－ 5	危険物等災害時の通報連絡系統図	271
巻末表－ 1	沖縄県災害対策本部の部名、部長及び副部長	272
巻末表－ 2	沖縄県災害対策地方本部名称、設置場所、構成機関及び所管区域	273
巻末表－ 3	現地災害対策本部の構成及び所掌事務	275
巻末表－ 4	沖縄県災害対策本部事務分掌	276
巻末表－ 5	沖縄県災害対策本部教育部事務分掌	283
巻末表－ 6	沖縄県災害対策本部警察部事務分掌	284
巻末表－ 7	災害対策要員配備体制	286
巻末表－ 8	防災関係機関の収集情報・連絡系統	290
巻末表－ 9	自衛隊災害派遣命令者の所在地等一覧	291

第 1 編 共通編

共通編は、本計画の総則、基本方針、災害予防計画である。

第 1 章 総 則

第 1 節 目 的

本計画は、災害対策基本法第 40 条の規定に基づいて、沖縄県の防災対策に関し、おおむね次の事項を定め、もって総合的かつ計画的な防災行政の推進を図り、防災の万全を期するものである。

- 1 沖縄県の防災対策に関する指定地方行政機関、県、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱並びに県民等の責務
- 2 治山、治水、砂防及び海岸保全事業、緊急防災・減災事業、地震防災緊急事業五箇年計画の推進に係る事業、防災教育及び訓練、災害用食料、物資及び資材の備蓄及び防災施設の整備その他の災害予防に関する計画
- 3 防災に関する組織、気象警報等の伝達、災害情報等の収集、避難、水防、消防、救助、衛生、文教及び交通輸送その他の災害応急対策に関する計画
- 4 災害復旧・復興に関する計画
- 5 その他の必要な事項
なお、本計画の構成、対象災害は次のとおりである。
 - (1) 基本編
本計画の目的、想定する災害、防災関係機関等の役割分担、防災対策の基本方針及び計画の見直し・推進体制等の基本事項、各種災害に関する予防計画
 - (2) 地震・津波編
地震・津波に関する予応急対策計画、災害復旧・復興計画
 - (3) 風水害等編
台風や大雨による洪水・高潮・土砂災害・風害（竜巻を含む）、林野火災、危険物等災害、不発弾等災害、原子力災害、道路事故災害、鉄軌道事故災害、航空機事故災害及び海上災害に関する応急対策計画及び復旧・復興計画
 - (4) 資料編
各編に関係する資料・様式

第 2 節 用 語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

- 1 基 本 法 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）をいう。
- 2 救 助 法 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）をいう。
- 3 県 防 災 計 画 沖縄県地域防災計画をいう。
- 4 市町村防災計画 市町村地域防災計画をいう。
- 5 県 本 部 沖縄県災害対策本部をいう。
- 6 現 地 本 部 沖縄県現地災害対策本部をいう。
- 7 地 方 本 部 沖縄県災害対策地方本部をいう。
- 8 市 町 村 本 部 市町村災害対策本部をいう。
- 9 県 本 部 長 沖縄県災害対策本部長をいう。
- 10 現 地 本 部 長 沖縄県現地災害対策本部長をいう。

第 1 編 共通編 第 1 章 総則

- 11 地 方 本 部 長 沖縄県災害対策地方本部長をいう。
- 12 県 医 療 本 部 沖縄県災害保健医療福祉調整本部をいう。
- 13 地 域 医 療 本 部 沖縄県地域災害保健医療福祉調整本部をいう。

第3節 県土の概況

1 位置

本県は、およそ北緯 24 度から 28 度まで、東経 122 度から 132 度までに位置し、北西は東シナ海、南東は太平洋に面し、四面海に囲まれた列島をなし、凸面部を太平洋に向けて南西方面に弧状に連なる琉球弧を形づくっている。

島の数には、有人島 49、その他多くの無人島からなっている。全諸島を大きく区分すると、沖縄諸島、先島諸島、大東諸島及び尖閣諸島に大別される。

沖縄諸島は、沖縄本島を中心に伊平屋島、伊是名島、伊江島、久米島及び慶良間列島等から形成されている。

先島諸島は、更に宮古列島と八重山列島から成る。

宮古列島は、宮古島を中心に伊良部島及び多良間島等から形成され、沖縄本島からは南西に約 290km の洋上にある。

八重山列島は、石垣島を中心に西表島、波照間島及び与那国島等から形成され、沖縄本島から南西に約 410 km の洋上にある。

大東諸島は、沖縄本島の東の洋上約 400 km にあり、南大東島、北大東及び沖大東島から成る。

2 面積

本県の面積は 2,276.72k m² で、全国総面積の約 0.6% を占め、都道府県中 44 番目の広さをもっている。

3 地勢・地質・森林・河川の状態

地勢は沖縄本島の国頭郡部が山岳地帯で、与那覇岳（約 503m）、嘉津宇岳（約 452m）等があり、中頭郡及び島尻郡部は丘陵地帯と平地帯が多い。また、国頭郡部の地質は古生層の粘板岩及び砂岩で、中頭郡及び島尻郡部は主に島尻層、琉球石灰岩及び国頭礫層から成る。

久米島には宇江城岳（約 309m）等の山岳等があり、島の周囲の海岸沿いは平地帯となっている。

地質は火山砕屑岩、安山岩が広く分布している。

また、南大東島、北大東島は、スリパチ型をなし、地質は火山砕屑岩で形成されている。宮古島は山岳がなく、島全体がなだらかな平地で、地質は全島が琉球石灰岩から成り、西部には一部隆起の珊瑚礁で形成されている。

石垣島は北部海岸寄りに於茂登岳（約 526m）を中心にバンナ岳等の山岳地帯があり、島の中央部と海岸沿いになだらかな台地、平地帯が広がっている。地質は古生層で平久保半島、ホウラ岳周辺に分布し主に結晶片岩、千枚岩から成り、於茂登岳を中心に花崗岩が主に分布している。

西表島は沖縄本島に次ぐ面積で全般的に山岳地帯をなし、地質は島の北東部を除き、ほぼ全島に第3紀砂岩層が分布している石灰層を賦存している。与那国は島の中央部が丘陵地帯で西部と北部の平地を除き、第3紀砂岩層及び花崗岩で形成されている。

また、本県における森林面積（沖縄の森林・林業 平成 22 年版による。）は、県土総面積 226,748ha の 46% に相当する 105,246ha で、内訳は国有林 31,523ha、民有林 73,741ha と県土の大半を占めている。

本島の地形は細長く中央部を 50～100m の山地又は丘陵地帯が縦走し 35～40 度の急傾斜をなしている。なお島の幅が狭いため、流路延長が短く、河川は急流となり、これが平地部に入ると 200 分の 1 以上の緩勾配となってその変化が短い区間で著しいため山地部の崩壊土砂が流下し、一部の河川に堆積がみられる。

なお、県管理の 2 級河川として 51 水系 75 河川が指定されている。

4 気候・気象・地震活動の自然災害

気候は高温多湿・多雨で、気温の年・日較差が小さい亜熱帯海洋性であり、年平均気温は 23℃ 前後、年降水量は 2,000 mm 程度である。夏と冬の季節風の交替は顕著であり、夏は太平洋高気圧の中で南～南東の風が卓越して、蒸し暑い晴天の日が多く熱帯夜が続く。冬は大陸の高気圧が張り出し、北～北東風が卓越し曇雨天の日が多い。

自然災害をもたらす主な大気現象は、台風、大雨及び干ばつである。沖縄地方は最盛期の台風の通り道にあたり、平均的に毎年 7 個強の台風が来襲し、暴風雨、高波などを伴って各所に大きな被害を与えている。

また、梅雨期を中心にした大雨による浸水、がけ崩れ、林地崩壊などの災害や冬期の低気圧や季節風による海難がある。特に近年河川流域の開発が著しいため、流出率の増大や保水力の低下等、流域条件が変化し、浸水被害も見られる。

地震活動は、列島の南東側の琉球海溝から北西側の沖縄トラフ周辺及び石垣島近海から台湾東方沖にかけて活発で、西表島近海ではときどき群発地震の発生がある。過去には死傷者や家屋の損壊などの被害を伴った地震がたびたび発生しており、1966 年の与那国島近海の地震では与那国島で死者 2 名、石垣崩壊などの被害があった。

また、先島諸島で 1 万 2 千人を超える死者を出した 1771 年の八重山地震津波（明和大津波）、沖縄本島をはじめ各地に津波が襲来し、死者 3 名をもたらした 1960 年のチリ地震津波など津波による被害も受けている。

第 4 節 災害の想定

本計画は、本県の気象、地勢及び地質等の地域特性によって起こる災害を検討した結果、次に掲げる規模の災害を想定の基本として策定した。

ただし、平成 23 年に発生した東北地方太平洋沖地震、1771 年の八重山地震津波の教訓から、歴史に学ぶ最大クラスの地震・津波からの避難についても、県内全域で可能な限り対策を講じる必要がある。

1 風水害

(1) 台風

- ア 昭和 32 年台風第 14 号 フェイ
 - 襲来年月日 昭和32年 9 月25日、26日
 - 最大風速 47.0m/s（那覇）
 - 最大瞬間風速 61.4m/s（那覇）
 - 降水量 70.7mm（那覇、25～26日）
 - 死傷者・行方不明者 193名（うち死者及び行方不明者131名）
 - 住宅全半壊 16,091戸
- イ 第 2 宮古島台風（昭和 41 年台風第 18 号 コラ）
 - 襲来年月日 昭和41年 9 月 5 日
 - 最大風速 60.8m/s（宮古島）
 - 最大瞬間風速 85.3m/s（宮古島）
 - 降水量 297.4mm（宮古島、3～6日）
 - 傷 者 41名
 - 住宅全半壊 7,765戸
- ウ 平成 15 年台風第 14 号 マエミー
 - 襲来年月日 平成15年 9 月10日、11日
 - 最大風速 38.4m/s（宮古島）
 - 最大瞬間風速 74.1m/s（宮古島）
 - 降水量 470.0mm（宮古島、9～12日）
 - 死傷者 94名（うち死者 1 名）
 - 住宅全半壊 102棟（うち全壊19棟）

(2) 地すべり

- 発生年月日 平成 18 年 6 月 10 日
- 発生場所 沖縄県中頭郡中城村字北上原及び安里地内
- 降雨状況 先行降雨量 533mm（5／1～6／9）

第 1 編 共通編 第 1 章 総則

地すべりの規模	集中降雨量 88mm (6 / 10) 平均高さ 30m (最大 42m)、長さ約 335m 移動土量 約 34 万 m ³ 、地すべり面積 5 万 6 千 m ² 地すべり幅 最大 260m
人的被害	なし
道路損壊	県道 35 号線延長 140m、村道坂田線延長 100m

(3) 河川の氾濫（浸水想定）

県内の重要河川である次の水位周知河川については、水防法に基づく浸水想定区域が指定されている。浸水想定区域は、洪水防御に関する計画の基本となる降雨で、当該河川が氾濫した場合の浸水深をシミュレーションで予測している。

なお、支川の氾濫、高潮及び内水による氾濫等は考慮されていない。

浸水想定区域一覧（平成 26 年 12 月現在）

対象水系・区間	想定降雨（発生確率）	関係市町村（浸水予測概要）
安里川水系（安里川・真嘉比川・久茂地川）	安里川流域全体に日総雨量で 400mm（50 年に 1 回程度起こる大雨）	那覇市（安里川・真嘉比川・久茂地川沿い周辺で浸水深 0.5m 未満）
安謝川水系安謝川	安謝川流域全体に 60 分の降雨量で 104mm（50 年に 1 回程度起こる大雨）	那覇市（安謝川沿い周辺で浸水深 5m 未満）
国場川水系国場川	国場川流域全体に 60 分の降雨量で 102mm（50 年に 1 回程度起こる大雨）	南風原町（国場川沿い周辺で浸水深 2m 未満）
小波津川水系小波津川	小波津川流域全体に日総雨量で 399mm、ピーク時の 1 時間に 95.2mm（30 年に 1 回程度起こる大雨）	西原町（兼久川から小那覇川付近にかけて浸水深 1m 未満）
比謝川水系比謝川	比謝川流域全体に日総雨量で 380mm（50 年に 1 回程度起こる大雨）	沖縄市（比謝川、与那原川沿い周辺で浸水深 5m 未満）
天願川水系天願川	天願川流域全体に 60 分の降雨量で 92mm（30 年に 1 回程度起こる大雨）	うるま市（天願川沿い周辺で浸水深 5m 未満）

(4) 高潮（浸水想定）

本県に来襲する台風の特徴をもとに、大きな被害をもたらすおそれがある台風の経路及び中心気圧（最低中心気圧 870hPa）を想定して、波浪と高潮による浸水区域を予測した。調査は平成 18 年度に本島沿岸域、平成 19 年度に宮古・八重山諸島沿岸域を対象に実施しており、予測結果の概要は次のとおりである。なお、高潮浸水想定結果の図を P19～20 に示す。

高潮浸水想定概要

対 象	想定台風の経路	浸水予測
本島沿岸域	① 沖縄本島西側を北上 ② 沖縄本島南側を西進 ③ 沖縄本島東側を北上	本島南部では海岸に沿って広がっている低地、本島北部や周辺諸島では海岸や河川に沿って点在する低地が浸水。
宮古・八重山諸島	① 宮古島の真上を北上 ② 宮古島の西側を北上 ③ 石垣島と西表島の間を北上 ④ 西表島の西側を北上 ⑤ 宮古・八重山諸島の南側を西進	海岸や河川に沿う低地で、大きく浸水が広がる。

(5) 土砂災害（危険箇所・区域等）

県内にはがけ崩れ、土石流、地すべりへの警戒避難等が必要な箇所が千箇所以上存在する。
これらの危険箇所・区域等は表層崩壊を想定している。

県内の土砂災害危険箇所・区域一覧

種 別	がけ崩れ	土石流	地すべり	合 計
土砂災害危険箇所 （国土交通省、平成 14 年度）	708	236	88	1,032
土砂災害警戒区域 （国土交通省、平成 29 年度）	843	248	81	1,172
土砂災害特別警戒区域 （国土交通省、平成 29 年度）	4	5	0	9
山地災害危険地区 （林野庁、平成 19 年度）	108	231	5	344
農地地すべり危険箇所 （農林水産省農村振興局、平成 10 年度）	－	－	35	35

2 地震及び津波の被害想定

本県の地震防災・減災対策の数値目標の基礎となる大規模地震・津波による物的・人的被害量等について、「沖縄県地震被害想定調査」（平成 25 年度）に基づき、被害の概要を以下にまとめる。

(1) 想定地震

本県の陸地部及び周辺海域で発生するおそれがある地震から、次の 20 の想定地震を設定した。想定地震の概要は次のとおりである。

なお、最大震度はすべての地震で震度 6 弱以上と予測され、前回調査でも想定した 5 地震のうち 4 地震では震度 7 が予測された。

地震・津波被害予測の想定地震一覧

想定地震	マグニ チュード	ゆれ等の特徴(予測最大震度)	備 考
沖縄本島南部断層系	7.0	沖縄本島南部において震度が大きい(7)	前回調査 (平成 21 年度)より
伊祖断層	6.9	那覇市周辺において震度が大きい(7)	
石川-具志川断層系	6.9	沖縄本島中南部において震度が大きい(7)	
沖縄本島南部スラブ内	7.8	沖縄本島南～中部において震度が大きい(6強)	
宮古島断層	7.3	宮古島において震度が大きい(7)	
八重山諸島南西沖地震	8.7	津波浸水深の最大値を示す(6弱)	平成 23・24 年度津波 被害想定 調査より
八重山諸島南方沖地震	8.8	津波浸水深の最大値を示す(6弱)	
八重山諸島南東沖地震	8.8	津波浸水深の最大値を示す(6弱)	
沖縄本島南東沖地震	8.8	津波浸水深の最大値を示す(6弱)	
沖縄本島東方沖地震	8.8	津波浸水深の最大値を示す(6弱)	
石垣島南方沖地震	7.8	黒島において震度が大きい(6弱)	
石垣島東方沖地震	8.0	石垣島において震度が大きい(6強)	
石垣島北方沖地震	8.1	西表島、多良間島において震度が大きい(6強)	
久米島北方沖地震	8.1	久米島、栗国島において震度が大きい(6強)	
沖縄本島北西沖地震	8.1	伊平屋島、伊是名島において震度が大きい(6弱)	
沖縄本島南東沖地震 3連動	9.0	沖縄本島及び周辺島嶼広域において震度が大きい(6強)	
八重山諸島南方沖地震 3連動	9.0	先島諸島広域において震度が大きい(6強)	
沖縄本島北部スラブ内	7.8	沖縄本島中～北部において震度が大きい(6強)	平成 25 年 度に新規 設定
宮古島スラブ内	7.8	宮古島全域、伊良部島において震度が大きい(6強)	
石垣島スラブ内	7.8	石垣島市街地において震度が大きい(6強)	

(2) 予測項目・条件

予測する主な項目は、各々の地震による震度（地震動）、液状化危険度、建物被害（揺れ、液状化、土砂災害、津波、地震火災）、人的被害、ライフライン被害、交通施設被害、生活機能支障、災害廃棄物被害、避難者、要配慮者被害である。

なお、火災や人的被害に影響する発生の季節や時刻等は、県民や観光客の滞留、就寝、火気の使用等の状況を考慮し、冬の深夜、夏の 12 時、冬の 18 時の 3 シーンとした。

(3) 予測結果の概要

死者数は、沖縄本島南東沖地震 3 連動のケースが最も多く（約 1 万 1 千人）、次いで沖縄本島南東沖地震（約 9 千人）となり、そのほとんどは津波によるものである。また、津波のない想定では、沖縄本島南部スラブ内地震のケースが最大（約 450 人）である。

建物被害（全壊）についても、沖縄本島南東沖地震 3 連動のケースが最も多く（約 5 万 8 千棟）、次いで沖縄本島南東沖地震（約 3 万 7 千棟）となり、その多くが津波によるものである。また、津波のない想定では、沖縄本島南部スラブ内地震のケースが最大（約 3 万 3 千棟）である。

ライフラインについても沖縄本島南東沖地震 3 連動の被害が最も多く、断水人口は約 77 万 6 千人、停電軒数は約 22 万 4 千軒に上る。

各想定地震の被害量は、次表のとおりである。

地震・津波被害量予測一覧

想定地震	死者[人] (津波)	重傷者[人] (津波)	軽傷者[人] (津波)	避難者(避難所内)[人]		全壊[棟] (津波)	半壊[棟] (津波)	断水 [人]	都市ガス 停止[戸]	下水道 被害[人]	停電 [軒]	通信機能 障害[回線]
				直後	1週間後							
沖縄本島南部断層系 による地震	173	1,261	5,903	17,153	35,885	13,610	30,639	242,587	22,438	204,106	59,729	36,087
伊祖断層による地震	147	1,277	6,133	17,534	38,406	13,375	32,499	290,955	27,177	217,921	51,690	37,512
石川-具志川断層系 による地震	184	1,282	5,826	16,114	28,171	14,614	29,531	200,213	1,851	201,988	54,942	24,169
沖縄本島南部 スラブ内地震	453	3,091	12,643	36,957	87,542	32,782	62,606	640,165	52,699	264,554	128,162	78,275
宮古島断層による地震	26	263	922	2,397	3,462	2,648	4,073	23,652	0	3,876	7,081	4,711
八重山諸島南西沖地震	26 (25)	169 (159)	416 (307)	625	394	329 (140)	834 (158)	196	0	4,477	1,204	626
八重山諸島南方沖地震	108 (107)	472 (461)	1,039 (893)	1,430	1,063	922 (721)	1,324 (446)	1,080	0	4,821	2,986	1,341
八重山諸島南東沖地震	93 (91)	681 (656)	1,880 (1,273)	5,381	2,648	1,466 (235)	5,293 (702)	12,769	897	143,117	1,027	617
沖縄本島南東沖地震	9,418 (9,349)	29,943 (29,362)	60,907 (56,830)	141,097	103,560	37,385 (28,189)	44,255 (20,659)	539,373	53,000	590,562	152,967	99,103
沖縄本島東方沖地震	6,337 (6,269)	19,178 (18,630)	40,181 (36,045)	81,377	80,288	25,151 (16,168)	38,356 (13,992)	488,878	8,112	276,396	110,047	53,533
石垣島南方沖地震	1,729 (1,727)	3,004 (2,986)	5,902 (5,788)	16,992	6,138	3,795 (3,547)	3,354 (2,694)	11,754	0	9,178	11,959	11,001
石垣島東方沖地震	2,150 (2,145)	3,277 (3,223)	6,523 (6,240)	18,546	7,865	5,066 (4,442)	4,076 (2,551)	15,075	0	13,510	15,541	13,872
石垣島北方沖地震	122 (118)	602 (560)	1,396 (1,084)	4,940	1,200	686 (188)	2,698 (931)	882	0	5,839	3,580	2,478
久米島北方沖地震	1,362 (1,324)	8,135 (7,980)	16,671 (15,472)	79,118	32,781	16,677 (12,654)	24,429 (15,408)	96,180	53,000	542,089	42,411	39,928
沖縄本島北西沖地震	641 (630)	3,817 (3,767)	8,177 (7,304)	21,632	10,092	6,426 (4,282)	11,928 (5,108)	25,535	1,150	195,186	13,196	6,983
沖縄本島南東沖地震 3連動	11,340 (11,109)	37,781 (35,846)	78,633 (69,179)	178,501	152,397	58,346 (35,308)	70,714 (22,778)	775,977	53,000	629,135	223,506	137,860
八重山諸島南方沖地震 3連動	2,432 (2,414)	4,800 (4,631)	10,416 (8,959)	27,117	17,970	10,666 (7,030)	12,954 (2,633)	79,112	2,131	183,779	23,571	19,129
沖縄本島北部 スラブ内地震	182	1,366	7,367	19,008	59,258	14,791	40,291	518,909	9,924	233,564	80,778	42,664
宮古島スラブ内地震	18	195	844	1,987	2,811	1,995	3,958	18,276	0	5,269	5,872	3,906
石垣島スラブ内地震	17	108	594	1,383	1,166	1,163	2,920	412	0	5,219	5,909	4,180

注：(津波) の欄は津波による被害数である

(4) 市町村一律の直下型地震について

(1)の想定地震は、本県において発生する可能性が高い地震等から設定したものであるが、地震の多い我が国では、どの地域においてもマグニチュード6.9程度の直下型地震が起こりうる。そこで、市町村の地震防災対策の基礎資料となるように、県下各市町村の直下でマグニチュード6.9の地震を想定し、(2)の被害項目について予測を行った。

3 津波の浸水想定

(1) 津波浸水想定

本県の避難計画等の基礎となる津波の浸水想定区域、津波到達時間等について、概要を以下にまとめる。

ア 切迫性の高い津波

これまでの地震被害想定調査などで対象とされてきた、本県に将来発生すると予想される地震津波の波源を想定して、浸水区域等を予測した。「沖縄県津波・高潮被害想定調査」（平成18・19年度）の想定モデル、予測結果等の概要は以下のとおりであり、津波浸水想定結果の図はP13～14に示す。

「沖縄県津波・高潮被害想定調査」（平成18・19年度）津波浸水想定モデル一覧

	波源位置（モデル名）	断層長さ	断層幅	すべり量	マグニチュード(※1)
①	沖縄本島北方沖（C01）	80km	40km	4m	7.8
②	沖縄本島南東沖（D01W）	80km	40km	4m	
③	沖縄本島南西沖（H9RF）	80km	40km	4m	
④	久米島北方沖（B04E）	80km	40km	4m	
⑤	久米島南東沖（C02）	80km	40km	4m	
⑥	宮古島東方沖（C04W）	80km	40km	4m	7.8
⑦	宮古島南東沖（D06N）	80km	40km	4m	7.8
⑧	宮古島西方沖（C05E）	80km	40km	4m	7.8
⑨	石垣島東方沖1（C06W）	80km	40km	4m	7.8
⑩	石垣島東方沖2（NM11）	60km	30km	20m	7.8
⑪	石垣島南方沖（IM00）	40km	20km	20m	7.7
		15km	10km	90m	(※2)
⑫	石垣島北西沖（A03N）	80km	40km	4m	7.8
⑬	与那国島北方沖（A01N）	80km	40km	4m	7.8
⑭	与那国島南方沖（GYAK）	100km	50km	5m	7.9

※1 マグニチュードはモーメントマグニチュードである。

※2 ⑪下段は、地すべりを想定しているためマグニチュードで示すことができない。

イ 最大クラスの津波

平成24年度までの調査研究を踏まえた学術的な知見から、沖縄近海における最大クラスの地震津波を想定し、津波浸水区域等を予測した。なお、東北地方太平洋沖地震による津波被害を鑑みて、琉球海溝の想定モデルを最大マグニチュード9.0に設定したものである。

「沖縄県津波被害想定調査」（平成24年度）の想定モデル、予測結果等の概要は以下のとおりであり、津波浸水想定結果の図はP15～16に示す。

「沖縄県津波被害想定調査」（平成 24 年度）津波浸水想定モデル一覧

No	断層名		断層長さ	断層幅	すべり量	マグニチュード(※1)	
①	八重山諸島南西沖地震		270km	70km	20m	8.7	
②	八重山諸島南方沖地震 (※2)		300km	70km	20m	8.8	
③	八重山諸島南東沖地震		300km	70km	20m	8.8	
④	沖縄本島南東沖地震		300km	70km	20m	8.8	
⑤	沖縄本島東方沖地震		300km	70km	20m	8.8	
⑥	石垣島南方沖地震 (※2)		40km	20km	20m	7.8	
			15km	10km	90m	(※3)	
⑦	石垣島東方沖地震 (※2)		60km	30km	20m	8.0	
⑧	与那国島北方沖地震		130km	40km	8m	8.1	
⑨	石垣島北方沖地震		130km	40km	8m	8.1	
⑩	多良間島北方沖地震		130km	40km	8m	8.1	
⑪	宮古島北方沖地震		130km	40km	8m	8.1	
⑫	久米島北方沖地震		130km	40km	8m	8.1	
⑬	沖縄本島北西沖地震		130km	40km	8 m	8.1	
⑭	3 連動	沖縄本島 南東沖地震	240km	70km	20m	9.0	
			170km	70km	20m		
			260km	70km	20m		
⑮	3 連動	八重山諸島 南方沖地震	200km	70km	20m	9.0	
			175km	70km	20m		
			300km	70km	20m		

※1 マグニチュードはモーメントマグニチュードである。

※2 ② ⑥ ⑦は、1771 年八重山地震の規模を再現したものである。

※3 ⑥下段は、地すべりを想定しているためマグニチュードで示すことができない。

ウ 最大クラスの津波（津波防災地域づくりに関する法律に基づく設定）

平成 24 年度の津波浸水想定以後、新たな知見（津波履歴等）を踏まえ、沖縄近海における最大クラスの地震津波を想定し、津波浸水区域等を予測した。なお、沖縄本島側の琉球海溝の想定モデルを最大マグニチュード 8.2 に設定したものである。

想定モデル、予測結果等の概要は以下のとおりであり、津波浸水想定結果の図は P17～18 に示す。

「沖縄県津波被害想定調査」（平成 26 年度）津波浸水想定モデル一覧

No	断層名		断層長さ	断層幅	すべり量	マグニチュード(※1)
①	八重山諸島南西沖地震		270km	70km	20m	8.7
②	八重山諸島南方沖地震 (※2)		300km	70km	20m	8.8
③	八重山諸島南東沖地震		300km	70km	20m	8.8
④	沖縄本島南方沖地震		100km	50km	12m	8.2
⑤	沖縄本島南東沖地震 (※4)		100km	50km	12m	8.2
⑥	沖縄本島東方沖地震		100km	50km	12m	8.2
⑦	沖縄本島北東沖地震		100km	50km	12m	8.2
⑧	石垣島南方沖地震 (※2)		40km	20km	20m	7.8
			15km	10km	90m	(※3)
⑨	石垣島東方沖地震 (※2)		60km	30km	20m	8.0
⑩	与那国島北方沖地震		130km	40km	8m	8.1
⑪	石垣島北方沖地震		130km	40km	8m	8.1
⑫	多良間島北方沖地震		130km	40km	8m	8.1
⑬	宮古島北方沖地震		130km	40km	8m	8.1
⑭	久米島北方沖地震		130km	40km	8m	8.1
⑮	沖縄本島北西沖地震		130km	40km	8m	8.1
⑯	3 連動	八重山諸島 南方沖地震	200km	70km	20m	9.0
			175km	70km	20m	
			300km	70km	20m	

※1：マグニチュードはモーメントマグニチュードを示す。

※2：1771 年八重山地震津波の再現モデルである。

※3：地滑りを再現したパラメータであるため、モーメントマグニチュードで示すことができない。

※4：1791 年の地震の再現モデル。

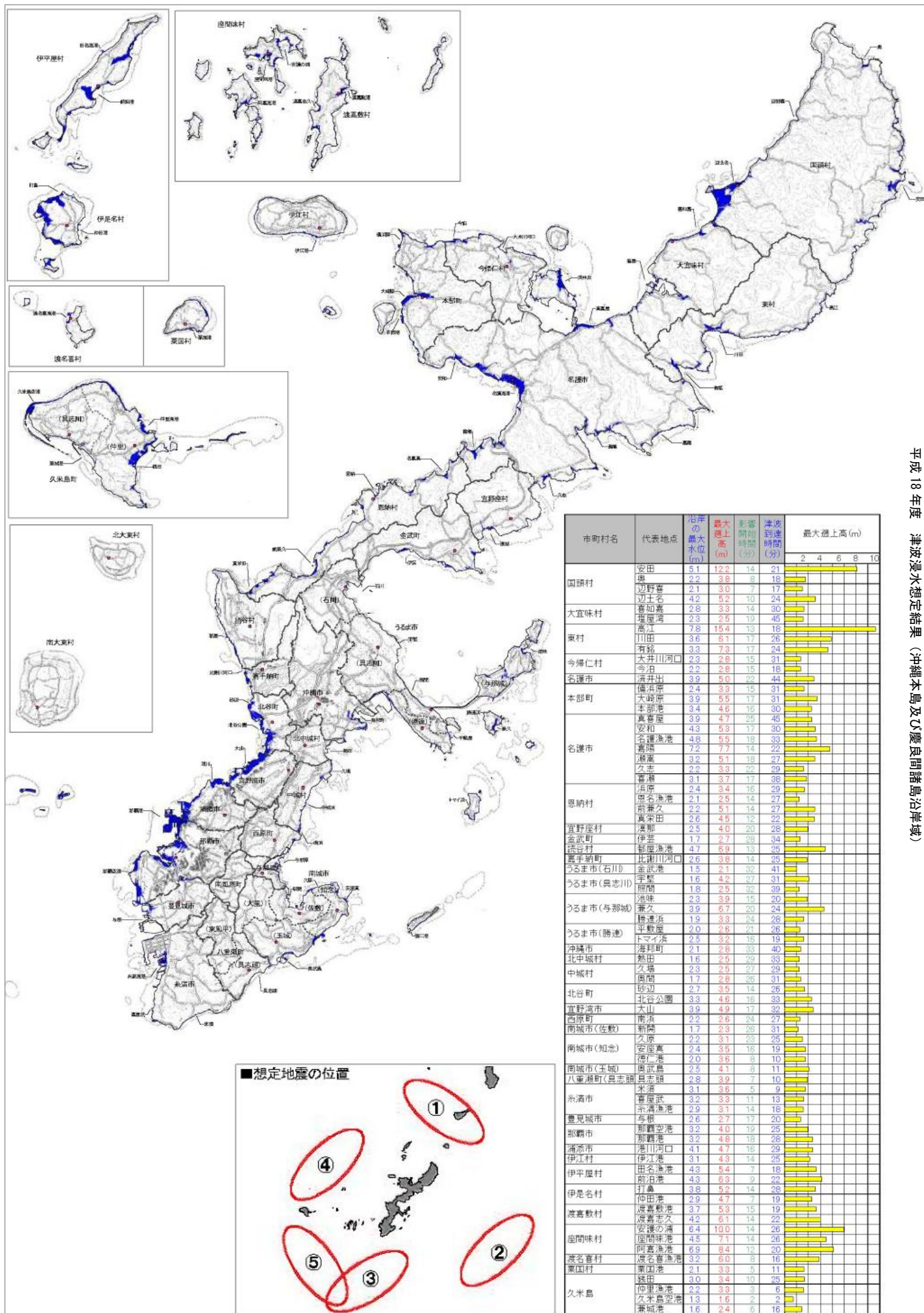
次ページ以降に、津波浸水想定結果を示す。なお、津波の高さや時間等の意味は、以下のとおりである。

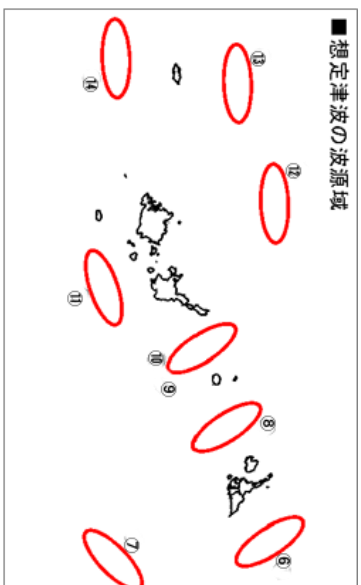
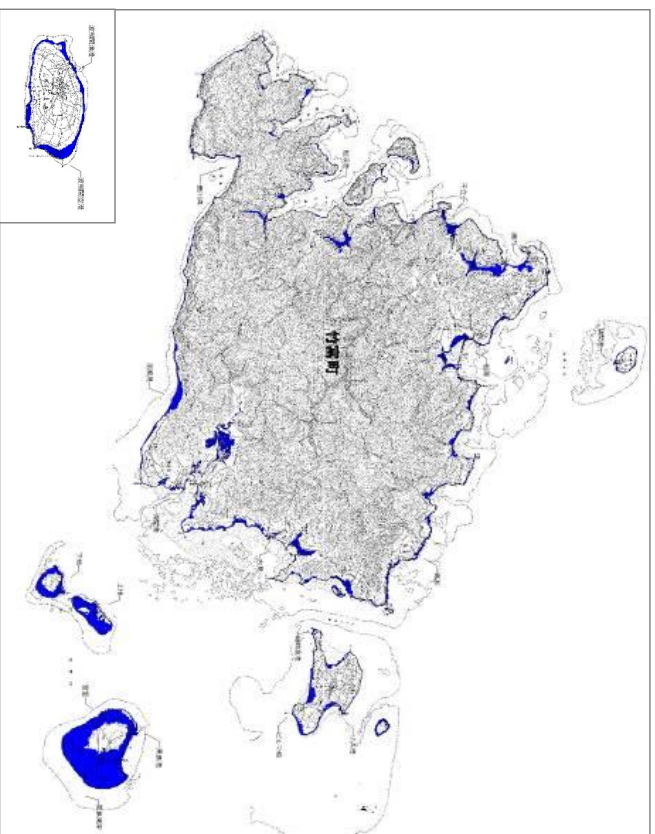
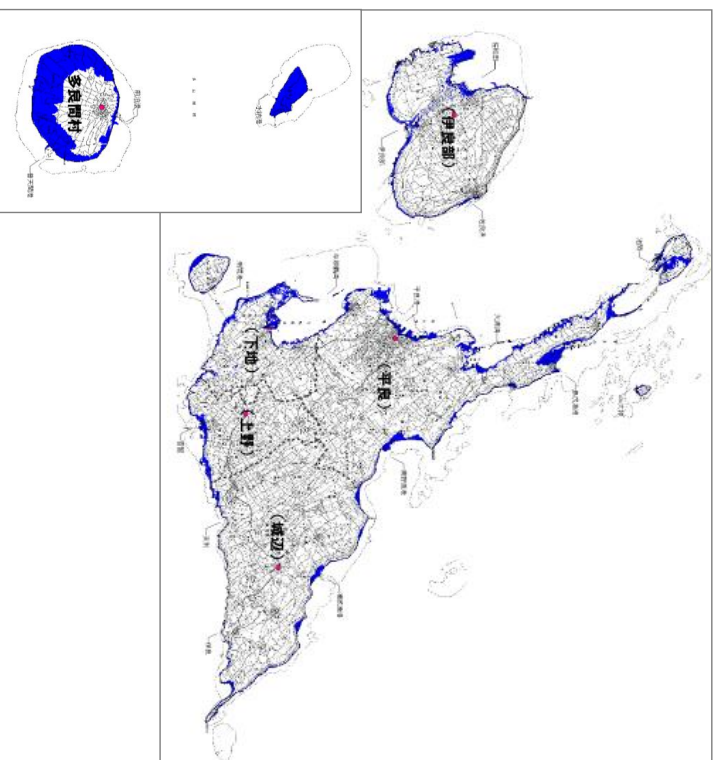
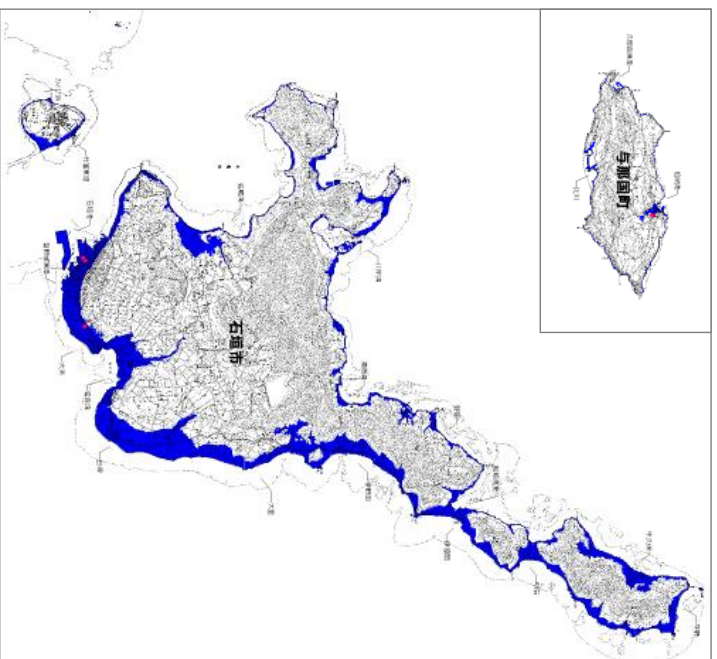
「沿岸の最大水位」：沿岸の沖合で最大となる津波の水位

「影響開始時間」沿岸の沖合の水位が、地震発生時から 50cm 上昇するまでの時間

「津波到達時間」津波第 1 波のピークが沿岸の沖合に到達するまでの時間

「最大遡上高」津波が到達する最も高い標高



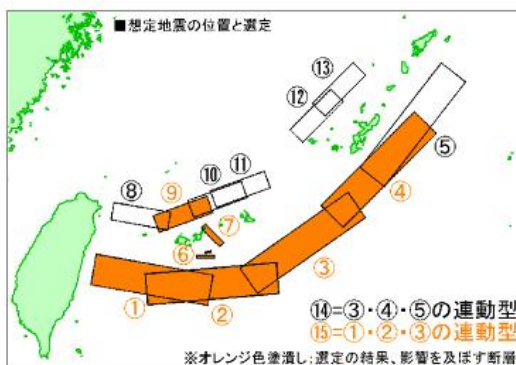


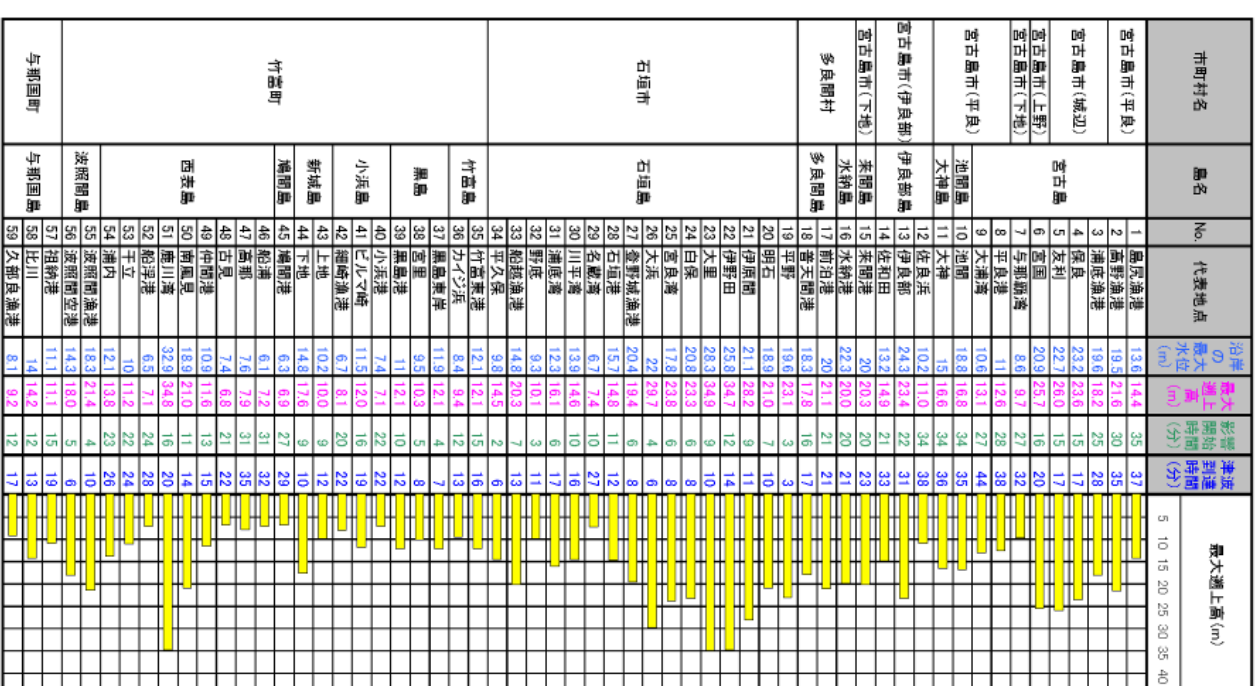
市町村名	島名	代表地点	沿岸の最大水位 (m)	最大遡上 (m)	影響の範囲 (分)	津波の到達 (分)	最大遡上高 (m)
宮古島市 (平島)	宮古島	高野港	8.1	11.0	4	24	24
	大崎島	大崎港	7.1	10.2	4	24	24
	北郷島	北郷港	5.6	6.9	9	26	26
	北郷島	北郷港	4.1	9.3	4	23	23
	宮古島	北郷港	4.0	8.6	6	24	24
	宮古島	北郷港	6.1	9.1	13	24	24
	宮古島	北郷港	5.5	7.9	13	29	29
	宮古島	北郷港	5.4	9.7	13	21	21
	宮古島	北郷港	4.2	9.2	5	15	15
	宮古島	北郷港	7.5	11.8	3	13	13
宮古島市 (下地)	宮古島	北郷港	4.8	11.5	2	11	11
	宮古島	北郷港	8.9	12.0	3	19	19
	宮古島	北郷港	3.2	7.2	6	27	27
	宮古島	北郷港	4.5	9.3	9	26	26
	宮古島	北郷港	6.4	9.3	10	32	32
	宮古島	北郷港	7.2	11.5	6	11	11
	宮古島	北郷港	9.3	12.0	5	9	9
	宮古島	北郷港	10.3	14.2	3	11	11
	宮古島	北郷港	10.3	14.2	3	11	11
	宮古島	北郷港	10.3	14.2	3	11	11
宮古島市 (城辺)	宮古島	北郷港	4.5	9.3	9	26	26
	宮古島	北郷港	6.4	9.3	10	32	32
	宮古島	北郷港	7.2	11.5	6	11	11
	宮古島	北郷港	9.3	12.0	5	9	9
	宮古島	北郷港	10.3	14.2	3	11	11
	宮古島	北郷港	10.3	14.2	3	11	11
	宮古島	北郷港	10.3	14.2	3	11	11
	宮古島	北郷港	10.3	14.2	3	11	11
	宮古島	北郷港	10.3	14.2	3	11	11
	宮古島	北郷港	10.3	14.2	3	11	11
宮古島市 (伊良部)	伊良部島	伊良部港	4.5	9.3	9	26	26
	伊良部島	伊良部港	6.4	9.3	10	32	32
	伊良部島	伊良部港	7.2	11.5	6	11	11
	伊良部島	伊良部港	9.3	12.0	5	9	9
	伊良部島	伊良部港	10.3	14.2	3	11	11
	伊良部島	伊良部港	10.3	14.2	3	11	11
	伊良部島	伊良部港	10.3	14.2	3	11	11
	伊良部島	伊良部港	10.3	14.2	3	11	11
	伊良部島	伊良部港	10.3	14.2	3	11	11
	伊良部島	伊良部港	10.3	14.2	3	11	11
多良間村	多良間島	多良間港	4.5	9.3	9	26	26
	多良間島	多良間港	6.4	9.3	10	32	32
	多良間島	多良間港	7.2	11.5	6	11	11
	多良間島	多良間港	9.3	12.0	5	9	9
	多良間島	多良間港	10.3	14.2	3	11	11
	多良間島	多良間港	10.3	14.2	3	11	11
	多良間島	多良間港	10.3	14.2	3	11	11
	多良間島	多良間港	10.3	14.2	3	11	11
	多良間島	多良間港	10.3	14.2	3	11	11
	多良間島	多良間港	10.3	14.2	3	11	11
石垣市	石垣島	石垣港	4.5	9.3	9	26	26
	石垣島	石垣港	6.4	9.3	10	32	32
	石垣島	石垣港	7.2	11.5	6	11	11
	石垣島	石垣港	9.3	12.0	5	9	9
	石垣島	石垣港	10.3	14.2	3	11	11
	石垣島	石垣港	10.3	14.2	3	11	11
	石垣島	石垣港	10.3	14.2	3	11	11
	石垣島	石垣港	10.3	14.2	3	11	11
	石垣島	石垣港	10.3	14.2	3	11	11
	石垣島	石垣港	10.3	14.2	3	11	11
竹富町	竹富島	竹富港	4.5	9.3	9	26	26
	竹富島	竹富港	6.4	9.3	10	32	32
	竹富島	竹富港	7.2	11.5	6	11	11
	竹富島	竹富港	9.3	12.0	5	9	9
	竹富島	竹富港	10.3	14.2	3	11	11
	竹富島	竹富港	10.3	14.2	3	11	11
	竹富島	竹富港	10.3	14.2	3	11	11
	竹富島	竹富港	10.3	14.2	3	11	11
	竹富島	竹富港	10.3	14.2	3	11	11
	竹富島	竹富港	10.3	14.2	3	11	11
与那国町	与那国島	与那国港	4.5	9.3	9	26	26
	与那国島	与那国港	6.4	9.3	10	32	32
	与那国島	与那国港	7.2	11.5	6	11	11
	与那国島	与那国港	9.3	12.0	5	9	9
	与那国島	与那国港	10.3	14.2	3	11	11
	与那国島	与那国港	10.3	14.2	3	11	11
	与那国島	与那国港	10.3	14.2	3	11	11
	与那国島	与那国港	10.3	14.2	3	11	11
	与那国島	与那国港	10.3	14.2	3	11	11
	与那国島	与那国港	10.3	14.2	3	11	11

平成24年度 最大クラスの津波浸水想定結果（沖縄本島及び慶良間諸島沿岸）

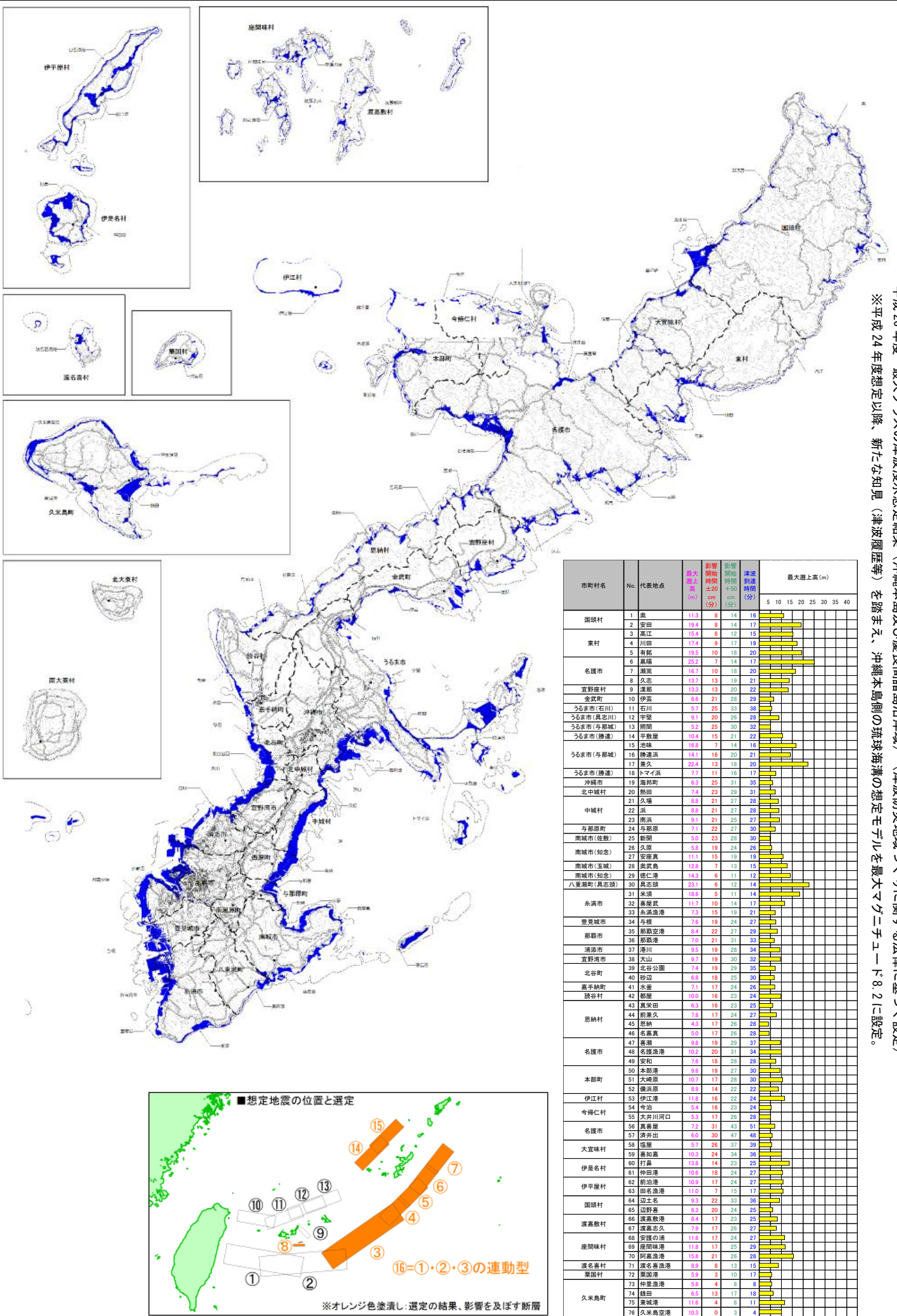
※東北地方太平洋沖地震による津波被害を鑑みて、琉球海溝の想定モデルを最大マグニチュード9.0に設定。

市町村名	No	代表地点	沿岸の 最大水深 (m)	想定最大 津波の高さ (m)	想定到達 時間(分)	津波 到達時間 (分)	最大浸上高(m)									
							5	10	15	20	25	30	35	40		
国頭村	1	国	11.4	12.7	12	16										
	2	安田	28.7	31.7	12	14										
	3	高江	22.3	26.6	10	12										
東村	4	川田	24.9	27.1	15	18										
	5	有線	27.2	31.5	16	19										
名護市	6	嘉徳	21.9	27.6	12	16										
	7	積家	17.1	20.7	17	19										
宜野座村	8	久志	15.0	18.6	17	20										
	9	満期	17.4	20.1	19	22										
うるま市(石川)	10	伊佐	8.7	12.4	26	28										
	11	石川	9.9	12.4	31	37										
うるま市(具志川)	12	宇敷	11.2	12.3	26	28										
	13	胡間	9.3	9.9	29	36										
うるま市(与那城)	14	平敷屋	14.0	16.6	18	20										
	15	勢味	20.8	22.4	12	16										
うるま市(与那城)	16	勢道浜	15.8	16.0	19	20										
	17	那久	22.1	22.7	16	19										
中城村	18	トマイ岳	9.9	9.9	14	17										
	19	海部町	8.4	8.4	28	29										
北中城村	20	勢田	11.7	11.1	26	31										
	21	久保	10.7	10.6	25	27										
中城村	22	久保	14.4	14.0	24	27										
	23	南庄	12.4	12.1	23	25										
与那原町	24	与那原	13.5	10.9	26	28										
	25	新間	7.4	7.2	26	31										
南城市(佐敷)	26	久原	8.5	7.5	22	23										
	27	安座真	11.2	10.6	17	19										
南城市(玉城)	28	奥武島	19.6	19.5	11	15										
	29	徳仁港	17.1	17.2	10	11										
南城市(知念)	30	具志頭	24.0	26.7	10	12										
	31	水頭	17.5	19.5	9	12										
糸満市	32	曹屋武	12.0	12.4	13	16										
	33	千喜漁港	10.0	7.9	18	20										
豊見城市	34	与指	11.3	10.8	22	27										
	35	那覇空港	11.6	11.6	26	27										
那覇市	36	那覇港	9.8	8.7	17	34										
	37	港川	9.4	8.7	13	34										
清見市	38	山	8.9	9.4	12	33										
	39	北谷公園	7.8	7.8	12	35										
北谷町	40	北谷	8.6	10.2	17	31										
	41	水金	8.5	9.9	25	26										
嘉手納町	42	那覇	13.9	16.0	23	24										
	43	真栄田	4.5	5.2	23	25										
恩納村	44	前兼久	6.2	6.9	23	27										
	45	恩納	4.5	5.0	24	31										
名護市	46	名護間	4.5	5.2	16	29										
	47	曹屋	8.0	8.7	15	37										
本郷町	48	名護漁港	10.4	9.4	14	34										
	49	安和	7.1	7.4	28	28										
伊平屋村	50	牛形港	7.9	8.6	23	30										
	51	大崎原	9.1	10.4	29	31										
伊平屋村	52	儀礼原	7.4	8.1	22	23										
	53	伊平港	12.2	11.5	23	25										
今帰仁村	54	今泊	4.8	4.9	22	25										
	55	大井川河口	5.8	6.4	25	27										
名護市	56	真喜原	7.4	7.9	23	43										
	57	清井出	5.9	6.6	36	36										
大宜味村	58	塩屋	5.3	5.3	34	35										
	59	喜如原	9.4	10.0	15	32										
伊是名村	60	打島	10.8	13.5	24	26										
	61	仲田港	10.9	11.9	23	26										
伊平屋村	62	前泊港	14.2	16.8	24	26										
	63	田名漁港	14.7	17.7	16	19										
国頭村	64	赤土	8.6	11.0	11	26										
	65	初野	6.5	6.2	18	20										
原嘉敷村	66	原嘉敷港	13.2	15.0	21	24										
	67	原嘉敷主久	10.0	12.3	24	27										
座間味村	68	安座の港	12.4	14.7	29	32										
	69	座間味港	17.4	22.5	28	31										
座間味村	70	阿嘉漁港	21.1	23.1	25	28										
	71	座間味港	10.4	10.9	26	29										
座間味村	72	座間味港	6.7	7.3	32	39										
	73	仲里漁港	7.8	7.2	7	9										
久米島町	74	結田	7.8	7.3	18	18										
	75	勢道港	11.4	12.6	8	12										
久米島町	76	久米島空港	9.0	9.6	3	4										





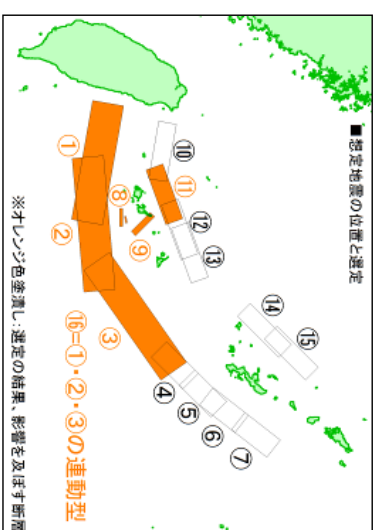
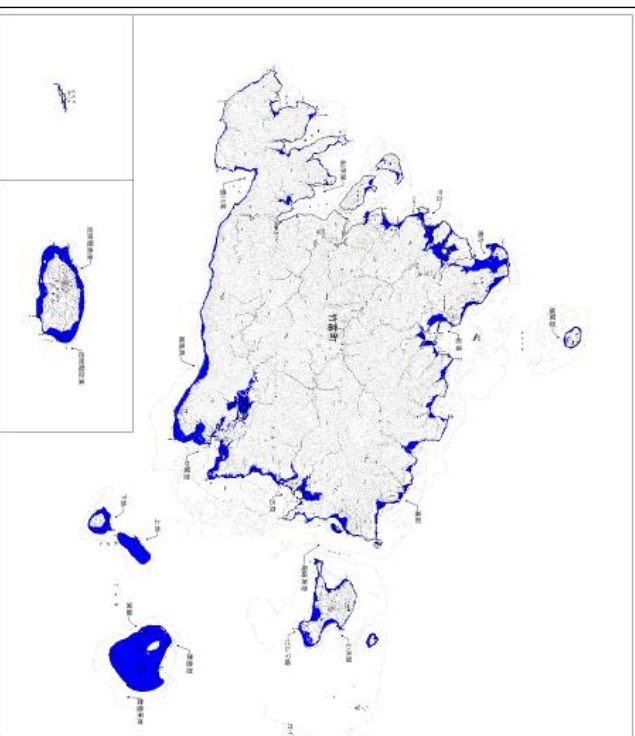
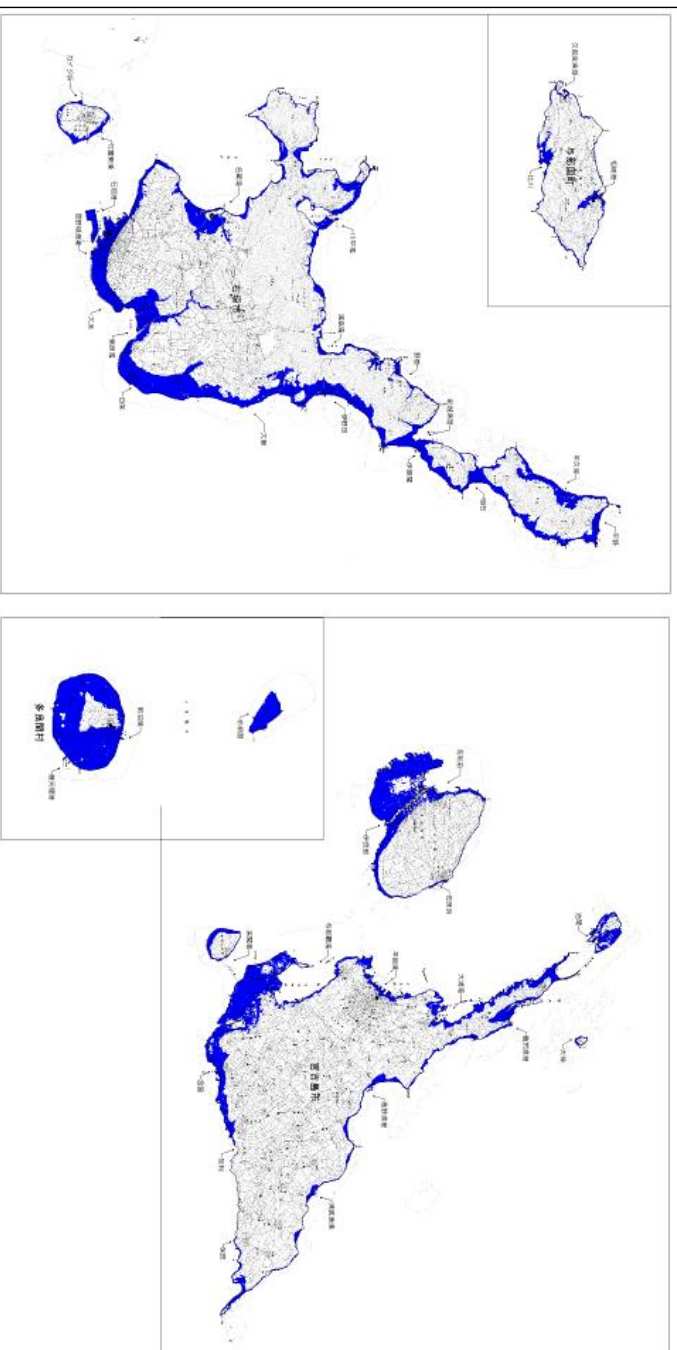
平成26年度 最大クラスの津波浸水想定結果（沖縄本島及び慶良間諸島沿岸域）（津波防災地域づくりに関する法律に基づく設定）
 ※平成24年度想定以降、新たな知見（津波履歴等）を踏まえ、沖縄本島側の琉球海溝の想定モデルを最大マグニチュード8.2に設定。



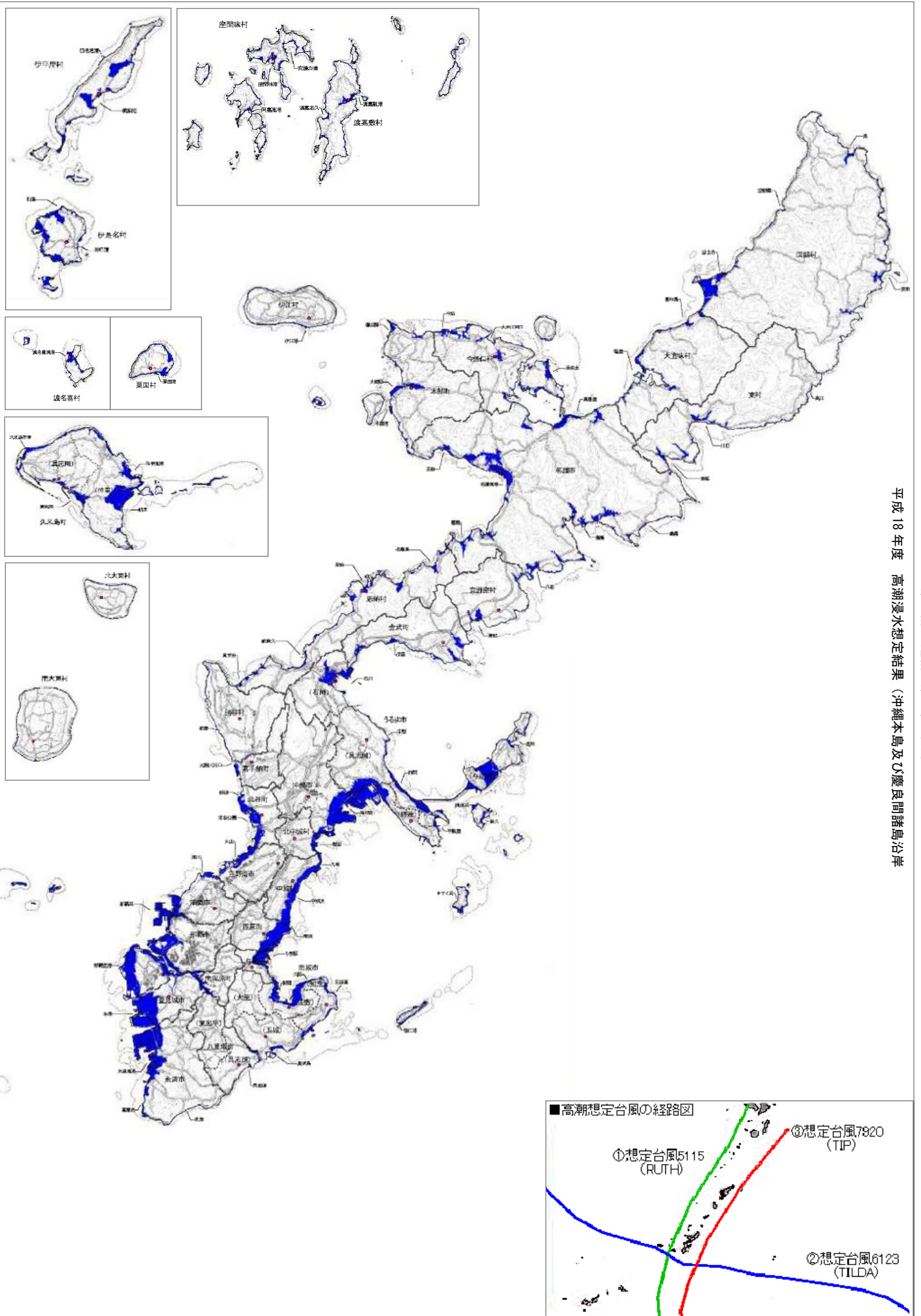
第1編 共通編 第1章 総則

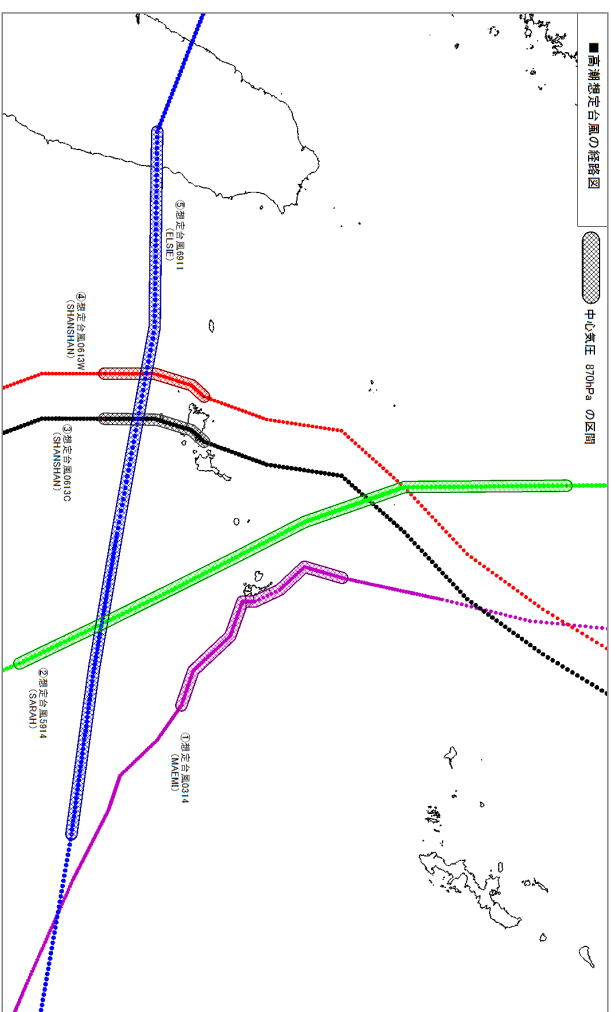
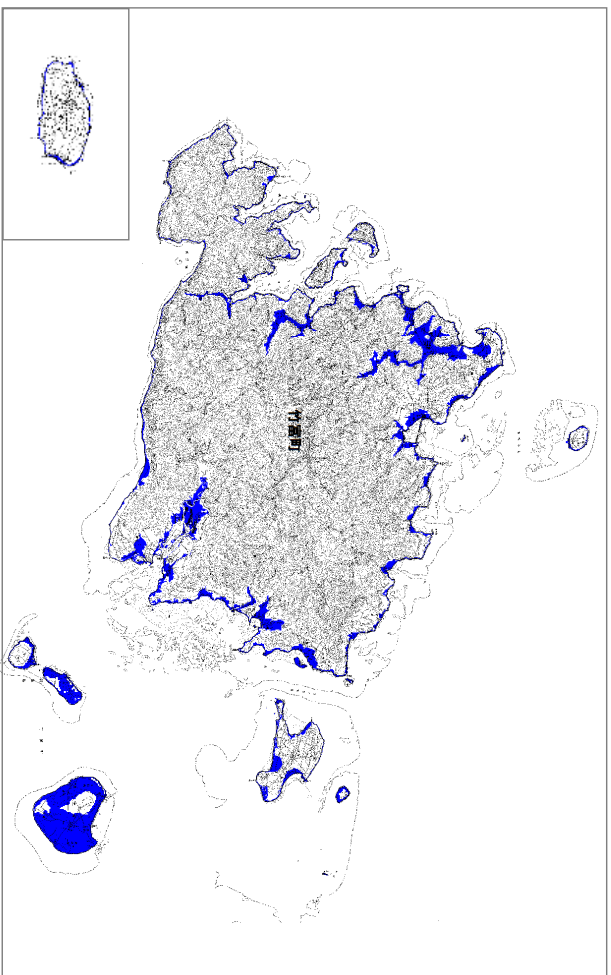
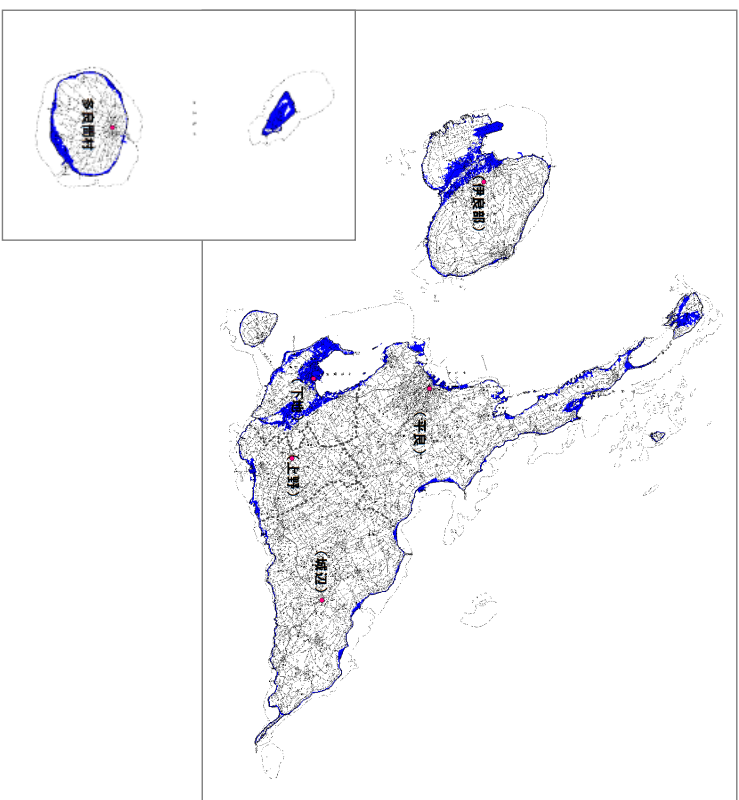
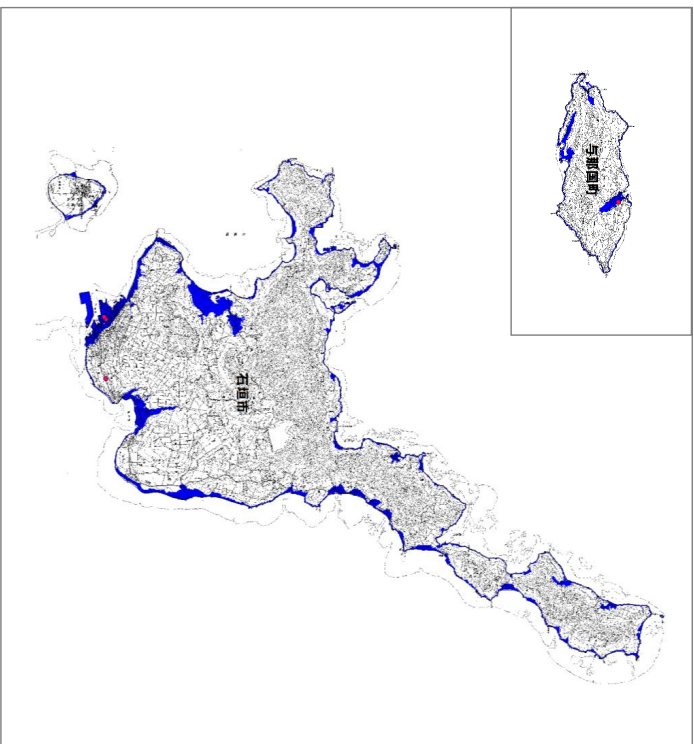
平成26年度 最大クラスの津波浸水想定結果（宮古・八重山諸島沿岸域）（津波防災地域づくりに関する法律に基づく設定）

※平成24年度想定以降、新たな知見（津波履歴等）を踏まえ、琉球海溝の想定モデルを最大マグニチュード9.0に設定



市町村名	島名	No.	代表地点	最大遡上高(m)		最大遡上高(m)														
				最大遡上高 +20 cm (分)	影響開始時間 +50 cm (分)	津波到達時間 (分)	5	10	15	20	25	30	35	40						
宮古島市(平良)	宮古島市(平良)	1	島尻漁港	180	24	34	36													
		2	高野漁港	205	20	30	35													
		3	浦底漁港	219	15	24	28													
宮古島市(城辺)	宮古島市(城辺)	4	保良	247	4	14	17													
5		友利	293	4	14	16														
6		宮国	265	5	15	19														
宮古島市(上野)	宮古島市(上野)	7	与那国港	98	21	25	32													
8		平良港	125	18	23	38														
9		大浦湾	141	17	41	44														
宮古島市(下地)	宮古島市(下地)	10	池間	173	12	34	35													
11		大神	177	24	34	37														
12		佐良浜	134	15	34	38														
宮古島市(伊良部)	宮古島市(伊良部)	13	伊良部	259	10	24	31													
14		佐和田	153	9	22	33														
15		末間港	200	12	17	22														
宮古島市(下地)	宮古島市(下地)	16	末間港	212	4	5	10													
17		前泊港	223	5	7	11														
18		普天間港	175	2	3	9														
多良間島	多良間島	19	平野	245	3	3	5													
		20	明石	239	2	8	12													
		21	伊原間	350	3	9	12													
石垣島	石垣島	22	伊野田	384	3	11	15													
		23	大里	360	2	8	10													
		24	白保	234	5	6	8													
石垣島	石垣島	25	宮良湾	242	4	5	9													
		26	大浜	266	3	4	7													
		27	登野城漁港	180	5	6	8													
石垣島	石垣島	28	石垣港	149	11	11	12													
		29	名蔵湾	78	6	10	30													
		30	川平湾	147	1	10	15													
石垣島	石垣島	31	浦底湾	164	3	6	17													
		32	野底	107	3	4	11													
		33	船越漁港	194	6	7	14													
竹富島	竹富島	34	平久保	147	2	2	6													
		35	竹富東港	118	23	23	23													
		36	カベシ浜	94	14	19	20													
黒島	黒島	37	黒島東岸	132	4	10	14													
		38	宮里	110	2	9	11													
		39	黒島港	105	8	14	17													
小浜島	小浜島	40	小浜港	72	18	27	27													
		41	ビルマ岬	128	15	22	23													
		42	細崎漁港	77	21	23	29													
新城島	新城島	43	上地	109	7	14	18													
		44	下地	166	6	13	16													
		45	堀間港	80	21	27	28													
竹富町	竹富町	46	松浦港	78	15	31	37													
		47	高部	80	9	32	41													
		48	古里	98	21	24	27													
西表島	西表島	49	仲間港	119	10	16	17													
		50	南風見	238	6	14	18													
		51	龍川湾	404	5	18	20													
千立	千立	52	船浮港	83	12	24	29													
		53	千立	149	16	22	23													
		54	浦内	169	8	24	25													
波照間島	波照間島	55	波照間漁港	238	2	4	14													
		56	波照間空港	185	3	6	7													
		57	祖納港	108	9	14	19													
与那国町	与那国町	58	比川	144	3	12	14													
		59	久部良漁港	119	6	12	17													





第 5 節 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱

本県の地域を管轄する指定地方行政機関、沖縄県、県内市町村、指定公共機関、指定地方公共機関、県内の公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者等が防災に関し処理すべき事務又は業務の大綱は、おおむね次のとおりである。

1 指定地方行政機関

(1) 九州管区警察局

- ア 警察災害派遣隊の運用及び調整に関すること。
- イ 災害時における他管区警察局との連携に関すること。
- ウ 管区内各県警察及び防災関係機関との協力及び連絡調整に関すること。
- エ 災害に関する情報の収集・伝達の連絡調整に関すること。
- オ 災害時における警察通信の運用に関すること。
- カ 津波警報等の伝達に関すること。

(2) 沖縄総合事務局

ア 総務部

- (ア) 沖縄総合事務局の庶務及び連絡調整に関すること。
- (イ) 沖縄総合事務局所管の被害状況調査の総括に関すること。

イ 財務部

- (ア) 地方公共団体に対する災害融資
- (イ) 災害時における金融機関に対する緊急措置の要請
- (ウ) 公共土木等被災施設の査定の立会
- (エ) 地方自治体単独災害復旧事業（起債分を含む）の査定

ウ 農林水産部

- (ア) 農林水産業に係る被害状況等災害に関する情報の収集、報告
- (イ) 農林水産関係施設等の応急復旧及び二次災害防止対策
- (ウ) 家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止対策
- (エ) 応急用食料、災害復旧用材等の調達・供給対策

エ 経済産業部

- (ア) 災害時における所掌に係る物資の需給及び価格の安定対策
- (イ) 被災商工業者に対する金融、税制及び労務

オ 開発建設部

- (ア) 直轄国道に関する災害対策
- (イ) 直轄ダムに関する警報等の発令伝達及び災害対策
- (ウ) 直轄港湾等災害復旧事業に関する災害対策
- (エ) 公共土木施設の応急復旧の指導、支援
- (オ) 大規模土砂災害における緊急調査

カ 運輸部

- (ア) 災害時における陸上及び海上輸送の調査及び鉄道、車両、船舶等の安全対策
- (イ) 災害時における自動車運送事業者に対する運送及び船舶運航事業者に対する航海等の協力要請
- (ウ) 災害時における輸送関係機関との連絡調整

(3) 九州厚生局（沖縄事務所）

- ア 災害状況の情報収集、通報に関すること。
- イ 関係職員の現地派遣に関すること。
- ウ 関係機関との連絡調整に関すること。

(4) 九州森林管理局（沖縄森林管理署）

- ア 国有林野の保安林、治山施設等の管理及び整備

- イ 災害復旧用材の需給対策
- ウ 国有林における災害復旧
- エ 林野火災防止対策

(5) 沖縄防衛局

- ア 米軍の活動に起因する災害等が発生した場合の関係機関への連絡調整
- イ 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整
- ウ 「災害時における沖縄県と在沖米軍との相互連携マニュアル」に関する支援及び連絡調整
- エ 日米地位協定等に基づく損害賠償
- オ 地方公共団体等への連絡調整支援及び技術支援等

(6) 那覇産業保安監督事務所

- ア 鉱山施設の保全、危害防止及び鉱害の防止対策
- イ 災害時における火薬、高圧ガス、都市ガス及び電気施設等の保安の確保

(7) 大阪航空局（那覇空港事務所）

- ア 空港及びその周辺における航空機に関する事故、その他空港における事故に関する消火及び救助
- イ 航空運送事業者に対する輸送の協力要請
- ウ 被災者、救助物資等の航空機輸送の調整

(8) 第十一管区海上保安本部

- ア 警報等の伝達に関すること。
- イ 情報の収集に関すること。
- ウ 海難救助等に関すること。
- エ 緊急輸送に関すること。
- オ 物資の無償貸与又は譲与に関すること。
- カ 関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援に関すること。
- キ 流出油等の防除に関すること。
- ク 海上交通安全の確保に関すること。
- ケ 警戒区域の設定に関すること。
- コ 治安の維持に関すること。
- サ 危険物の保安措置に関すること。

(9) 沖縄气象台

- ア 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集、発表を行う。
- イ 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報並びに警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行う。
- ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。
- エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。
- オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。

(10) 沖縄総合通信事務所

- ア 非常の場合の電気通信の監理（非常通信に係る無線局の臨機の措置、臨時災害FM局の開設など）
- イ 災害時における非常通信の確保
- ウ 災害対策用移動通信機器の貸出
- エ 沖縄地方非常通信協議会との連携・調整

(11) 沖縄労働局

- ア 災害時における労働災害防止対策

イ 災害に関連した失業者の雇用対策

(12) 九州地方環境事務所（沖縄奄美自然環境事務所）

ア 災害廃棄物等の処理対策に関すること。

イ 環境監視体制の支援に関すること。

ウ 飼育動物の保護等に係る支援に関すること。

(13) 国土地理院沖縄支所

ア 地殻変動の監視に関すること

イ 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること

ウ 復旧・復興のための公共測量における指導・助言に関すること

2 自衛隊

(1) 災害派遣の準備

(2) 災害派遣の実施

3 沖縄県

(1) 県防災会議及び県災害対策本部に関する事務

(2) 防災に関する広報・教育・訓練の実施

(3) 防災に必要な物資及び資材の備蓄整備

(4) 防災に関する施設及び設備の整備

(5) 災害に関する警報の発令、伝達及び避難措置

(6) 災害情報の収集、伝達及び被害調査

(7) 水防、消防、救助その他の応急措置

(8) 災害時の保健衛生及び文教対策

(9) 災害時における交通輸送の確保

(10) 災害廃棄物の処理に係る調整及び事務

(11) 被災施設の災害復旧

(12) 被災者に対する救援、生活再建支援及び融資等の対策

(13) 市町村が処理する防災に関する事務又は業務の実施についての援助及び調整

(14) 県内の防災関係機関の応急復旧対策、応援・受援の調整及び県外からの応援等の調整

(15) その他災害の発生の防衛又は拡大防止のための措置

4 沖縄県警察

(1) 災害警備計画に関すること。

(2) 被害情報の収集伝達及び被害実態の把握に関すること。

(3) 被災者の救出救助及び避難指示・誘導に関すること。

(4) 交通規制・交通管制に関すること。

(5) 死体の見分・検視に関すること。

(6) 犯罪の予防等社会秩序の維持に関すること。

5 市町村

(1) 市町村防災会議及び市町村災害対策本部に関する事務

(2) 防災に関する広報・教育・訓練の実施

(3) 防災に必要な物資及び資材の備蓄整備

(4) 防災に関する施設及び設備の整備

(5) 災害に関する警報の発令、伝達及び避難措置

(6) 災害情報の収集、伝達及び被害調査

(7) 水防、消防、救助その他の応急措置

(8) 災害時の保健衛生及び文教対策

(9) 災害時における交通輸送の確保

- (10) 災害廃棄物の処理
- (11) 被災施設の災害復旧
- (12) 被災者に対する救援、生活再建支援及び融資等の対策
- (13) 地域の関係団体及び防災上重要な施設の管理者が実施する災害応急対策等の調整
- (14) 公共的団体その他の防災に関する組織及び自主防災組織の充実及び住民の自発的な防災活動の促進
- (15) その他災害の発生の防御又は拡大防止のための措置

6 指定公共機関

- (1) N T T 西日本(株)沖縄支店、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、ソフトバンク(株) 電信電話施設の保全と重要通信の確保
- (2) (株)N T T ドコモ、K D D I (株)、ソフトバンク(株) 移動通信施設の保全と重要通信の確保
- (3) 日本銀行（那覇支店）
銀行券の発行及び通貨・金融の調整を行うとともに、資金決済の確保を図り、信用秩序の維持に資する。
- (4) 日本赤十字社（沖縄県支部）
 - ア 災害時における医療、助産等医療救護活動の実施並びに遺体処理等の協力に関すること。
 - イ 地方公共団体以外の団体又は個人が行う救助に関するボランティア活動の連絡調整に関すること。
 - ウ 義援金の募集及び配分の協力に関すること。
 - エ 災害時における血液製剤の供給に関すること。
- (5) 日本放送協会（沖縄放送局）
気象警報等、災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及等の災害広報
- (6) 沖縄電力(株)
 - ア 電力施設の整備と防災管理
 - イ 災害時における電力供給確保
- (7) 西日本高速道路(株)（沖縄高速道路事務所）
 - ア 同社管理道路の防災管理
 - イ 被災道路の復旧
- (8) 日本郵便（株）沖縄支社（各郵便局）
 - ア 災害時における郵便事業運営の確保
 - イ 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱
 - ウ 災害時における窓口業務の確保

7 指定地方公共機関

- (1) (一社)沖縄県医師会
災害時における医療及び助産の実施
- (2) (公社)沖縄県看護協会
災害時における医療及び看護活動（助産を含む）への協力
- (3) (一社)沖縄県バス協会
 - ア 災害時におけるバスによる被災者及び一般利用者等の輸送の協力に関する連絡調整

イ 災害時における輸送路線及び施設の確保に関する連絡調整

- (4) 琉球海運(株)
災害時における船舶による救助物資等の輸送の確保
- (5) 日本トランスオーシャン航空(株)
災害時における航空機による救助物資等の輸送の確保
- (6) 沖縄都市モノレール(株)
災害時におけるモノレール車両による救助物資等の輸送の確保及び帰宅困難者対策
- (7) (一社)沖縄県高圧ガス保安協会
高圧ガス施設の防災対策及び災害時における高圧ガス供給並びに消費設備に係る復旧支援
- (8) (一社)沖縄県婦人連合会
災害時における女性の福祉の増進
- (9) 沖縄セルラー電話(株)
電気通信の疎通の確保と重要通信の確保
- (10) (一社)沖縄県薬剤師会
災害時における医療、救護及び保健衛生活動の協力に関すること。
- (11) (社福)沖縄県社会福祉協議会
 - ア 沖縄県災害ボランティアセンターの設置・運営及び市町村災害ボランティアセンターの支援に関すること。
 - イ 生活福祉資金の貸付に関すること。
 - ウ 社会福祉施設との連絡調整に関すること。
- (12) (一財)沖縄観光コンベンションビューロー
 - ア 観光危機への対応に関すること。
 - イ 観光・宿泊客の安全の確保に関すること。
- (13) (公社)沖縄県トラック協会
災害時におけるトラックによる生活物資、復旧・復興物資等の緊急輸送の協力に関すること。
- (14) 沖縄テレビ放送 (株)
気象警報等、災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及等の災害広報
- (15) 琉球放送 (株)
気象警報等、災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及等の災害広報
- (16) 琉球朝日放送 (株)
気象警報等、災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及等の災害広報
- (17) (株) ラジオ沖縄
気象警報等、災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及等の災害広報
- (18) (株) エフエム沖縄
気象警報等、災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及等の災害広報

(19) (一社) 沖縄県歯科医師会

災害時における医療、救護及び保健衛生活動の協力に関すること。

8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

(1) (公財) 沖縄県国際交流・人材育成財団

外国人に関する情報提供等の協力に関すること。

(2) 沖縄県ホテル旅館生活衛生同業組合

観光・宿泊客の安全の確保に関すること。

(3) (公社) 沖縄県獣医師会

災害時の動物の医療保護活動に関すること。

(4) (一社) 沖縄県建設業協会

ア 災害時の重機等による救援活動の協力に関すること。

イ 災害時の公共土木施設の被害調査、応急復旧活動、建設活動の協力に関すること。

(5) 沖縄県土地改良事業団体連合会

ア 農業用ダムやため池、かんがい用樋門、たん水防除施設等の整備、防災管理に関すること。

イ 農地及び農業用施設の災害調査及び災害復旧に関すること。

(6) 沖縄県農業協同組合、沖縄県漁業協同組合連合会、沖縄県森林組合連合会

ア 農林漁業関係者の安全の確保に関すること。

イ 農林漁業関係の被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。

イ 災害時における食料及び物資等の供給及び海上輸送等の協力に関すること。

ウ 農林漁業の災害応急・復旧対策に関すること。

エ 被災農林漁業者の再建支援に関すること。

(7) 県内各商工会議所、沖縄県商工会連合会

ア 被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。

イ 救助物資、復旧資材の確保、あっせん、輸送等についての協力に関すること。

ウ 災害時における物価安定についての協力に関すること。

(8) (一社) 沖縄県ハイヤー・タクシー協会

災害時における道路等の被害情報の収集伝達、タクシーによる被災者及び一般利用者等の輸送の協力に関すること。

(9) (公財) 沖縄県交通安全協会連合会

ア 避難者の誘導及び救出救護の協力に関すること。

イ 被災地及び避難場所の警戒に関すること。

ウ 関係機関の行う災害救助活動及び復旧活動についての協力に関すること。

(10) 沖縄県石油商業組合、沖縄県石油業協同組合

石油設備の防災対策及び災害時における石油燃料の供給に関すること。

(11) (一社) 沖縄県産業資源循環協会

災害廃棄物処理についての協力に関すること。

(12) (公社) 沖縄県環境整備協会

災害時のし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬並びに浄化槽の点検・復旧についての協力に関する
こと。

(13) 上下水道指定工事店

災害時の上下水道施設の被害調査、応急復旧活動及び建設活動の協力に関すること。

(14) 危険物等取扱事業者

ア 危険物の保安及び周辺住民の安全確保に関すること。

イ 災害時における石油等の供給に関すること。

(15) 社会福祉施設管理者

入所者及び通所者の安全の確保に関すること。

(16) 病院管理者

ア 入院患者及び通院患者の安全の確保に関すること。

イ 被災傷病者の救護に関すること。

(17) 学校法人

ア 児童及び生徒等の安全の確保に関すること。

イ 施設の整備、避難訓練の実施等の防災対策に関すること。

(18) 金融機関

被災事業者に対する復旧資金の融資その他の緊急措置に関すること。

第 6 節 県民等の責務

沖縄県民及び県内の各地域の自治会、自主防災組織並びに事業者の防災上の基本的責務は次のとおりとする。

1 県民

- (1) 防災・減災の知識習得及び過去の災害の教訓の伝承
- (2) 自宅建物及び設備の減災措置及び避難行動の検討
- (3) 飲料水、食料及び生活用品等の 7 日分以上の備蓄と点検
- (4) 消防団、自主防災組織及び防災訓練等への参加及び活動への協力
- (5) 警報、避難情報等の収集及び家族・近所への伝達
- (6) 家族及び近所の避難行動要支援者等の避難支援
- (7) 災害廃棄物の分別
- (8) その他自ら災害に備えるために必要な行動

2 自治会・自主防災組織

- (1) 自主防災活動マニュアル、資機材の整備及び点検
- (2) 地域の災害危険性の把握及び点検並びに過去の災害の教訓の伝承
- (3) 避難行動要支援者の把握及び個別避難計画の作成協力
- (4) 地区の孤立化対策（通信機器・食料備蓄等）
- (5) 自主防災リーダーの養成
- (6) 自主防災活動及び訓練の実施
- (7) 気象情報等の収集及び伝達
- (8) 地区内の要配慮者及び被災者の救助・救援対策の協力
- (9) 災害時の避難所の自主運営
- (10) 災害廃棄物の分別及び集積所の管理協力

3 事業者

- (1) 従業員の防災教育及び訓練
- (2) 事業継続計画（BCP）の作成及び更新
- (3) 所管施設及び設備の減災措置及び避難対策の検討
- (4) 従業員等の飲料水、食料及び生活用品等の備蓄と点検
- (5) 自衛消防活動・訓練
- (6) 気象情報等の収集、従業員及び所管施設利用者等への伝達及び避難誘導
- (7) 消防団、自主防災組織への参加及び活動への協力
- (8) 避難行動要支援者等の避難支援
- (9) 災害廃棄物の分別
- (10) 災害時の事業継続、国、県、市町村の防災活動の協力（災害応急対策又は災害復旧に必要な物資、資材、人材等に関わる事業者に限る。）
- (11) その他自ら災害に備えるために必要な活動及び地域の防災活動への協力

第2章 基本方針

第1節 災害の想定と防災計画の基本的考え方

1 想定の方

(1) 想定災害

ア 地震・津波

東日本大震災の教訓を踏まえて、これまでの切迫性の高い地震・津波の想定に加えて、発生頻度は極めて低いものの科学的知見からあらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波も考慮する必要がある。このため、今後の地震・津波対策では、二つのレベルの地震・津波を想定する。

一つはこれまでの調査から発生確率が高いと考えられる地震・津波で、第1章 第4節 3の「(1) 津波浸水想定」に示す地震・津波である。

もう一つは歴史的見地等から想定される最大クラスの地震・津波で、発生頻度は極めて低いものの甚大な被害をもたらすものであり、平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震や明和8年(1771年)八重山地震による大津波などがあげられる。

なお、地震・津波の想定に当たっては古文書等の資料の分析、地形・地質の調査、津波堆積物調査及び海岸地形の調査等の科学的知見に基づく調査を通じて、できるだけ過去に遡って地震・津波の発生等をより正確に調査するとともに、地震活動の長期評価を行っている地震調査研究推進本部等との連携に留意する。

イ 風水害等

地球温暖化による気候変動等から大雨、洪水、高潮及び土砂災害等の自然災害リスクが高まっており、集中豪雨等の被害が多発している。洪水や土砂災害については水防法や土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(以下「土砂災害防止法」と言う。)に基づいて危険区域を想定しているが、想定を超える氾濫や大規模な土砂崩壊が発生する可能性もある。

このため、地震・津波と同様に発生頻度は極めて低いものの、科学的知見からあらゆる可能性を考慮して、最大クラスの風水害についても想定する必要がある。

また、大規模事故災害については、海上、航空機、原子力艦等の災害のほか、モノレールや海底トンネルが開通したことを考慮し、軌道やトンネルでの大規模事故も想定していく必要がある。

(2) 被害想定

最新の科学的知見による想定災害の見直しに応じて、被害想定も次の点に留意して適宜見直していく必要がある。

ア 被害の全体像の明確化及び広域的な防災対策の立案の基礎となるよう、具体的な被害を算定する。

イ 今後の防災対策の推進による被害軽減効果をできるだけ定量的に示すよう検討するとともに、地域性の考慮、複数の被害シナリオの検討等に留意する。

なお、自然現象は大きな不確定要素を伴うことから、想定やシナリオには一定の限界があることに留意する。

ウ 津波災害は、波源域の場所や地形の条件などによって、発生する津波の高さ、浸水範囲等に大きな相違が生じうる地域差の大きな災害であることを念頭に置く。

また、地震を原因とする津波だけでなく、火山の噴火又は大規模な地すべり等を原因とする津波もありうることに留意する。

2 防災計画の方

県、市町村及び指定地方公共機関等は、災害及び被害想定の結果に基づき防災計画を検討する必要がある。

検討においては、自然災害を完全に封ずることには無理があるため、被害を最小化する「減災」の考え方に立つとともに、地域の特性を踏まえた被害想定に基づいて減災目標を策定することが重要である。

また、想定レベルや地域の社会構造に応じて、次の点に留意して効果的で実効性の高い計画にすることが重要である。

(1) 想定する災害のレベルへの対応

ア 最大クラスの災害に対しては、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸に、防災意識の向上、想定結果を踏まえた防災施設や避難施設等の整備、土地利用、建築規制などを組み合わせるほか、経済被害の軽減など地域の状況に応じた総合的な対策を検討する。

イ 比較的発生頻度の高い一定程度の災害に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、防災施設の整備等を検討する。

(2) 地域の社会構造の変化への対応

ア 人口の偏在、少子高齢化、グローバリゼーション、情報通信技術の発達等に伴い、社会情勢は大きく変化しつつある。

県、市町村及び指定地方公共機関等は社会情勢の変化に伴う災害脆弱性の高まりに十分配慮し、次に掲げるような変化について十分な対応を図るよう検討する。

(ア) 県土における人口の偏在が進展し、都市部では人口の密集、危険な地域への居住等がみられる。一方、人口減少が進む離島や漁村等では、集落の衰退、行政職員の不足、地域経済力の低下等がみられる。

都市部では災害に強い都市構造の形成、防災に配慮した土地利用への誘導、危険地域等の情報公開等の安全確保対策が必要である。

また、人口減少地域では、災害時の情報伝達手段の確保、防災ボランティア活動への支援及び地場産業の活性化等が必要である。

(イ) 高齢者や障害者等の要配慮者（※1）が増加している。

防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導及び救護・救済対策等の様々な場面において、要配慮者に応じた福祉的な支援の充実その他きめ細かな施策を福祉施策と連携して行う必要がある。

また、社会福祉施設、医療施設等の災害危険性の低い場所への誘導等、災害に対する安全性の向上を図る必要がある。

さらに、平常時から避難行動要支援者（※2）の所在等を把握し、災害の発生時には迅速に避難誘導・安否確認等を行える体制が必要である。

(ウ) 経済社会活動の拡大とともに、観光客や外国人が増加している。

災害の発生時に、観光客や外国人にも十分配慮するとともに、本県の経済力や観光立県の信用力を強化する観点からも、本県の防災体制を強化する必要がある。

(エ) 生活者の多様な視点への配慮が求められている。

防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。

(オ) ライフライン及びインターネット等の情報通信や交通のネットワークへの依存度の増大がみられる。

これらの施設の被害は、日常生活、産業活動に深刻な影響をもたらすため、施設の耐災化を進めるとともに、補完的機能の充実が必要である。

(カ) 住民意識及び生活環境の変化として、近隣扶助の意識の低下がみられる。

コミュニティ、自主防災組織等の強化、要配慮者を含めた多くの住民参加による定期的防災訓練、防災思想の徹底等を図る必要がある。

(キ) 新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底に加え、避難所の開設・運営等については、避難者の健康管理、避難所の衛生管理、避難者スペースの十分な確保、発熱者への対応などの取組を推進する必要がある。

イ 近年の高度な交通・輸送体系の形成、多様な危険物等の利用の増大、高層ビル、トンネル及び橋梁等の道路構造の大規模化等に伴い、事故災害の予防が必要とされている。

※1 要配慮者とは、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々をいい、災害時要配慮者ともいう。一般的に高齢者、障害者、外国人、妊産婦及び乳幼児等があげられる。

※2 避難行動要支援者とは、要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難で、特に支援を要する人々をいう。

(3) 行政の業務継続計画との関係

東日本大震災では、行政機能の喪失が大きな課題となった。大規模災害による県や市町村等の庁舎、行政機能及び災害対策本部の機能への影響等を点検し、機能喪失の軽減対策や機能喪失時の対応等を網羅した業務継続計画と連携していく必要がある。

(4) 複合災害への対応

同時又は連続して複数の災害が発生し、それらの影響が複合化することで、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事態が考えられる。

本県において発生可能性がある複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）を想定し、後発の災害にも効果的に対応できるように、要員や資機材等の投入の判断や応援確保等のあり方を検討しておく必要がある。

第2節 防災対策の基本理念及び施策の概要

本県は、台風等による風水害の発生や周辺海域での地震・津波等が懸念されるとともに、本土から離れ、離島が散在する地理的条件下にあって、狭小な土地に密集する人口、増加する観光客等の社会的条件を併せ持つ。そのため、県民の生命、身体及び財産を災害から保護する防災対策は、行政上最も重要な施策である。

防災施策は、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方に基づいて、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害時の社会経済活動の停滞を最小限にとどめることが重要である。

このため、災害対策の実施に当たっては、国、県、市町村及び指定公共機関がそれぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図るものとする。併せて、国、県、市町村を中心に、住民一人一人が自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、国、県、市町村、公共機関、事業者、住民等が一体となって最善の対策をとるものとする。

なお、防災対策には、時間の経過とともに、災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策の3段階があり、それぞれの段階において最善の対策をとることが被害の軽減につながる。

各段階における基本理念及びこれに則り実施すべき施策の概要は、以下のとおりである。

1 周到かつ十分な災害予防対策

災害予防段階における基本理念及び施策の概要は以下のとおりとする。

(1) 基本理念

ア 災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限り進め、ハード・ソフトを組み合わせ一体的に災害対策を推進する。

イ 最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図る。

(2) 施策の概要

- ア 災害に強い県づくり・まちづくりを実現するための主要交通・通信機能の強化、避難路の整備等による災害に強い都市構造の形成、住宅や学校・病院等公共施設等の安全化及び代替施設の整備等によるライフライン機能確保
- イ 事故災害を予防するための事業者や施設管理者による情報収集・連絡体制の構築、施設・設備の保守・整備等安全対策の充実
- ウ 県民の防災活動を促進するための防災教育等による住民への防災思想及び防災知識の普及、防災訓練の実施、自主防災組織等の育成強化、防災ボランティア活動の環境整備、事業継続体制の構築等企業防災の促進、災害教訓の伝承による県民の防災活動環境の整備等
- エ 防災に関する調査研究及び観測等を推進するための基礎データの集積、工学的、社会的分野を含めた防災に関する調査研究の推進及び観測の充実・強化並びにこれらの成果の情報提供及び防災施策への活用
- オ 発災時の災害応急対策、その後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための災害応急活動体制や情報伝達体制の整備、施設・設備・資機材等の整備・充実、情報伝達体制の食料・飲料水等の備蓄及び関係機関が連携した実践的な防災訓練の実施等

2 迅速かつ円滑な災害応急対策

災害応急段階における基本理念及び施策の概要は以下のとおりとする。なお、防災関係機関は災害応急対策従事者の安全確保に十分配慮するものとする。

(1) 基本理念

- ア 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。
- イ 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障害者、外国人、乳幼児及び妊産婦等の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

(2) 施策の概要

- ア 災害発生の際の警報等の伝達、住民の避難誘導、避難行動要支援者や観光客等の避難支援及び所管施設の緊急点検等の災害未然防止活動
- イ 発災直後の被害規模の早期把握、災害情報の迅速な収集及び伝達、通信手段の確保、災害応急対策を総合的・効果的に行うための関係機関等の活動体制及び大規模災害時における広域応援体制の確立
- ウ 被災者に対する救助・救急活動、負傷者に対する迅速かつ適切な医療活動、円滑な救助・救急活動、医療活動・消火活動等を支えるとともに被災者に緊急物資を供給するための交通規制の実施、施設の応急復旧活動、障害物除去等による交通の確保及び優先度を考慮した緊急輸送活動
- エ 被災者の速やかな避難誘導と安全な避難所への収容、避難所の適切な運営管理、応急仮設住宅等の提供等広域的避難収容活動
- オ 被災者等への的確かつわかりやすい情報の速やかな公表・伝達及び相談窓口の設置等による住民等からの問い合わせへの対応
- カ 被災者の生活維持に必要な食料・飲料水及び生活必需品等の調達と被災地のニーズに応じた供給
- キ 被災者の健康状態の把握等避難所を中心とした被災者の健康保持に必要な活動や福祉的な支援を行うとともに、仮設トイレの設置等被災地域の保健衛生活動、防疫活動及び迅速な遺体の処理等
- ク 防犯活動等による社会秩序の維持のための対策及び物価の安定・物資の安定供給のための監視・指導等

- ケ 応急対策のための通信施設の応急復旧、二次災害防止のための土砂災害等の危険箇所の応急工事、被災者の生活確保のためのライフライン等の施設・設備の応急復旧及び二次災害の防止のための危険性の見極め、必要に応じた住民の避難及び応急対策の実施
- コ ボランティア、義援物資・義援金及び海外等からの支援の適切な受入れ

3 適切かつ速やかな災害復旧・復興対策

災害復旧・復興段階における基本理念及び施策の概要は、以下のとおりとする。

(1) 基本理念

災害復旧・復興段階においては、「発災後は速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより被災地の復興を図る。」ことを基本理念とする。

(2) 施策の概要

- ア 被災の状況や被災地域の特性等を勘案した被災地域の復旧・復興の基本方向の早急な決定と事業の計画的推進
- イ 物資、資材の調達計画等を活用した迅速かつ円滑な被災施設の復旧
- ウ 再度災害の防止とより快適な都市環境を目指した防災まちづくり
- エ 災害廃棄物処理の広域処理を含めた処分方法の確立、計画的な収集、運搬及び処理による迅速かつ適切な廃棄物処理
- オ 被災者に対する資金援助、住宅確保及び雇用確保等による自立的生活再建の支援
- カ 被災中小企業の復興等の地域の自立的発展に向けた経済復興の支援

4 その他

県、市町村及び公共機関等は、互いに連携をとりつつ、これら災害対策の基本的事項について推進を図るとともに、防災関係機関同士や住民等の間及び住民等と行政の間で防災情報が共有できるように必要な措置を講ずるものとする。

第3節 本県の特殊性等を考慮した重要事項

本県は本土から離れ、離島が散在するなど、防災上不利な地理的条件があるほか、年間800万人以上の観光客が訪れる等の防災上特別な配慮が必要な社会条件を有する。さらに、本土への復帰が遅れたこと等の歴史的背景から、本土に比べて防災体制に格差があることを十分踏まえて、防災対策の重点を位置づける必要がある。

また、東日本大震災の検証は現在も続いており、これを踏まえた防災計画の検討は時間を有する事項も多くある。このため、当面は、住民の津波被害対策や防災教育及び防災訓練の充実等、住民の生命を守るソフト対策を優先して早急に取り組むことが重要である。

また、耐震化及び津波防御施設の整備等のハード対策についても、中長期課題として位置づける必要がある。

1 本土からの遠隔性、離島の散在性等の条件不利性

大規模災害時には県内の空港・港湾等の機能が停止し、受援が遅れるおそれがあるほか、各離島への同時応援の困難等も予想される。

このため、本土から本県への応援や、本島から県内各離島等への応援が到着するまでの間を自力で乗り切れる防災資源やネットワークを充実・強化し、市町村の防災体制・対策の充実・強化を図る。

- ア 市町村のニーズを踏まえた消防広域化の支援、消防救急無線のデジタル化、消防指令センターの整備
- イ 市町村への先遣隊の自主派遣体制、被災・非被災市町村間の応援体制の構築
- ウ 各島の浸水想定区域外への備蓄拠点・物資、ヘリポート等輸送拠点の確保
- エ 自衛隊、米軍等によるヘリコプター輸送体制の確保
- オ 自衛隊、海上保安庁による船艇・航空機を使用した情報収集、輸送体制の確保

カ 多数の離島が被災した場合における、本島～各離島間の緊急輸送の中継拠点となり、各離島への対策の後方支援基地となる広域防災拠点の確保

2 沖縄の置かれた特殊な諸事情、市町村の小規模性等の条件不利性

沖縄の置かれた特殊な諸事情等により、県内の消防常備化率（沖縄県 70.7%、全国平均 97.9%）、消防団員数の人口比率（沖縄県 0.12%、全国平均 0.68%）及び自主防災組織カバー率（沖縄県 13.3%、全国平均 77.9%）等が全国最低の水準にある。

また、県内市町村は財政力が脆弱なため防災対策が遅れている現状を考慮し、以下のような市町村の防災体制・対策の充実・強化への支援を推進する。

ア 消防団の拡充強化

イ 自主防災組織の組織化、資機材整備等の支援

ウ 市町村避難計画・ハザードマップ・避難行動要支援者の個別避難計画等の作成支援、防災無線・避難誘導標識・備蓄倉庫・物資等の整備支援

※消防常備化率は全国消防便覧（総務省消防庁、平成 26 年 3 月）、消防団員数の人口比率及び自主防災組織カバー率は消防白書（平成 25 年版）による。

3 沿岸部の低地に密集する人口等への防災対策

本県の人口密集地の大部分は海拔 5 m 以下の沿岸部に存在するほか、津波の想定結果によると地震発生から 10 分以内に津波が到達する地区も多数ある。

少なくとも海拔 5 m 以上のより高い場所へ、津波到達時間内に避難できるように、以下のような津波避難対策を県内全域で対策を進めるほか、歴史上最大クラスの津波についても可能な限り対策を講じていく。

ア 津波ハザードマップの整備、学校等の防災教育及び地域の津波避難訓練の実施

イ 市町村の津波避難計画、浸水想定区域の学校、医療機関及び福祉施設等の津波避難マニュアルの作成

ウ 高台が少ない地域等の津波避難ビル等の確保及びがけ地の避難階段の整備

エ 海拔高度図を活用した公共施設等への標高や津波避難場所の標識設置

オ 避難誘導者及び避難支援者等の安全確保対策

4 観光客や外国人の避難誘導

地震が発生した場合、県内の市街地、海岸、観光施設等にいる多数の観光客の避難誘導が必要となるほか、航空機が停止した場合には、県内（島内）に滞留することも予想される。

観光客等の安全を確保するため、県、市町村、観光協会、観光施設及び宿泊施設等の関係者が連携して、観光客や外国人への避難情報の提供、避難誘導、帰宅支援体制を整備する。

また、少なくとも海拔 5 m 以上のより高い場所へ、津波到達時間内に避難できるように県内全域で以下のような対策を進めるほか、歴史上最大クラスの津波についても可能な限り対策を講じていく。

ア 観光施設、宿泊施設等における観光客、外国人等の避難誘導體制の整備

イ 海拔高度図を活用した、観光施設等への標高や津波避難場所・ルート等の標識設置

ウ 滞留旅客の待機施設等の確保

第 4 節 防災計画の見直しと推進

防災計画は実際の災害対応や防災訓練等を通じて内容を検証し、継続的に見直しを続けていく必要がある。

また、大規模災害は想定される被害が甚大かつ深刻であるため、発生までの間に、県、市町村、関係機関及び住民等が、様々な対策によって被害軽減を図ることが重要である。

1 防災計画の効果的推進

- (1) 本計画に基づき指定地方公共機関は防災業務計画を、市町村は地域防災計画を、それぞれ機関の果たすべき役割、地域の実態を踏まえつつ修正する必要がある。
- (2) 本計画は、想定した災害の諸形態を考慮して県内の防災に関する事項を網羅的に示しているものである。市町村が地域防災計画を見直すに当たっては当該地域の自然的及び社会的な条件等を勘案して各事項を検討の上、必要な事項を記載する。また、特殊な事情がある場合は、適宜必要な事項を付加する。
- (3) 指定地方公共機関が防災業務計画を作成するに当たっては、所管する地域の特性等に十分配慮する。
- (4) 県、市町村及び指定地方公共機関等の防災担当部局は、これら防災計画を効果的に推進するため、他部局との連携また機関間の連携を図り、以下の対策を実施する。
 - ア 実施計画（アクションプラン）及び分野別応急活動要領（マニュアル）の作成並びに訓練等を通じた職員への周知徹底及び検証
 - イ 計画、アクションプラン及びマニュアルの定期的な点検並びに点検や訓練から得られた関係機関間の調整に必要な事項や教訓等の反映
- (5) 県、市町村及び指定地方公共機関等は、本計画、防災業務計画及び市町村地域防災計画に基づく対策の推進に最大限努力し、制度等の整備及び改善等を実施する。
- (6) いっどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要である。

個人、家庭、地域、企業及び団体等社会の様々な主体は、相互に連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行う県民運動を展開する。

また、その推進に当たっては、時機に応じた重点課題及び実施方針を定め、関係機関等の連携の強化を図る。
- (7) 県、市町村及び指定地方公共機関等は、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施し、相互に密接な連携を図る。

また、県及び市町村は、他の自治体とも連携を図り、広域的な視点で防災対策の推進を図るよう努める。
- (8) 本計画は、本県の防災に関する総合的かつ長期的な計画であり、これを確実に実行していく必要がある。

沖縄県防災会議は、本計画の実施状況並びにこれに基づく防災業務計画及び地域防災計画の作成状況及び実施状況を定期的に把握するとともに、防災に関する調査結果や発生した災害の状況等に関する検証、検討と併せ、その時々における防災上の重要事項や課題を把握し、又は審議し、これを本計画に的確に反映させていく。
- (9) 防災計画等の策定段階から、多様な主体の意見を反映できるよう防災会議の委員に、女性、自主防災組織、要配慮者、学識者等の参画を促進し、計画等に反映させていく。

2 防災計画の整合性の確保

- (1) 防災計画間の整合
県、指定地方公共機関及び市町村は、防災計画間の必要な調整、県から市町村に対する助言等を通じて、本計画、防災業務計画、市町村地域防災計画、水防計画その他の防災関連計画が体系的かつ有機的に整合性を確保するために必要なチェックを行うものとする。

また、その他の計画（総合計画、マスタープラン等）についても、防災の観点から必要なチェックを行うものとする。
- (2) 防災関係法令との整合
防災計画には、大規模地震対策特別措置法、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法、水防法、土砂災害警戒区域における土砂災害防止対策の推進に関する法律、津波防災地域づくりに関する法律その他の防災関係法令において防災計画に定めるべきとされた事項を確実に位置づけるととする。

第3章 災害予防計画

第1節 災害予防計画の基本方針等

第1款 災害予防計画の構成

地震、風水害等の自然災害に対して県民の生命・財産の安全を確保するための予防対策は、総論として「災害に強いまちづくり」、「災害に強い人づくりのための訓練・教育等」、「災害応急対策活動の準備」、「避難体制の整備」の5つ、そのほかの個別事項として「離島等の防災体制の強化」、「原子力災害予防計画」、「道路・軌道・航空機事故災害予防計画」、「海上災害予防計画」に区分し、次節以降に詳細を示す。

第2款 災害予防計画の推進

1 減災目標（実施主体：県、市町村）

県及び市町村は、地震・津波の被害想定調査結果を踏まえて減災目標を設定し、防災関係機関と協力して予測された被害を効果的に軽減するための防災対策を計画的に推進する。

また、県は沖縄21世紀ビジョン実施計画（後期：平成31年3月）に定める各種減災施策を推進し、次の減災目標の達成に努める。

評価指標	基準値		現状 (計画策定時)		減災目標 (H33年度)
津波高潮ハザードマップ作成市町村数	36市町村	H25	38市町村	H28	41市町村
自主防災組織率	8.9%	H23	25.16%	H28	76.0%
消防職員の充足率	53.1%	H21	61.9	H27	70.0%
人口1万人当たりの消防団員数	11.7人	H22	12.0人	H28	15.0人
離島空港施設の耐震化率	—	—	0%	H28	17%
緊急物資輸送の拠点港数(耐震岸壁設置港数)	4港	—	5港	H28	6港
道路法面等危険除去箇所数	全体で65箇所	H23	35箇所	H28	50箇所除去
災害時のライフライン確保に資する無電柱化（無電柱化整備延長）	109km	H23	143.2km	H28	173.2km
避難地に位置付けられている都市公園数	257箇所	H22	293箇所	H27	303箇所
耐震化が必要な県営住宅棟の耐震化率	89.8%	H23	92.2%	H28	93.9%
住宅の耐震化率	82.0%	H20	85.1%	H25	95.0%
多数の者が利用する建築物の耐震化率	83.5%	H17	83.5%	H17	95.0%
公立学校耐震化率	79.9%	H24	89.9%	H28	100%
障害児・者入所施設の耐震化率（旧耐震基準施設の耐震化率）	69.5%	H22	94.4%	H28	100%
主要9河川の浸水想定区域面積	約234ha	H22	約234ha	H22	約56ha
基幹管路の耐震化率（上水道）	23.0%	H22	25%	H27	36.0%
重要な幹線等の耐震化率（下水道）	17.0%	H22	42.9%	H27	49.8%
下水道による都市浸水対策	53.5%	H22	57.4%	H27	62.1%
土砂災害危険箇所整備率(急傾斜地崩壊対策事業)	13.0%	H23	14%	H28	16.0%
土砂災害危険箇所整備率(砂防事業)	21.0%	H23	22%	H28	24.0%
土砂災害危険箇所整備率(地すべり対策事業)	24.0%	H23	28%	H28	36.0%
防護面積(高潮対策等)	58.9%	H23	82.8ha	H28	92.7%
防風・防潮林整備面積	533ha	H23	560ha	H28	593ha
港湾臨港交通施設における橋梁の耐震化率	—	—	42%	H28	67%

（注）沖縄21世紀ビジョン実施計画前期は平成24年度～28年度、後期は平成29年度～平成33年度

2 緊急防災事業の適用（実施主体：県、市町村）

他県に比べて不利な本県の特異性を踏まえて、国等の防災事業を積極的に活用し、遅れている本県の防災対策を強力に推進する。

(1) 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

県は、地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業五箇年計画を策定し、県内の避難施設、消防用施設及び防災拠点施設・設備等の整備を推進する。

(2) その他の法令等の適用

津波対策の推進に関する法律、津波防災地域づくりに関する法律、その他の関連法令等に基づく防災・減災事業等の実施等により、地震・津波に強いまちづくりをソフト・ハードの両面から効率的、効果的に推進する。

また、県及び市町村は、老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理を推進する。

3 防災研究の推進（実施主体：防災関係機関、知事公室、市町村）

本県の防災対策を効果的、効率的に進めるため、県域の地震・津波災害の危険性や、防災対策の効果、問題点等を科学的に把握する。

(1) 防災研究の推進

国や大学等の調査研究成果や、本県の過去の災害事例等を収集、整理及び分析し、災害発生メカニズムと被害発生原因等と、対応する防災対策の課題及び方策を明確にしていく。

また、工学的分野のほか、災害時の住民等の行動形態や情報伝達等に関する社会学的分野、古文書の分析等の歴史学等も含めた総合的な調査や研究を推進し、今後の防災対策に反映していく。

(2) 調査研究体制の確保等

県内の大学や研究機関等と連携して、県内の防災に関する調査・研究を効率的、効果的に進める体制を確保するとともに、調査・研究の進捗を管理し、成果を防災関係者等に速やかに提供していく。

第2節 災害に強いまちづくり

国及び地方公共団体は、避難路、避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、港湾、空港等の骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備、危険な住宅密集市街地の解消等を図るための防災街区整備事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保、耐震性貯水槽や備蓄倉庫、海水・河川水・下水処理水等を消防水利として活用するための施設の整備等を図るとともに、防火地域及び準防火地域の的確な指定による防災に配慮した土地利用への誘導、それぞれの災害に応じた防災拠点施設等の浸水防止機能、土砂災害に対する安全確保等により、災害に強い都市構造の形成を図るものとする。

第1款 防災対策に係る土地利用の推進（実施主体：土木建築部、市町村）

1 防災対策に係る土地利用に関する事業の基本方針

災害に備えた適正な土地利用の推進により、安全な都市環境の整備を促進するための基本方針は、以下のとおりである。

(1) 防災上危険な市街地の解消

土地区画整理事業や市街地再開発事業等を推進し、防災上危険な密集市街地の解消を図るほか、避難等の機能を有する道路や公園等の都市基盤施設を整備する。

(2) 新規開発に伴う指導・誘導

新規開発等に際しては、防災の観点から調整・指導を行い、安全性の高い市街地の形成を図る。

また、土地区画整理事業等による防災上重要な都市基盤施設の先行整備等を行う。

2 防災対策に係る土地利用に関する事業の実施

(1) 土地区画整理事業

事業実施中の地区は、防災上必要な都市基盤施設の整備を急ぐとともに、県は、新規に事業を予定している市町村等に対して防災上の観点からも適切に指導していく。

(2) 市街地再開発事業等

ア 県は、市街地の防災性を考慮し総合的な都市再開発に取り組み、建築物の耐震化及び不燃化等の延焼火災の防止、緑地保全等の整備及び河川、下水道、道路等の浸水対策を推進する。

また、避難路や広場等を整備することにより、都市防災の機能確保を図る。

イ 土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、密集市街地の再開発を促進する。

(3) 新規開発に伴う指導

低地部の軟弱地盤地域での大規模宅地造成や危険斜面の周辺等での開発行為に際しては、液状化や斜面災害を防止するとともに、防災に配慮した土地利用となるよう規制・誘導策の導入を計画的に行う。

(4) 所有者不明土地の活用

県及び市町村は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進する。

第2款 都市基盤施設の整備（実施主体：土木建築部、農林水産部、知事公室、市町村、各ライフライン事業者）

1 都市基盤施設の防災対策に関する基本方針

県及び市町村は、都市の防災構造上重要な都市基盤施設の整備を推進する。また、災害による甚大な被害が予測され、都市防災構造化対策を緊急かつ総合的に実施すべき都市部の地域については、道路、公園、河川、砂防施設、港湾・漁港等の都市基盤施設や防災拠点、避難地、

避難路、避難誘導標識等の整備に係る事業計画を策定し、都市部の地域における防災対策を推進する。なお、都市部以外の地域については、必要に応じて事業計画を定めるものとする。

2 防災対策に係る都市基盤施設の整備に関する事業の実施

災害に強い都市構造の形成を図るための具体的な事業の内容は、以下のとおりである。

(1) 防災拠点機能の確保（実施主体：土木建築部）

広域避難地となる都市公園等は、災害応急対策活動の場として防災機能をより一層効果的に発揮させるため、備蓄倉庫、耐震性貯水槽、災害用トイレ及び臨時ヘリポート等の整備を推進する。

(2) 避難地・避難路の確保及び誘導標識等の設置（実施主体：土木建築部、市町村）

広域避難地となる都市基幹公園、一時避難地となる住区基幹公園等を計画的に配置・整備し、必要に応じ公共施設等のオープンスペースを利用した避難地及び避難路を確保するとともに、誘導標識等の設置を推進し、消防・避難活動等の対策を強化する。

(3) 防災上重要な道路の整備（実施主体：沖縄総合事務局、土木建築部、農林水産部、市町村、西日本高速道路㈱）

ア 道路整備に係る防災対策の基本的な考え方

避難路、緊急輸送道路及び消防活動困難区域の解消に資する道路整備を推進するほか、都市部の道路については多重性・代替性の確保が可能となるよう計画的、体系的に整備するとともに、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路については、災害時の交通を円滑に確保するため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行ほか、無電柱化を促進し、倒壊による通行の妨げや停電リスクの解消を図る。

イ 道路施設の整備

道路施設の耐震性の確保を基本として道路施設整備を推進し、施設の重要度に応じて既存道路施設の耐震補強を実施するとともに、道路暗渠等については都市化による河川への雨水の集中的流入を考慮し、河川の流下能力を著しく損なうことがないよう対処する。

(ア) 所管道路について危険箇所調査を実施し、補修等対策工事を行う。

(イ) 耐震対策が必要な橋梁について、架替、補強及び落橋防止装置の整備を実施する。

(ウ) アンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進する。また、渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流失により、被災地の孤立が長期化しないよう、洗掘防止や橋梁の架け替え等の対策を推進する

ウ 緊急輸送路ネットワークの形成

道路管理者は、消防、救急・救助及び輸送活動等を迅速・円滑に実施するため、道路（緊急輸送路）幅員の拡大や改良等を推進するとともに、これらと交通、輸送、給水及び災害対策等の拠点（ターミナル、港湾、空港、臨時ヘリポート、水道施設、道の駅等）へのアクセス道路を有機的に連絡させて、緊急輸送道路ネットワークを形成し、各種防災活動を円滑に実施できるようにする。

エ 広域的な防災拠点機能の確保

道の駅等を道路啓開や災害復旧の活動のための災害時の広域的な防災拠点として位置づける。

オ 道路啓開用資機材の整備

放置車両、がれき及び倒壊電柱等を除去し、必要に応じ路面及び橋梁段差の修正を行うことで、震災時の緊急輸送道路としての機能を早期に確保できるよう、レッカー車、クレーン車、バックホウ、ホイールローダー及び工作車等の道路啓開用資機材の確保の体制を整える。

カ 応急復旧体制の確保

道路管理者は、発災後の道路の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、道路啓開計画に基づく一元的な出動要請を行えるよう、建設業者との協定の締結に努める。

また、障害物除去、応急復旧等を迅速に行えるよう、あらかじめ応急復旧要領を作成し、道路管理者と関係機関が相互に連携して定期的な実動訓練に取り組む。

(4) モノレール対策（実施主体：土木建築部、沖縄都市モノレール㈱）

第1編 共通編 第3章 災害予防計画

沖縄都市モノレールは県民や観光客の交通手段として定着しており、1日あたり平均乗客数は約5万人に上る。

軌道経営者及び道路管理者は、地震・津波、風水害等による列車事故を防止し、利用者の安全を確保するとともに、モノレール施設の被害軽減や被災した場合にも早期に運転を再開できるように次の対策等を推進する。

ア 施設の安全対策

軌道桁、支柱及び駅舎等の耐震性については最新基準に基づき建設されているが、基準の変更等がある場合には、軌道経営者と道路管理者は協力し、適切に対応する。

また、車両やその他設備等における安全対策は、軌道経営者が、関連法令や基準等に基づき、適切に対応する。

イ 災害時における活動体制

軌道経営者は、利用客及び施設の安全確保のため、利用客の避難や応急復旧のための資機材を整備するとともに、被害状況の把握や安全点検を実施するための人員の確保や点検体制の整備に努める。

また、地震・津波、風水害等を想定した利用者の防災マニュアルを策定する。

ウ 防災意識の普及

軌道経営者は、職員に対し施設の安全確保のための教育・訓練のほか、災害時の避難誘導や救難活動に必要な知識、技能等を習得するための教育・訓練の実践を推進する。

(5) 港湾・漁港整備事業（実施主体：沖縄総合事務局、土木建築部、農林水産部、市町村、港湾管理者）

ア 港湾・漁港整備事業の実施

港湾・漁港は、海上交通ルートによる避難、救助及び輸送を行う上で、極めて重要な役割を果たすものである。

そのため、地震・津波、風水害等によっても大きな機能麻痺を生じないように、特に重要な拠点港湾・漁港とそれを補完する港湾・漁港及び離島の生活を支える港湾・漁港において、耐震強化岸壁、緑地、背後道路等の整備に努め、震災後の物資輸送拠点としての機能の確保に努める。

また、近年の高波災害や気候変動を踏まえ、耐波性能の照査や既存施設の補強、関係者で協働した気候変動適応策の計画的な実施を推進する。

本県における緊急輸送港湾等の整備状況については第2編 第1章 「第14節 交通輸送計画」を参照

イ 応急復旧体制の確保

港湾管理者及び漁港管理者は、関係機関と連携し、発災時の港湾・漁港機能の維持・継続のための対策を検討する。また、港湾・漁港の危険物の除去、航路啓開、応急復旧等に必要な人員及び資機材等の確保に関する建設業者等との協定の締結等必要な対策を講じる。

港湾管理者は、緊急輸送等に必要な航路等の機能を確保するため、航路等の水域沿いの港湾施設を管理する民間事業者等に対して施設の維持管理状況の報告を求めるとともに、必要に応じて立入検査を行う。また、施設の維持管理が適切に行われず、災害時に船舶の航行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる場合には、適正な維持管理のための措置を講ずるよう命じ、又は勧告を行うものとする。

(6) 空港施設整備事業（実施主体：空港管理者、土木建築部）

空港管理者は、地震・津波、風水害等に際して空港施設の被害を最小限にとどめるために、施設の耐震性及び耐浪性の確保等を推進するとともに、必要な物資、資機材、人員等の輸送拠点としての機能が早期に発揮できるよう災害予防事業を推進する。

ア 装備・資機材等の整備

(ア) 化学消防車、防火水槽、化学消火薬剤等の消防設備及び資機材の整備を図る。

(イ) 担架、医薬品等の救急用資機材の整備を図る。

イ 防災組織及び活動体制の整備

(ア) 空港関係機関で構成する自衛消防組織の強化に努める。

(イ) 関係機関の協力を得るため、消火救難活動に関する応援協定等を締結する。

ウ 防災組織の普及・啓発

- (ア) 航空に関する防災知識の普及を図る。
- (イ) 消火救難活動に必要な知識、技能を習得するため、平素から被害想定に基づいた訓練を実施する。
- (ウ) 安全運航の徹底を図るための指導を行う。

3 火災に強いまちの形成（実施主体：土木建築部、知事公室、市町村）

(1) 火災に強いまちの形成に係る基本方針

予想される大規模地震による延焼火災の防止を図るための基本方針は、以下のとおりである。

ア 不燃化の推進

火災・延焼の危険度が高い地区について、建築物の不燃化を推進する。

イ 消防活動困難区域の解消

消防自動車の出入りができる幅員6m以上の道路からホースが到達する一定の距離以上離れた消防活動困難区域等については、防災街区整備事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の市街地の面的な整備により、消防活動が困難な区域を解消する。

ウ 延焼遮断帯等の形成

広幅員の道路、公園、空地等を確保することにより延焼遮断帯を形成する。

エ 地震に強い消防水利の確保

消火栓の被害を想定した地震に強い消防水利・耐震性貯水槽等を計画的に整備する。

(2) 火災・延焼予防事業の実施

火災・延焼の防止を図るための具体的な事業の内容は、以下のとおりである。

ア 防火・準防火地域の指定

商業地域及び近隣商業地域については、防火地域又は準防火地域の指定を火災・延焼の危険度が高い地区を重点に積極的に実施し、不燃化を促進する。

イ 公営住宅の不燃化推進

県営住宅等の公営住宅については、市街地特性、火災・延焼の危険度及び老朽度等を考慮し、建替えによる不燃化の推進を図る。また、市町村営住宅、その他公営住宅についても、市街地特性等を考慮して建替えによる住宅不燃化の推進を図るよう指導・支援する。

ウ 消防施設等の整備促進

県及び市町村は、地域における消防力や消防水利の充足状況を勘案し、防火水槽、耐震性貯水槽の整備、海水、河川水等の自然水利の活用、水泳プール及びため池等を指定消防水利として活用することにより、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努めるものとする。あわせて、大規模地震や津波災害など多様な災害にも対応する可搬式小型動力ポンプ、小型動力ポンプ付積載車及び救助工作車等消防用施設・設備の整備促進を図る。また、デジタル技術の活用による情報収集、分析など指揮支援体制の強化や迅速な進出と効果的な活動に向けた体制整備などにより、緊急消防援助隊を充実強化する。

また、市町村の消防施設等については、消防力の整備指針（平成12年消防庁告示第1号）、消防水利の基準（昭和39年消防庁告示第7号）及び関係法令等に基づいて整備拡充することとする。

なお、県は、国庫補助対象施設以外の施設等について、予算の範囲内で県費補助を行うなど、市町村の支援を行うとともに、総務省消防庁の林野火災特別地域対策事業の実施要件を備えている市町村に対し、当該事業の実施計画の策定及び林野火災用の消防施設等の計画的整備を促進する。

エ 水防、救助施設等の整備計画促進

水防、救助施設等の現況、管理及びその整備は次によるものとする。

(ア) 水防施設等

水防法の規定により、県及び水防管理団体は、管内における水防を十分に果す責任を有し、水災の防御及びこれによる被害を軽減するため、必要に応じて水防倉庫及び水防機材等の水防施設を整備するものとする。

(イ) 救助施設等

救急業務非実施市町村においては、消防法第35条の6の規定による知事要請により、救急業務実施市町村によって行うこととし、県は当該救急業務が円滑に行われるよう、市町村間の相互応援協定の締結を積極的に支援するものとする。

(ウ) 流出危険物防除資機材

県、市町村、船舶関係者及び製油所及び油槽所等の石油等危険物取扱者は、大量に流失した危険物による災害の拡大防止等に必要な、以下の資機材等の整備を図るものとする。

- a 流出危険物の災害防止に必要なオイルフェンス、むしろ、応急木材、作業船等
- b 流出危険物の回収及び処理に必要な油処理剤、油吸着剤並びに吸引ポンプ、バージ等
- c 流出危険物から火災が発生した場合の消防活動に必要な化学消防車、化学消火剤及び消火器具等
- d 流出危険物による災害の拡大防止に必要なガス検知機及び通信機器等

4 林野火災予防計画（実施主体：沖縄森林管理署、知事公室、農林水産部、警察本部、市町村）

林野火災の予防、警戒及び鎮圧をし、火災による災害の拡大防止を図るため、次の対策を講ずるものとする。

(1) 林野火災対策の推進

- ア 県、消防機関、林野行政機関、自衛隊及び県警察その他関係機関で構成する林野火災対策推進協議会を設置して、総合的な林野火災対策の連絡調整を図るとともに、林野火災総合訓練等の推進体制を確立する。
- イ 市町村等においては、延焼範囲が拡大し、広域にわたる消防活動を行う場合の消防機関相互間の指揮統制及び情報連絡体系など、林野火災消防活動計画の整備を図る。

(2) 出火防止対策

- ア 県、市町村及び森林管理署等は、入山者の注意を喚起するため、山火事防止の標柱及び標板等の設置に努めるものとする。
- イ さとうきび葉等の焼払いに起因する林野火災の多発に鑑み、適正な火入れの指導、特に強風、乾燥時における火気の取扱いについての指導を強化する。
- ウ 市町村及び森林管理署は、森林又はこれに接近している土地における火入れについて森林法等に基づく規制措置の適正な実施を確保するための指導を強化する。
- エ 火入れに際しての消火設備、監視員の配置及び防火線の設定等についての指導をはじめ、火災予防上危険な気象状況のときの火入れ中止の指導等を徹底する。

(3) 林野火災対策用資機材の整備と操法訓練

- ア 県及び市町村は、林野火災対策用資機材の整備に努めるとともに、ヘリコプターによる空中消火等補給基地の整備の促進を図るものとする。
- イ 林野面積の多い地域を対象に、関係機関共同で、林野火災用空中消火資機材の操法訓練等を実施する。

(4) 消防施設等の整備

※第2節 第2款 3 (2) 「ウ 消防施設等の整備促進参照」

5 津波に強いまちの形成（実施主体：土木建築部、農林水産部、知事公室、市町村）

津波に強い都市構造化を図るため、以下の点を踏まえ、沿岸部の土地利用、建築物や土木構造物等の設計及び都市計画等を実施する。

- (1) 最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先としつつ、生活や産業への被害を軽減する観点からのまちづくりを進める。
このため、臨海部に集積する港湾、工場、物流拠点、臨海工業地帯、漁港等の施設に対する被害を軽減するとともに、そこに従事する者等の安全を確保する観点から、関係機関との連携のもと、海岸保全施設等の整合的な整備、諸機能の維持・継続、堤外地も含めた避難施設の整備その他避難対策の強化などの総合的な取組みを進める。
- (2) 最大クラスの津波による津波浸水想定を公表するとともに、津波災害警戒区域の指定等を行い、警戒避難体制の向上を促進する。
- (3) 徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。

特に、津波到達時間が短い地域では、おおむね5分程度の避難を可能とする。

ただし、地形や土地利用状況等から困難な地域では、津波到達時間などを考慮する。

- (4) 県や市町村の地域防災計画と都市計画等の有機的な連携を図るため、県庁関係部局連携による計画作成や、まちづくりへの防災専門家の参画など、津波防災の観点からのまちづくりに努める。

また、都市計画等を担当する職員に対してハザードマップ等を用いた防災教育の充実を図り、日頃から都市計画行政の中に防災の観点を取り入れる。

- (5) 津波浸水想定区域等について、各沿岸地域の自然特性、社会経済特性、施設整備、警戒避難体制及び土地利用等が有機的に連携した津波防災対策を推進する。

なお、比較的発生頻度の高い津波に対しては、港湾・漁港の後背地を防護するための一連の堤防・胸壁等を計画する等、一体的な施設整備を図る。

- (6) 内陸への津波遡上、浸水を防止するため、必要に応じて道路等の盛土について検討する。
(7) 河川護岸の整備等を推進するとともに、水門等の自動化・遠隔操作化や内水排除施設の耐水機能の確保に努める。

- (8) 浸水の危険性の低い地域を居住地域とする土地利用計画の策定、できるだけ短時間で避難が可能となるような都市計画と連携した避難施設の計画的整備、民間施設の活用による確保及び建築物や公共施設の耐浪化など、津波に強いまちの形成を図る。

なお、事業の実施に当たっては、効率的・効果的に行われるよう配慮する。

- (9) 社会福祉施設医療施設等についてはできるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備し、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には建築物の耐浪化や、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など、施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図る。

また、庁舎、消防署、警察署など災害応急対策上重要な施設の津波災害対策については、特に万全を期する。

- (10) 緊急輸送ルートを早期に確実に確保するため、緊急輸送道路や輸送拠点（空港、港湾、漁港、臨時ヘリポート、ターミナル等）について、地震・津波に対する安全性及び信頼性の高い施設整備に努める。

第3款 地盤・土木施設等の対策、災害危険区域の指定等

1 地盤災害防止（実施主体：土木建築部、農林水産部、市町村）

(1) 危険性

地盤災害の発生については、沖縄本島の中南部、周辺諸島の沖積低地、石垣島の宮良川沿いや名蔵湾沿いの低地、宮古島の与那覇周辺の低地等で液状化の危険性が高い。

また、近年の大規模地震で多発している盛土造成地等の崩落についても、県内の谷埋め型及び腹付け型の盛土造成地の危険性を把握する必要がある。

(2) 対策

県内の都市開発、市街地開発及び産業用地の整備並びにこれら地域開発に伴う液状化対策及び盛土造成地等の対策は、以下のとおりである。

ア 県・市町村等の防災上重要な基幹施設や地域の拠点施設で液状化の予想されるところについては、所要の液状化対策を実施する。

イ 今後の産業用地等の新規開発については、地盤改良等の徹底を行う。

ウ 液状化被害の可能性がある地盤情報やそれらへの技術的対応方法について、積極的に県民や関係方面への周知・広報に努める。

エ 阪神・淡路大震災等の事例から、既存の法令に適合した構造物の液状化被害は少ないことから、法令遵守の徹底を図る。

オ 宅地耐震化推進事業により、地震時に滑動崩落のおそれのある造成宅地の調査、宅地の耐震化、宅地ハザードマップの作成・公表を進めるほか、宅地造成等規制法による造成宅地防災区域の指定等を推進する。

各種の地震災害から県土を保全し、県民の生命、身体及び財産を保護するための防災施設の整備・改修等の事業については、この計画の定めるところによって実施する。

カ 県及び市町村は、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく管内の既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察等を行うものとする。また、これらを踏まえ、危険が確認された盛土等について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに監督処分や撤去命令等の行政処分等の盛土等に伴う災害を防止するために必要な措置を行うものとする。

県は、当該盛土等について、対策が完了するまでの間に、市町村において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。

2 土砂災害予防計画

(1) 砂防関係事業（実施主体：沖縄総合事務局開発建設部、土木建築部、市町村）

ア 危険箇所・警戒区域等

本県は、沖縄本島及び多くの離島で構成されており、山地から海岸に至るまでの距離が短いために、急傾斜地や急勾配の溪流が多く、がけ崩れ、地すべり及び土石流による災害が予想される危険箇所・警戒区域等が約1千箇所以上ある。

急傾斜、地すべり及び土石流による危険が予想される区域は、沖縄県水防計画のとおりである。

イ 対策

県は、沖縄総合事務局及び市町村等と連携・協力して、警戒避難対策等による被害防止が困難な危険箇所を把握し、土砂災害防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、地すべり等防止法及び砂防法など関係法令に基づく危険区域を指定し、防災対策を講じる。

(2) 警戒避難体制の整備（実施主体：土木建築部、市町村）

ア 監視装置等の整備等

県は、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計及びワイヤーセンサー等の設置並びに流木・風倒木流出防止対策など、総合的な土砂災害対策を推進するものとする。

イ 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の指定及びそれに伴う措置

(ア) 土砂災害警戒区域

a 県は、関係市町村の意見を聴いて、土砂災害のおそれのある区域を土砂災害警戒区域等として指定する。

b 当該区域の指定を受けた関係市町村は、警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難路に関する事項、災害対策基本法48条第1項の防災訓練として市町村長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項、警戒区域内に、要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地、救助に関する事項、その他警戒区域における円滑な警戒避難に必要な事項について、市町村地域防災計画に定め、住民等に周知を図るための措置を講ずる必要がある。

(イ) 土砂災害特別警戒区域

県は、関係市町村の意見を聴いて、土砂災害により著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域として指定し、当該土砂災害特別警戒区域について以下の措置を講ずる。

a 住宅宅地分譲地及び社会福祉施設等のための開発行為に関する許可

b 建築基準法に基づく建築物の構造規制

c 土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告

d 勧告による移転者への融資及び資金の確保

(ロ) 土砂災害特別警戒区域に基づくハザードマップ等の作成、配布

市町村は、第3節第2款1「(2)市町村の役割」により、土砂災害特別警戒区域に基づきハザードマップ等を作成、配布、研修等を実施し、災害リスクや災害時にとるべき行動について普及・啓発を図る。

3 治山・治水計画

(1) 治山事業（実施主体：沖縄森林管理署、農林水産部）

ア 危険区域

本県における森林災害については、毎年襲来する台風、集中豪雨等により林地崩壊が多発し、多大な被害を及ぼしている。

平成19年度の山腹崩壊危険地区は176箇所、崩壊土砂流出危険地区は350箇所、地すべり危険地区は5箇所、計531箇所となっている。（資料編参照）

また、平成19年度の山地災害危険地区及び準用地区に隣接して立地する「要配慮施設」は8施設である。

イ 対策

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定により、地域森林計画を定め計画的に事業の推進とあわせ、特に、以下の事項に重点を置き、緊急かつ計画的に実施する。

(ア) 森林の水源かん養及び山地災害防止機能の強化

(イ) 山地災害危険地区等における治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策の一体的な実施や、地域の避難体制との連携による減災効果の向上を図るとともに、森林の整備・保全の推進により、山地災害の発生防止に努める（特に、尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策等を推進する。）。

(ウ) 海岸防災林の整備

(2) 治水事業（実施主体：沖縄総合事務局、土木建築部、市町村）

ア 危険区域

河川の氾濫等の危険が予想される区域は、沖縄県水防計画に定める「重要水防区域内で危険と予想される区域（河川）」のとおりである。

イ 対策

(ア) 中南部地区及び住宅密集地区に係る河川及びダムがある河川等については50年確率降雨量を、その他の河川については30年確率降雨量を設計条件として、計画的な河川の改修を積極的に推進する。また、河川流域の自然状況や社会条件を総合的に判断し、ダムによる治水対策が有利な河川においては、総合的な治水対策を図り、県民の生命財産を災害から未然に防止する。

(イ) 特に都市河川については、河川護岸施設の整備と並行して、堆積土砂の浚渫工事を積極的に推進する。

(ウ) 慢性的浸水低地帯については雨水貯留・浸透施設の設置促進、また、建築物の新築及び改築等に際しては地盤面の嵩上げを推進する等、長期的視点からその解消策を検討する。また、道路暗渠等については都市化による河川への雨水の集中的流入を考慮し、河川の流量能力を著しく損なうことがないよう対処する。

ウ 浸水想定区域の指定と周知

(ア) 県の役割

県は、水防法に基づき指定した水位周知河川について想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表するとともに、関係市町村の長に通知する。

(イ) 市町村の役割

a 市町村は、浸水想定区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において少なくとも当該浸水想定区域ごとに避難判断水位到達情報の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定めるものとする。また、浸水想定区域内に地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なもの、主として高齢者、障害者、外国人、乳幼児及び妊産婦等の要配慮者が利用する施設（以下「要配慮者利用施設」という。）で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避

難の確保が必要なもの又は大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として市町村が条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるものについて、これらの施設の名称及び所在地について定めるものとする。名称及び所在地を定めたこれらの施設について、市町村は市町村地域防災計画に当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する避難判断水位到達情報等の伝達方法を定めるものとする。

- b 市町村は、市町村地域防災計画において定められた避難判断水位到達情報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項、浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設及び大規模工場等の名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置を講じるものとする。
 - c 市町村は、第3節 第2款 1 「(2)市町村の役割」により、水防法第15条に基づきハザードマップ等を作成、配布、研修等を実施し、災害リスクや災害時にとるべき行動について普及・啓発を図る。
- (ウ) 施設管理者等の役割
- a 地下街等の所有者・管理者
市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保及び浸水防止に関する計画を作成し、その計画に基づく避難誘導及び浸水防止活動等の訓練を行うほか、自衛水防組織を置く。
 - b 要配慮者利用施設の所有者・管理者
市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保に関する計画を作成し、その計画に基づく避難誘導等の訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くように努める。
 - c 大規模工場等の所有者・管理者
市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、洪水時の浸水防止に関する計画を作成し、その計画に基づく浸水防止活動等の訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くように努める。

4 農地等災害の予防及び防災営農の確立（実施主体：沖縄総合事務局、農林水産部、市町村）

(1) 農地防災事業の促進

ア 農地保全整備事業

県及び市町村は、降雨によって浸食を受けやすい特殊土壌地帯や急傾斜地帯に造成された農地の浸食・崩壊を未然に防ぐための事業を推進する。

イ ため池等整備事業

(イ) 土砂崩壊防止工事

県及び市町村は、農地、農業用施設及び他に被害を及ぼすおそれのある地区の土砂崩壊を未然に防ぐため、土砂崩壊の危険性のある地域を中心に事業を推進する。

(イ) 老朽ため池等整備工事

県及び市町村は、県下に所在するかんがい用ため池で、古いこと等から堤体及び取水施設等がそのまま放置すると、豪雨時に破堤し、下流地域に多大な被害を招くおそれのあるため池について、緊急度の高いものから順次補修事業を実施する。

ウ 地すべり対策事業

県及び市町村は、地すべり防止区域において地すべりによる被害を除去又は軽減し、農地及び農業用施設等を未然に防止する事業を推進する。

(2) 防災営農の確立

ア 指導体制の確立

県及び市町村は、本県農業に影響を与える各種災害を回避・克服して、農業生産力及び農業所得の向上を図るため、県及び市町村は関係機関、団体の統一的な指導体制の確立を図るものとする。

(ア) 指導組織の統一及び指導力の強化

県は、県出先機関への指導・調整の強化と、関係諸機関との連携及び指導体制の強化を図る。

また、県及び市町村は、各種の防災研修を強化し、指導力の向上を図る。

(イ) 防災施設の拡充

県及び市町村は、各種の防災実証展示施設の充実により、防災対策の普及・啓発を図る。

イ 営農方式の確立

県及び市町村は、本県農業の当面する諸問題に積極的に対応しつつ、亜熱帯農業における防災営農技術の確立を図る。

また、県の試験研究機関にあっては、病虫害、風水害に強い抵抗性品種の育成及び栽培技術による防災営農の確立に努める。

5 海岸保全施設対策（実施主体：土木建築部、農林水産部、市町村、港湾管理者）

海岸の保全については、海岸法第2条の二に規定する海岸保全基本方針に基づき対策を推進する。概要は以下のとおり。

- (1) 津波、高潮などの災害に対する適切な防護水準を確保するとともに、海岸環境の整備と保全及び海岸の適切な利用を図るため、施設の整備に加えソフト面の対策を講じ、これらを総合的に推進する。
- (2) 海岸保全施設の老朽化が急速に進む中、予防保全の考え方に基づき海岸保全施設の適切な維持管理・更新を図る。
- (3) 背後地の状況等を考慮して、設計の対象を超える津波、高潮等の作用に対して施設の損傷等を軽減するため、粘り強い構造の堤防、胸壁及び津波防波堤の整備を推進する。
- (4) 水門・陸閘等については、統廃合又は常時閉鎖を進めるとともに、現場操作員の安全又は利用者の利便性を確保する必要があるときは、自動化・遠隔操作化の取組を計画的に進める。
- (5) 海岸保全施設の機能や背後地の重要度等を考慮して必要に応じて耐震性の強化を推進する。

6 高潮等対策（実施主体：沖縄総合事務局、土木建築部、農林水産部、市町村）

地域防災計画における高潮対策の強化マニュアル（内閣府、平成13年）に基づいて、次の対策を推進する。

(1) 高潮防災施設の整備

ア 現況

沖縄本島及び多くの離島からなる本県の海岸線の総延長は2,029 kmで、そのうち高潮等対策が必要な海岸保全区域として平成31年3月現在までに423 kmが指定されている。

沿岸に位置する住宅地や産業地域では、海岸護岸は既成しているが、なかには防護機能が不十分なものや老朽化している施設があり、老朽海岸施設の老朽度について点検等を行い、特に重要な施設から老朽化海岸施設の改修等を計画的に推進する必要がある。

また、台風の規模や進路などの気象条件によっては宅地や農耕地等に大きな被害をもたらしており、海岸保全施設の整備を促進する必要がある。

イ 危険区域

高潮等の危険が予想される区域は、沖縄県水防計画に定める「重要水防区域内で危険と予想される区域（海岸）」のとおりである。

ウ 対策

- (ア) 海岸を防護するため、管理または海岸法第2条の海岸保全施設の必要な海岸について同法第3条の海岸保全区域の指定を促進する。
- (イ) 施設の改築や補強により既存保全施設の機能の強化を図る。
- (ウ) 海岸と海岸付近の各施設（河川施設・港湾施設・漁港施設）との連携や利用面等に考慮して、防護を必要とする区域の海岸保全施設の整備を促進する。
- (エ) 高潮防災施設の適切な点検・管理を行う。
- (オ) 越流した水が長時間背後地に湛水するおそれがある地区について、背後地の内水対策を行う。
- (カ) コンテナ等の野外蔵置貨物の流出防止対策を行う。

(2) 警戒避難体制の整備

県は、沖縄県高潮被害想定調査結果（平成18年度～平成19年度）を市町村に普及し、高潮浸水想定区域における高潮避難計画の策定及び高潮ハザードマップの作成・普及を支援する。

市町村は、津波・高潮ハザードマップ作成マニュアル（内閣府ほか、平成16年）等を活用して、高潮避難計画を検討し、高潮ハザードマップの作成・普及を実施する。

7 緑地の整備・保全

土砂災害の危険性が高い山麓部などの斜面地等については、砂防事業、地すべり対策事業及び急傾斜地崩壊対策事業等との連携や、緑地協定等による市街地における緑地の確保を図り、土砂災害防止や延焼遮断等の機能を有する緑地の体系的な整備・保全を推進する。

第4款 建築物・構造物等の対策

1 防災建築物・構造物等の建設の促進

地震・津波災害、風水害、大火災等による建築物・構造物の災害を防御するため、以下の項目に沿った防災建築物・構造物の建設を促進し、被害の減少を図るものとする。

なお、建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設その他の構造物・施設等の耐震設計の基本的な考え方は以下による。

(1) 建築物・構造物の耐震設計の基本的な考え方

ア 建築物・構造物等の耐震設計に当たっては、供用期間中に1～2度程度発生する確率を持つ一般的な地震動と発生確率は低い直下型地震又は海溝型巨大地震に起因する更に高レベルの地震動の両方をともに考慮の対象とする。

イ 建築物・構造物等は、一般的な地震動に際しては機能に重大な支障が生じず、かつ高レベルの地震動に際しても人命に重大な影響を与えないことを基本的な目標として設計する。

ウ 建築物・構造物等のうち、一旦被災した場合に生じる機能支障が、災害応急対策活動等にとって著しい妨げとなるおそれがあるものや、広域的に経済活動等に著しい影響を及ぼすおそれがあるもの、また、多数の人々を収容する建築物等については重要度を考慮し、高レベルの地震動に際しても他の建築物・構造物等と比べ耐震性能に余裕を持たせることを目標とする。

エ 耐震性の確保には、上述の個々の建築物・構造物等の耐震設計のほか、代替性の確保、多重化等により総合的にシステムの機能を確保することによる方策も含まれる。

(2) 建築物の耐震化の促進（実施主体：沖縄総合事務局、土木建築部、教育委員会、市町村）

県は、既存建築物の耐震性の向上を図るため、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）」に基づく「沖縄県耐震改修促進計画」により耐震診断・耐震改修を推進し、同計画に掲げた耐震化目標令和2年度までに、住宅及び特定建築物95%、県所有の公共建築物のうち特定既存耐震不適格建築物100%）を達成するため、耐震診断及び改修に係る広報及び相談、建築物所有者や市町村への支援策等を推進するとともに、推進に必要な体制や制度の整備、計画の進捗管理を行う。

市町村は、同計画を踏まえ、地域内の住宅、特定建築物の耐震化目標（市町村所有の公共建築物のうち特定既存耐震不適格建築物100%）の達成に向け、市町村有施設等の耐震化の現況を把握し、県と連携して、計画的な耐震化を図る。

また、建築物の耐震改修の促進に関する法律により耐震診断が義務付けられた要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物の所有者・管理者に対し、診断結果の報告を指導し、結果を公表する。

そのほか、建築物における天井の脱落等の防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止対策、高層ビルにおける長周期地震動対策及び津波への耐浪性確保対策等もあわせて促進する。

(3) 建築物等の耐風及び耐火対策の促進

県及び市町村は、建築物等の防風、防火、避難等の機能確保のため、建築物等の耐風及び耐火対策を促進するものとする。

また、県及び市町村所有の公共建築物のうち老朽化施設については、建替え又は補強等によって、耐風、耐水、耐浪及び耐火対策を進めるものとし、特に、体育館や公民館等、災害時の

避難所となる公共施設については、開口部への雨戸設置、屋根の飛散防止等、耐風対策などを優先的に行うものとする。

(4) ブロック塀対策

宮城県沖地震では、ブロック塀や石垣の倒壊によって多くの死傷者を出し、自動販売機を含む屋外重量転倒危険物の危険性が改めて示されたが、本県の場合、台風等の強風対策として、ブロック塀や石垣が多数設置されていることから、これらの倒壊による被害を防止するため、以下の対策を実施・検討する。

ア 調査及び改修指導

市町村は、ブロック塀等の地震による倒壊危険箇所の調査を行い、危険なブロック塀の造り替えや、生け垣の構築を奨励する。特に地震・津波発生時の避難、消防活動及び緊急輸送を確保するため、避難路や緊急輸送道路の沿道、消防活動困難区域及び津波浸水想定区域の周辺等を重点に、ブロック塀等の倒壊による道路閉塞を防止する。

イ 指導及び普及啓発

県は、建築物の防災週間等を通して、建築基準法の遵守について指導するとともに、ブロック塀等の点検方法及び補強方法の普及啓発を行う。

(5) 公共建築物等の定期点検及び定期検査

県及び市町村は、公共建築物については、建築設備等の定期点検及び検査を実施し、防火・避難等の機能を確保するものとする。

(6) 建築物・宅地の応急危険度判定体制の整備

建築物の余震等による倒壊や部材の落下物等による二次災害を防止し、県民の安全を確保するため、被災建築物、被災宅地の応急危険度判定の支援が迅速かつ的確に実施できる体制の整備に努める。

(7) 建築物等の適切な維持保全の周知と耐風対策の促進

県及び市町村は、建築物の防火及び避難等の機能確保のため、適切な維持保全の周知に努める。とともに、建築物の耐風及び耐火対策を促進するものとする。

2 文化財災害の予防（実施主体：国、教育委員会、市町村）

建造物、美術工芸品等の有形文化財、史跡、名勝、天然記念物等を火災、台風、地震等の災害から守るため、次により災害予防の徹底を図るものとする。

(1) 国、県及び各市町村は、文化財保護のための施設・設備の整備等の耐震、防火、耐風対策等に努める。

(2) 各市町村教育委員会は、管内文化財の防災計画を策定し、平時から県警察及び消防機関と連携し、災害予防対策を実施する。

(3) 県は、文化財の所有者、管理責任者又は管理団体の防災思想を普及・啓発する。

(4) 県及び市町村は、文化財の指定地内に居住する所有者に火気使用の制限を指導する。

(5) 市町村は、防災施設の必要な指定文化財について年次計画をもって防災施設の設置を促進する。

(6) 県は、各市町村文化財担当職員講習会等を開催して、防災措置について指導する。

(7) 暴風による倒壊等の防止対策及び落下物等による破損防止対策を行うものとする。

(8) 県及び市町村は、文化財の所有者又は管理者に対し、防災体制の確立指導並びに文化財の耐震調査を指導する。

第5款 ライフライン施設等の機能の確保

ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、国、地方公共団体及びライフライン事業者は、上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス等のライフライン施設について、地震災害においては耐震性の確保、津波災害においては耐浪性の確保、風水害においては浸水防止対策等災害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進め、あわせて電線、水管等の公益物件を収容するための共同溝等の整備を推進する。

特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化や津波への安全性確保を進めるほか、廃棄物処理施設については、災害時の電力や熱の供給等を可能とする始動用緊急電源や電気・水・熱の供給設備の設置等を図り、広域処理を行う地域単位で処理能力に一定の余裕を確保するなど災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保に努めるものとする。

また、各ライフライン施設は以下のとおり対応する。

1 上水道施設災害の予防（実施主体：保健医療介護部、企業局、市町村）

自然災害による上水道施設の被害を軽減するとともに、被災した場合にも速やかに給水を再開できるように次の対策を行う。

(1) 施設の防災対策の強化

水道事業者及び水道用水供給事業者における水道施設の新設、拡張、改良等に際しては、日本水道協会発刊の「水道施設設計指針」「水道施設耐震工法指針・解説」等により設計するほか、十分な耐震設計、耐震施工及び液状化対策、適切な施設の維持管理、保守点検による耐震性の確保、洪水・高潮等の浸水、土砂災害のリスク等を考慮した系統の多重化、拠点の分散及び代替施設の確保等を図り、供給システムの強化を推進する。

(2) 広域応援体制の整備

災害時における円滑な応急給水を実施するための水道事業者及び水道用水供給事業者間の県内における広域的な応援・受援を円滑かつ的確に実施できるように、「沖縄県水道災害相互応援協定」に基づく実践的な運用体制を整備・点検するとともに、市町村が策定する災害時の給水拠点を明確にした応急給水計画の策定を促進する。

また、県内において必要な人員、資機材が不足する場合には、「九州・山口9県災害時応援協定」に基づく応援の速やかな要請と的確な受入れを行う体制等を整備する。

2 下水道施設災害の予防（実施主体：土木建築部、市町村）

自然災害による下水道施設の被害を軽減するとともに、被災した場合にも速やかに排水を再開できるように次の対策を行う。

(1) 施設の防災対策の強化及びバックアップ施設の整備

県及び市町村は、下水道施設の新設・改築等に当たっては、地震・津波、水害等の自然災害等のリスクを考慮するとともに、自家発電装置の整備（停電対策）や設備の二元化、代替施設の確保など、災害に強い下水道の整備を図る。

また、業務継続計画（BCP）に基づき、緊急時の対応力を向上させることにより、下水道機能の継続と早期回復のための体制を確保する。

(2) 広域応援体制の整備

県は、県内の事業者間での広域応援体制構築の支援及び「九州・山口ブロック下水道事業災害時支援に関するルール」に基づき、速やかな支援要請と的確な受入体制等を整備する。

3 都市ガス施設等災害の予防（実施主体：那覇産業保安監督事務所、日本コミュニティーガス協会沖縄支部、沖縄ガス㈱、コミュニティーガス事業者）

「ガス事業法」に基づく保安管理の徹底を図るものとする。

(1) 防災計画等の策定・見直し及び訓練の実施

沖縄ガス㈱、コミュニティーガス事業者は、災害による都市ガス施設及びコミュニティーガス施設の被害やガスの漏洩等の二次災害を軽減するとともに、被災した場合にも速やかに供給を再開できるように、防災計画等を策定し、対策を推進する。

また、都市ガス施設の大規模事故や被災を想定した防災訓練を実施し、これらを踏まえて防災計画等を定期的に検証し、適宜見直す。

(2) 施設対策

施設の耐震性や液状化対策の強化、単位ブロック等の整備、地震計・通信設備の設置及びマイコンメーターの普及等を推進するとともに、洪水・高潮等の浸水及び土砂災害等の危険性を考慮して、都市ガス施設の安全、系統の多重化、拠点の分散及び代替施設の確保等を図り、大規模な災害時にも都市ガスの安全と安定供給を図る施設や体制の整備等を計画的に進める。

(3) 教育訓練及び防災知識の普及等

災害対応要領の策定、災害対策用資機材の整備・点検、従業員の防災教育・訓練、災害応援協力体制の確保及び県民等へのガス栓閉止措置の普及等を推進する。

4 高圧ガス施設災害の予防（実施主体：那覇産業保安監督事務所、商工労働部、市町村、(一社)沖縄県高圧ガス保安協会）

高圧ガスによる災害の発生及び拡大を防止するため、国、県、市町村、公安委員会及び(一社)沖縄県高圧ガス保安協会等は連携し、保安体制の強化、「高圧ガス保安法」及び「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に規定する基準の遵守が徹底されるよう必要な対策を講じるとともに、保安管理の徹底を図るものとする。

なお、高圧ガス供給及び消費施設の耐震性の強化、L P ガス容器の転倒防止対策、耐震性機器の設置促進、並びに安全機器の普及等を推進する。

(1) 高圧ガス製造所、貯蔵所及び販売所の保安対策

ア 高圧ガス製造所等の所有者、管理者又は占有者に対し、法令の規定する基準に適合するよう当該施設を維持させ、保安の監督指導を行う。

イ 高圧ガス製造所等については、必要に応じ立入検査を実施し、保安体制の強化を図る。

(2) 高圧ガス消費者における保安対策

ア (一社)沖縄県高圧ガス保安協会は消費者への保安啓発指導を実施し、消費者の保安意識の向上を図る。

イ 消費者の保安に係る販売事業者の監督体制の強化を図る。

(3) 路上における指導取締の実施

高圧ガス運搬車両の事故を防止するため、路上における指導取締りを実施する。

(4) 高圧ガス保安推進月間運動、高圧ガス保安活動促進週間の実施高圧ガス保安推進月間及び高圧ガス保安活動促進週間を通じ、高圧ガスの総合的安全対策を推進する。

5 電力施設災害の予防（実施主体：那覇産業保安監督事務所、沖縄電力(株)）

「電気事業法」および「災害対策基本法」に基づく保安管理の徹底を図るものとする。

(1) 防災業務計画の策定・見直し及び訓練の実施

沖縄電力(株)は、被災した場合にも速やかに供給を再開できるように、防災業務計画を策定し、対策を推進する。

また、防災業務計画の見直しにあたっては、災害対策を円滑に推進するため年1回以上防災訓練を実施し、これらの結果等を踏まえて定期的に検証し、適宜見直しを実施する。

なお、国及び地方自治体が実施する防災訓練には積極的に参加することとする。

(2) 施設対策

沖縄電力(株)は、電力施設の災害を防止し、また発生した被害を早期に復旧するため、災害発生原因の除去と耐災環境の整備に努め、地震・津波、洪水・高潮等の浸水、土砂災害や暴風等の危険性を考慮して電力施設の安全性確保、系統の多重化、拠点の分散及び代替施設の確保等を図り、大規模な災害等時にも電力の安定供給を図る施設や体制等の整備を計画的に進める。

なお、以下のとおり施設毎に対策を講じる。

ア 火力発電設備

機器の耐震は、発電所設備の重要度、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、発電用火力設備に関する技術基準に基づいて設計を行う。

建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

イ 送電設備

(ア) 架空電線路

電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

(イ) 地中電線路

終端接続箱、給油装置については、「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づき設計を行う。洞道は、土木学会「トンネル標準示方書」等に基づき設計を行う。

また、地盤条件に応じて可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を配慮した設計とする。

ウ 変電設備

機器の耐震設計は、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震対策指針」により行う。

建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

エ 配電設備

(ア) 架空配電線路

電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

(イ) 地中配電線路

地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を配慮した設計とする。

オ 通信設備

屋内設置装置については、構造物の設置階を考慮した設計とする。

上記について、地震動による液状化に対しては、機能に重大な支障が生じないように必要に応じて設計する。

(3) 関係機関との連携

県及び電気事業者は、倒木等により電力供給網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、災害時の復旧作業の迅速化に向けた相互の連携の拡大に努めるものとする。

6 通信施設災害の予防（実施主体：知事公室、企画部、市町村、各電気通信事業者）

県、市町村及び各電気通信事業者は、災害時の通信の確保を図るため、通信施設に次の予防措置を講ずる等万全の措置を期するものとする。特に、通信局舎等の耐震性、停電対策、危険分散、通信経路の多ルート化、バックアップ、運用体制、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築等による関係機関の連携等の面から検討し、大規模災害時にも重要通信を確保できるように措置する。

(1) 県及び市町村における予防計画

ア 災害用情報通信手段の確保県及び市町村は、以下について考慮のうえ、災害用情報通信手段の確保等を行う。

(ア) 代替手段等の確保

- ・各電気通信事業者が提供する災害時優先電話等の効果的活用
- ・携帯電話、衛星通信・衛星電話、業務用無線、アマチュア無線等の移動無線の災害時活用体制の確保（アマチュア無線の活用は、ボランティア性に配慮）

(イ) 冗長性の確保

- ・無線ネットワークの整備・拡充及び相互接続等によるネットワーク間の連携
- ・有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化、関連装置の二重化

(ウ) 電源の確保

- ・非常用電源設備の整備、無線設備や非常用電源設備の保守点検、的確な操作の徹底、専門的な知見・技術から耐震性・耐浪性のある場所への設置等
- ・ＩＰ電話を利用する場合のネットワーク機器等の停電対策

(エ) 確実な運用への準備

- ・災害時の利用を重視した無線設備の定期的な総点検
- ・情報通信手段の管理及び運用体制の点検
- ・災害用の無線電話等の機器の運用方法等の習熟
- ・非常通信の取扱い及び機器の操作の習熟等、他の防災関係機関等と連携した通信訓練
- ・通信の輻輳、途絶等を想定した訓練（通信統制、重要通信の確保、非常通信の活用等）
- ・移動無線等の輻輳時の混信等の対策（非常時運用要領の策定および関係機関間の調整等、周波数割当等が必要な時は総務省と事前調整）

(オ) その他の通信の充実等

- ・県及び市町村間のネットワークのデジタル化による大容量データ通信の確保

- ・被災現場の状況をヘリコプターテレビシステム等により収集し、迅速に災害対策本部等に伝送する画像伝送無線システムの構築および収集された画像を配信する通信網の整備
- イ 情報通信機器等の充実

災害情報を迅速に収集・伝達するためには、通信施設及び設備等の整備を一層進めていくことが必要であり、以下の対策を推進していくこととする。

- (ア) 県は、被災地及び関係機関と円滑な情報伝達・収集ができる体制を充実するため、地域衛星通信ネットワーク等も導入した沖縄県総合行政情報通信ネットワークを充実・強化する。

- ・県本庁と各合同庁舎を結ぶ幹線系については、自営多重無線回線、自営光ケーブル回線及び電気通信事業者回線を組み合わせて2重化を図るとともに、回線の大容量化を図る。
- ・市町村端末局については、自営多重無線回線、自営光ケーブル回線及び電気通信事業者回線を組み合わせて2重化を図るとともに、回線の大容量化を図る。
- ・消防本部、県出先機関（北部保健所、南部保健所、宮古保健所、北部病院、中部病院、南部医療センター・こども医療センター、宮古病院、八重山病院）及び防災関係機関（沖縄気象台、第十一管区海上保安本部、NHK沖縄放送局、日本赤十字社沖縄県支部、沖縄電力（株））端末局については、単一无線回線（260MHz帯デジタル無線）を整備。
- ・陸上移動局（260MHz帯デジタル無線）は、県本庁及び各合同庁舎、知事公舎、県出先機関（北部保健所、中部保健所、南部保健所、宮古保健所、八重山保健所）、各離島市町村、陸上自衛隊那覇駐屯地に必要台数を配備する。
- ・衛星地球局は、県本庁、宮古及び八重山合同庁舎、南大東村、北大東村に設置し、地上系のバックアップを図る。
- ・衛星携帯電話を導入し、地上系のバックアップを図る。

- (イ) 市町村は、市町村防災行政無線の整備、現行システム追加拡充及び最新設備への更新等を推進するものとする。

- (ウ) 県は、防災関係機関の相互間の通信を確保するため、防災相互通信用無線局を整備するよう指導する。

ウ 通信設備等の不足時の備え

県及び市町村は、災害発生時において通信設備等の不足が生ずる場合に備え、各電気通信事業者との間で災害時の協力に関する協定等の締結を図る。

エ 停電時の備え及び平常時の備え

県及び市町村は、災害時における通信確保の重要性に鑑み、長時間の停電に備え自家発電設備を整備するとともに、無線設備や自家発電設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所及び浸水被害を受けない場所への設置等を図ることについて十分考慮するものとする。

(2) 各電気通信事業者における予防計画

ア 電気通信設備等の予防計画

災害による故障発生を未然に防止するため、次の防災計画を推進するものとする。

- (ア) 主要な電気通信設備が設置されている建物については、耐震、耐浪及び耐火対策を行う。

- (イ) 主要な電気通信設備については、予備電源設備を設置又は予備電源車を確保する。

イ 伝送路の整備計画

局地的被害による回線の被害を分散するため、主要な伝送路を多ルート構成又はループ構成とする。

ウ 回線の非常措置計画

災害が発生した場合における通信確保のための非常措置として、あらかじめ次の対策を講じるものとする。

- (ア) 回線の設置切替方法

- (イ) 可搬無線機、工事用車両無線機等による非常用回線の確保

- (ウ) 離島等への孤立化防止用無線電話機による災害緊急通信の確保

- (エ) 災害救助法適用時の避難場所、現地対策本部機関等への貸出携帯電話の確保

- (オ) 可搬型基地局装置による通話回線の確保

(3) 救助・救急、医療及び消火活動に関する通信手段の確保等

ア 通信手段の確保

県、市町村及び医療機関等は、発災時における救助・救急、医療及び消火に係る情報の収集・連絡・分析等の重要性に鑑み、通信手段の確保等を図るものとする。

イ 広域災害・救急医療情報システムの整備

県、市町村及び医療機関は、災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために、広域災害・救急医療情報システムの整備に努めるものとする。

(4) 関係機関との連携

県及び電気通信事業者は、倒木等により通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、災害時の復旧作業の迅速化に向けた相互の連携の拡大に努めるものとする。

7 放送施設災害の予防（実施主体：各放送機関）

各放送機関は、災害時における放送の確保を図るため、以下の予防措置を講じ、万全を期するものとする。

- (1) 放送施設及び局舎等の防災設備基準に基づく措置
- (2) 放送施設を放送法令に規定する技術基準に適合するように維持する措置
- (3) 災害時対応訓練等による能力の向上、災害時の連絡・参集体制等の確立
- (4) その他必要と認められる事項

8 通信・放送設備の優先利用等の事前措置（実施主体：知事公室、市町村、関係機関）

(1) 優先利用の手続き

県、市町村及び関係機関は、通信設備の優先利用（基本法第57条）及び優先使用（同法第79条）について、電気通信事業者及び放送局とあらかじめ協議を行い、使用手続きを定めておくものとする。

(2) 放送施設の利用

知事及び市町村長は、防災上緊急かつ特別の必要があるときに、災害に関する通知、要請、伝達及び警告等の放送を速やかに行えるように、手続きの円滑化等についてあらかじめ協議して定めておくものとする。

第6款 危険物施設等の対策

危険物等による災害の発生及び拡大を防止するため、事業所における地震・津波、風水害等を想定した保安体制の強化、法令の規定する基準の遵守を徹底するとともに、防災教育及び訓練の徹底並びに防災思想の普及・啓発の徹底を図るものとする。

1 危険物災害予防計画（実施主体：那覇産業保安監督事務所、第十一管区海上保安本部、知事公室、市町村、沖縄県警察等）

(1) 危険物製造所等に対する指導

消防機関は、消防法に規定する危険物製造所、貯蔵所及び取扱所（以下「危険物製造所等」という。）に対し、立入検査や保安検査等を実施し、法令基準の維持適合についてその確認を行うとともに、適宜、災害予防上必要な指導を行う。

(2) 危険物運搬車両に対する指導

消防機関は、消防法に規定する移動タンク貯蔵所及び運搬容器積載車両の管理者及び運転者に対して移送及び運搬並びに取扱基準の厳守、車両の火災防止及び安全運転の励行を行わせるとともに、必要に応じ警察官と協力して路上取締りを実施し、運転者への直接指導を行う。

(3) 防災保安教育の実施

危険物製造所等の管理者及び監督者は、取扱者に対し、地震・津波、風水害等を想定した保安教育を実施するとともに、消防機関は管理者が行う保安教育訓練について、必要な助言・指導を行う。

(4) 危険物製造所等の予防対策

危険物製造所等の管理者は、防災体制の構築及び危険物施設の管理・点検等について、以下の対策を講じ災害の予防に万全を期する。

ア 火災・爆発等の防止対策

取り扱う危険物の性状や数量等を十分把握し、災害による火災爆発防止のための必要な措置を講ずる。

イ 危険物施設の管理・点検

危険物製造所等の危険物施設の維持管理が適正に行えるよう、地震・津波、風水害等を想定した管理・点検・巡視基準を定め、必要に応じ修正を行うなど、危険物施設の維持管理の徹底を図る。

ウ 保安設備の維持

危険物の火災・爆発・流出等に係る保安又は防災の設備について、定期的に点検確認を行うなど、災害発生時も常にその機能が維持されるよう必要な指導を講ずる。

エ 保安体制の整備・確立

危険物製造所等の管理者は、緊急時における保安体制の整備と市町村及び消防機関等に対する通報体制を確立する。

また、移動タンク貯蔵所の管理者は、移送時における事故に対処するため、応援要員の確保及び派遣方法を定め、あらかじめ移送経路における消防関係機関への通報先を定めておく。

オ 従事者に対する教育訓練

危険物製造所等の管理者又は監督者は、定期的あるいは必要に応じて地震・津波、風水害等の教育訓練を実施し、従事者に対する保安意識の高揚を図る。

(5) 化学車及び消防機材の整備

消防機関に化学車等及び消防機材の整備を図り、また事業所における化学消火剤の備蓄を行わせる。

2 毒物・劇物災害予防計画（実施主体：保健医療介護部、市町村、沖縄県警察、消防本部、第十一管区海上保安本部等）

(1) 方針

災害発生による毒物・劇物の流出又は散逸等不測の事態に備えて、以下の事項について徹底を図る。

ア 毒物及び劇物の取扱状況等の把握

イ 毒物及び劇物の災害発生時における危害防止規定の策定

ウ 施設・設備等の防災対策に係る定期点検及び補修の実施

エ 安全教育及び訓練の実施

オ 事故対策組織の確立

(2) 対策

県は、災害発生時による毒物・劇物の危害を防止するため、毒物・劇物営業者、特定毒物研究者及び業務上取扱者（以下「毒物・劇物営業者等」という。）に対し以下の指導を行い、万全を期するものとする。

ア 毒物・劇物営業者等に対し、常に登録基準に適合する施設を維持させる。

イ 災害発生時の危害防止のための応急措置規程等を策定するよう指導し、あわせて、毒物・劇物によって住民の生命及び保健衛生上危害を生ずるおそれがあるときは、毒物・劇物営業者等に対し、保健所、警察署又は消防機関に届出をさせるとともに、危害防止のための応急措置を講ずるよう指導する。

ウ 毒物・劇物を大量に使用する事態の現況把握に努め、これらに対する地震・津波、風水害等防災上の指導体制の確立を図る。

エ 毒物・劇物営業者等に対し、必要に応じて立入検査を実施し、毒物・劇物の貯蔵量に対応する耐震、耐風、耐火、耐浪等の設備の指導を実施する。

オ 毒物・劇物を業務上使用する者のうち、シアン化合物又は酸素類を大量に使用する業者及び有機燐剤類の特定毒物営業者等に対し、特に重点的に指導を実施する。

3 火薬類災害予防計画（実施主体：那覇産業保安監督事務所、商工労働部、沖縄県警察、市町村、第十一管区海上保安本部、（一社）沖縄県火薬類保安協会等）

災害発生による火薬類の災害の発生を防止するため、国、県、市町村、沖縄県警察、第十一管区海上保安本部及び（一社）沖縄県火薬類保安協会等は相互に連携し、保安体制の強化及び火薬類取締法に規定する基準の適正維持を講ずるとともに、保安教育の徹底を図るものとする。

(1) 火薬類製造所、貯蔵所及び消費場所等の保安対策

ア 県は、火薬類製造所、貯蔵所の所有者、管理者及び占有者に対し、法令の規定する基準に適合するよう当該施設を維持させ、保安の監督・指導を行わせる。

イ 県は、火薬類製造所、貯蔵所及び消費場所に、必要に応じて立入検査を実施し、保安体制の強化を図る。

(2) 火薬類消費者の保安啓発

ア 県は、火薬類消費者への保安講習会等を開催することにより保安啓発を図る。

イ 県は、火薬類消費者の保安指導を実施し、自主保安体制の強化を図る。

(3) 路上における指導取締りの実施

県は、火薬類運搬車両の事故を防止するため、路上における指導取締りを実施する。

(4) 火薬類による危害予防週間の実施

県は、火薬類危害予防週間を通じ、火薬類の総合的な安全対策を推進する。

4 有害化学物質等漏出災害予防計画（実施主体：環境部）

事業場においては、多種多様の有害化学物質等が使用・製造・保管されている。災害の発生に伴うこれらの有害化学物質等の飛散・流出を防止し、県民の健康や生活環境を保全するため、以下の有害化学物質等漏出災害予防対策を進める。

(1) 「PRTR 法」に基づく第一種指定化学物質等取扱事業者における取扱状況把握及び情報提供体制の整備 PRTR 法第 5 条第 2 項の規定により第一種指定化学物質等取扱事業者が主務大臣に届け出る内容（第一種指定化学物質及び事業所ごとの排出量及び移動量）を把握するとともに、防災関係機関等からの問い合わせに対応ができる体制を整備する。

※PRTR 法：特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律

(2) 「大気汚染防止法」、「水質汚濁防止法」及び「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく事業者指導「大気汚染防止法」、「水質汚濁防止法」及び「ダイオキシン類対策特別措置法」の対象施設の設置者に対して、立入調査等により次の内容等について指導を進める。

ア 対象施設、処理施設等の適正な管理及び有害化学物質等の適正な管理

イ 地震・津波発生に伴う有害化学物質飛散流出時の体制の整備

第 7 款 不発弾等災害予防（実施主体：沖縄総合事務局、自衛隊、第十一管区海上保安本部、沖縄県警察、知事公室、市町村）

不発弾の爆発等による災害の発生及び拡大を防止するため、不発弾等処理体制に万全を期し、関係機関の協力・連携による不発弾等の処理の円滑化を図るとともに、不発弾等の関係事業者及び県民一般に対し不発弾等に関する知識の普及徹底を図る。

1 不発弾の処理体制

不発弾等の処理は、おおむね以下によるものとする。また、処理のながれを編末図－7 に示す。

(1) 陸上で発見される不発弾等の処理

ア 発見者は、最寄りの交番又は警察署に通報し、所轄警察署を通じて県警察本部に発見届出をする。

イ 県警察本部長は、発見届出の都度、陸上自衛隊第 15 旅団長（第 101 不発弾処理隊）に処理要請を行う。

ウ 第 101 不発弾処理隊は、必要に応じ現場調査を行い弾種及び発見場所の状況等を勘案して撤去計画を立てる。

エ 小型砲弾等比較的危険度が少なく移動可能な弾種は、第 101 不発弾処理隊により回収し、一時保管庫へ搬入する。

オ 爆弾等危険度が高いものは、発見現場で信管離脱後、一時保管庫へ搬入する。

カ 信管離脱作業は危険を伴うため、以下の対策を講じた上で実施する。

(ア) 発見場所の所轄市町村は、関係機関と撤去日時、交通規制、避難計画等について協議するための処理対策会議を開催し、処理計画について十分な調整を図り、周知徹底する。

なお、関係機関は、責任分担覚書き等を交換し、任務責任等を明確にするものとする。

(イ) 避難範囲を定め、その区域への交通を規制し、地域住民を避難させる。

(ウ) 市町村長等を本部長とする現地対策本部を設置する。

(2) 海中で発見される不発弾の処理

- ア 発見者から通報を受けた第十一管区海上保安本部、県知事、所轄市町村長又は港湾管理者等は、海上自衛隊沖縄基地隊司令に処理要請を行う。
- イ 沖縄水中処分隊は現地調査を行い、関係機関と調整の上、撤去計画を立てる。
- ウ 危険度が少なく移動可能なものは沖縄水中処分隊により回収撤去し、一時保管庫へ搬入する。
- エ 危険度が高く移動困難なものは、現地対策本部を設置し、発見現場で爆破処理する。
- オ 爆破処理作業は、非常に危険を伴うので、次の対策を講じた上で実施する。
 - (ア) 発見場所の所轄市町村は、関係機関と撤去日時、交通規制、通行船舶規制、避難計画等について協議するための処理計画について十分な調整を図り、周知徹底する。
 - (イ) 危険範囲を定め、その地域への船舶及び住民等の立入りを規制する。
 - (ウ) 市町村長等を本部長とする現地対策本部を設置する。

2 関係機関の協力体制の確立

国、県、市町村その他関係機関等の協力体制を確立し、不発弾等の調査、探査及び発掘処理工事の安全かつ円滑な推進を図るものとする。

3 不発弾に関する防災知識の普及・啓発

- (1) 不発弾磁気探査事業者、市町村及び消防機関等の関係職員に対して不発弾の特性及び火薬類取締法等関係法令に関する知識を修得させるため、必要に応じ講習会を開催する。
- (2) 県民一般に対しても、不発弾の危険性について周知を図るため広報活動を行う。

第8款 気象観測施設・体制の整備（実施主体：沖縄総合事務局、沖縄气象台、土木建築部、市町村、関係機関）

風水害等による被害を未然に防止し、あるいは軽減するため、雨量・水位等の気象観測施設の整備を行う必要がある。

このため、観測施設を有する機関は、当該施設及び観測体制の整備を推進するとともにこれらの施設による観測資料の活用・提供等に積極的に協力するものとする。

1 沖縄气象台における気象業務体制の整備

沖縄气象台は、気象庁防災業務計画に基づき、気象、高潮、高波、地震・津波及び火山現象等の災害に関する気象業務体制の整備及び充実を図る。

(1) 観測施設の整備充実

沖縄气象台は、県下及びその周辺域の降雨状況等を監視するため、雨量計や潮位観測施設などを適切に整備配置し、関係行政機関、県及び市町村等と協力して観測体制の充実に努める。

(2) 観測資料等のデータベースの構築

沖縄气象台は、災害発生時等において、防災気象情報を補完するための観測資料等を防災機関等へ適時・適切に提供できるよう、過去の観測資料等を収集・整理しデータベース化を図る。

また、風水害等の警戒避難に必要な観測情報を、リアルタイムに市町村や県民等に提供する体制やシステムの整備を推進する。

2 主要関係機関における気象観測体制の整備

県、市町村及び関係機関における観測施設の整備は年々充実しているが、これらの機関においては現有施設の十分な活用を行うとともに、雨量計（自記、テレメータ等）及び水位計（自記、テレメータ等）の整備充実を図る。

また、風水害等の警戒避難に必要な観測情報を、リアルタイムに市町村や県民等に提供する体制やシステムの整備を推進する。

第3節 災害に強い人づくり

いっどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要不可欠であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く展開する必要がある。

「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等について住民の理解を促進し、社会全体としての防災意識の向上を図るため、防災訓練の実施、防災思想・知識の普及・啓発、自主防災組織の育成・強化、防災ボランティア活動の環境整備等の取り組みにより、災害に強い人材の育成を図る。

第1款 防災訓練

地震・津波、風水害等各種災害を想定した防災活動要領の習熟、防災関係機関の連携の強化、防災意識の高揚及び技術の習得等のため、県、市町村及び関係機関は、防災訓練を実施する。

訓練実施に当たっては、高齢者、障害者、外国人、乳幼児及び妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮するものとし、市町村において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努め、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。

1 防災訓練の実施に係る基本方針

(1) 実戦的な活動ノウハウの獲得を重視した防災訓練

訓練の目標や成果の総括を重視し、参加者がより実戦的な防災活動のノウハウや防災資機材の操作方法等を獲得することを第一とする。

(2) 地域防災計画等の検証

県や市町村の地域防災計画等の問題点や課題を明確化し、今後の見直しのあり方等を把握することを目指し、様々な条件や状況を取り入れたシナリオに基づく防災訓練を実施する。

(3) 訓練内容の具体化

訓練の種別ごとに想定される災害状況等を踏まえて、目的、内容、訓練方法（時期、場所、要領等）及び検証方法（訓練の効果、課題分析等）等を具体化した訓練とする。

(4) 多様な主体の参加

県民等の防災意識を広く啓発するため、大規模な地震・津波を想定した訓練においては、県、市町村及び防災関係機関が連携して、多数の県民や事業所等が参加するように努める。

また、男女のニーズの配慮、要配慮者、観光客及び外国人への支援等、災害時の活用に必要な多様な視点を普及するため、女性団体、教育機関、自主防災組織、観光協会、福祉関係団体、ボランティア団体、民間企業等と連携する。

2 各防災訓練の実施に係る事項（実施主体：関係部局、市町村、防災関係機関）

防災訓練の実施に際しては、総合防災訓練のみならず、以下のような個別の目標を設けた訓練を実施する。

(1) 地震・津波の発生時刻や規模について様々な条件設定を行い、初動体制の確立、通信連絡体制の確保、組織間の連携確保、被災現場への派遣等について行うテーマ別訓練

(2) 広域応援に際しての受入れ・応援派遣等の訓練

(3) 傷病者等を念頭においた救出・医療訓練

(4) 避難所における要配慮者や女性のニーズに配慮した生活支援訓練（感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。）

(5) 物資集配拠点における集配訓練

(6) 民間企業・ボランティア等との連携訓練

(7) 避難行動要支援者等の避難支援、観光客・外国人等の避難誘導訓練

3 総合防災訓練等（実施主体：関係部局、市町村、防災関係機関）

(1) 総合防災訓練

県は、広域的な被害を想定した総合訓練を実施し、当該訓練の実施に際しては、訓練のテーマ、対象者、実施内容、及び具体的目標等を工夫し、県全体の防災意識や連携体制を向上させる効果的な訓練を実施する。

市町村や防災関係機関は、地域特性や被害想定等を踏まえ、多くの地域住民や関係団体等が参加する実践的な地震防災訓練を実施する。特に離島においては、孤立化を想定した自活体制の確保や、応援の要請・受入等をテーマとした訓練を実施する。

ア 実施時期

毎年1回以上適当な時期（防災週間等）に行うものとする。

イ 実施場所

毎年過去の災害の状況等を考慮のうえ、関係機関と協議のうえ決定する。

ウ 参加機関

県、関係市町村及び防災関係機関

エ 訓練の種目

訓練の種目はおおむね次のとおりとする。

(ア) 避難訓練及び避難行動要支援者避難支援訓練

(イ) 水防訓練

(ウ) 救出及び救護訓練

(エ) 炊き出し訓練

(オ) 感染症対策訓練

(カ) 輸送訓練

(キ) 通信訓練

(ク) 流出油等防除訓練

(ケ) 広域応援要請訓練（情報伝達訓練）

(コ) その他

オ 訓練実施後の評価

訓練実施後に評価を行い、応急対策上の問題点や改善点など、今後の課題を整理し、必要に応じて改善を行うものとする。

(2) 広域津波避難訓練

県は、県民等の津波避難行動に特化した県下全域を対象とする広域的な実践訓練を津波防災の日（11月5日）などに実施する。これにより、県民等の津波防災意識の啓発、津波避難計画の検証等を行う。

なお、主な検証のポイントは以下のとおりとする。

ア 津波情報の伝達方法、津波避難場所、避難経路等の課題

イ 津波避難困難区域の把握

ウ 米軍基地周辺での米軍との現地実施協定に基づく基地内への避難、避難行動要支援者の避難支援、福祉避難所及び災害拠点病院等への移送等の円滑性

(3) 災害対策本部運営訓練

県は、災害対策本部員及び各部の初動対応力を向上させるため、大規模な地震・津波等を想定した災害対策本部の初動について実践的な訓練を実施する。なお、訓練の狙いは以下のとおりとする。

ア 災害想定、各部の所掌事務、リソースの理解促進

イ 本部会議及び各部の実践力の向上

ウ 防災計画・マニュアルの検証

(4) 複合災害訓練

県、市町村及び防災関係機関は、本県の地域特性を踏まえて、様々な複合災害が発生する可能性や発生した場合の状況等についての机上訓練を行い、複合災害ごとの対応計画の策定や見直しを検討する。

また、発生の可能性が高い複合災害については、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実働訓練に努める。

(5) 消防訓練

消防関係機関合同により、消防活動技術の向上を図るため、県及び地区単位に総合演習、消防ポンプ操法大会等を実施する。

(6) 非常通信訓練

沖縄地方非常通信協議会は、災害が発生した場合、非常通信が十分な効果を発揮できるように、協議会において計画する非常通信訓練計画に基づき訓練を実施する。

(7) 職員参集訓練

県及び市町村は、非常配備体制を確保するため、職員の参集訓練を実施する。参集に当たっては、交通機関、交通用具の使用を制限または禁止し、勤務時間内外の条件を加えた訓練を実施する。

(8) 石油コンビナート等総合防災訓練

県及び関係機関は、特別防災区域における石油コンビナート等総合防災訓練を実施する。なお、その詳細については、「沖縄県石油コンビナート等防災計画」により別途定めるものとする。

(9) 原子力艦の原子力災害防災訓練

県は、原子力艦寄港地である関係市とともに原子力艦の原子力災害防災訓練を実施するよう努めるものとする。

第2款 防災知識の普及・啓発

地震・津波、風水害等を念頭においた県、市町村及び関係機関の職員並びに地域住民に対する防災知識の普及・啓発は、以下のとおり実施するものとする。

防災知識の普及・啓発に当たっては、高齢者、障害者、外国人、乳幼児及び妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮するものとし、市町村において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努め、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。

1 防災知識の普及・啓発（実施主体：知事公室、市町村、防災関係機関）

(1) 県の役割

県は、沖縄県地域防災計画の概要や地震・津波、風水害の知識並びに災害時の心得などについて普及・啓発を行い、沖縄県における防災対策について住民の理解と認識を深めるように努める。

ア 防災知識の普及・啓発活動

- (ア) 日常的に、ラジオ、テレビ又は新聞等を通じて適宜広報する。
- (イ) 広報印刷物又はインターネット等を活用して防災知識の普及徹底を図る。
- (ウ) ビデオ取材のほか、写真も含めた地震・津波、風水害特集を製作して理解を深める。
- (エ) 防災関係展示会等行事を必要に応じて開催する。

イ 活用媒体

- (ア) 各報道機関
- (イ) 県及び関係機関の広報組織
- (ウ) 市町村広報担当機関

(2) 市町村の役割

ア 市町村は、災害リスクや災害時にとるべき行動について普及・啓発するとともに、地域の防災的見地から防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資するため、自然災害等に関する総合的な資料として図面等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、地区別防災カルテ、災害時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し、住民等に配布するとともに、研修を実施するよう努める。

イ ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等

も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

(3) 気象台の役割

気象台は、県や市町村、その他防災関係機関と連携し、以下の取り組みを行う。

- ア 緊急地震速報の特性（地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報であること、震源付近では強い揺れの到達に間に合わないこと。）や、住民や施設管理者等が緊急地震速報を受信したときの適切な対応行動など、緊急地震速報について知識の普及・啓発に努める。
- イ 地震及び津波に関する情報を住民が容易に利活用できるよう、県や市町村、その他防災関係機関と連携し、地震情報、津波警報等の解説に努めるとともに、報道機関等の協力を得て、県民に迅速かつ正確な情報を伝達する。
- ウ 津波による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、県や市町村、その他防災関係機関と連携し、津波防災について普及・啓発を図る。
- エ 土砂災害、洪水害、竜巻等突風による災害などの風水害が発生する状況を住民が容易に理解できるよう県や市町村、その他の防災関係機関と連携し、これらに係る防災気象情報の解説に努めるとともに、報道機関等の協力を得て住民に正確な知識の普及を図る。
- オ 特別警報・警報・注意報発表時の住民のとるべき行動などについて、関係機関と連携して、普及・啓発を図る。

(4) その他防災関係機関の役割

防災知識の普及は、普段からあらゆる機会に広く呼びかけ、各防災機関が実施する各種の災害安全運動に防災に関する事項を多く取り入れる。

(5) 普及・啓発の方法等

ア 普及・啓発の時期や内容等

(ア) 県、市町村及びその他防災機関は、「防災週間」、「津波防災の日」、「水防月間」、「土砂災害防止月間」、「防災とボランティア週間」、「文化財防火デー」等の防災に関する期間や、「全国火災予防運動」などの防災に関する運動に合わせて、災害被害想定調査結果等を示しながら、その地域の危険性や次の対策を県民等に周知するなど、重点的な防災思想の普及宣伝に努める。

- a 7日分以上の食料、飲料水、携帯トイレ等の非常持出品の準備、自動車へのこまめな満タン給油、家具・ブロック塀等の転倒防止対策、消火器や感震ブレーカー等の設置、飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等、家庭での予防・安全対策
- b 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で地震・津波発生時にとるべき行動、避難場所での行動(ウ) 災害時の家族内の連絡体制の確保
- c 災害時の家族内の連絡体制の確保
- d 緊急地震速報受信時の対応行動
- e 地域の防災訓練など自発的な防災活動への参加

(イ) 県及び市町村並びに気象台は、防災気象講演会やお天気教室等を定期的を開催し、県民向けの台風や大雨等の気象災害の知識を普及する。

(ウ) 県、市町村及び気象台は、風水害等に係る防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。

イ 効果的な普及・啓発方法

防災知識の普及・啓発に当たっては、報道機関等の協力を得るほか、ビデオ、疑似体験装置等の訴求効果の高いものを活用する。

また、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成を促進するため、防災に関する様々な動向や各種データをわかりやすく提供するように努める。

2 各種防災教育の実施（実施主体：国（沖縄気象台）、知事公室、教育委員会、市町村、防災関係機関）

防災関係機関は、地域住民や関係職員の災害発生時における適正な判断力の養成と防災体制の構築を目的とし、以下における防災教育の徹底を図るとともに、県及び市町村は、教育機関、民間団体等と密接に連携し、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を推進する。

特に近年、台風への防災意識の低下が懸念され、台風時に外出して負傷する事例が多数見られることから、県、市町村及び関係機関は、台風や大雨、火災等に対する教訓、訓練、広報を充実・強化し、風水害等に対する県民等の防災意識や対応力を維持・向上させるため、過去に本県に甚大な被害をもたらした台風等の教訓を再認識し、災害の教訓を風化させないことが重要となる。

(1) 防災研修会・防災講習会

災害対策関係法令等の説明・実習等を行い、関係法令や地域防災計画等に基づき、円滑な災害対策が実施できるよう、災害時の防災活動要領等の習得を図るための研修会を行うが、その際は受講者の属性（職種・年齢層等）を考慮した防災講習会を実施し、災害発生の原因や対策等に係る科学的・専門的知識の習得を図る。

(2) 学校教育・社会教育

幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校、大学における学校教育は、児童・生徒の発達段階に合わせ、また、青少年、女性、高齢者、障害者、ボランティアなどの社会教育は、受講者の属性等を考慮して、それぞれ実施することとし、防災に関する基礎的知識、災害の発生の原因及び避難方法や救助方法等をその内容に組み入れ、防災教育の徹底を図る。

県及び市町村は、学校における防災教育の指導内容を体系的に整理して防災教育の指導時間を確保するほか、教育関係者と連携して、学校教育をはじめ様々な場面で活用できる地震・津波防災教育プログラムや危機意識を共有できるリスクコミュニケーション手法を整備し、県民の地震・津波防災への理解向上に努める。

また、外部の専門家や保護者等の協力の下、学校における防災計画やマニュアルの策定を促進するほか、公民館等の社会教育施設等を活用した地域コミュニティにおける多様な主体が参加する防災教育の普及を推進する。

(3) その他

消防団、幼少年消防クラブ、女性防火クラブ、自主防災組織及び事業所の自主的な防災組織である自衛消防組織等の組織を通じて、防災知識の普及・啓発を図る。

また、防災知識の普及・啓発や、各種訓練を実施する際は、高齢者、障害者、外国人、乳幼児及び妊産婦などの要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮する。

3 消防・防火教育

(1) 消防教育

消防教育とは、消防職員・消防団員に対して消防学校で行う専門教育、市町村において実施する一般教育及び施設管理者等の資質向上を図るため消防機関等が実施する講習会等の防火管理者教育等とし、以下のとおり実施する。

ア 専門教育

(ア) 消防職員教育

・初任教育

新たに採用した消防職員の全てに対して基礎的教育訓練を行う。

・専科教育

現任の消防職員に対して特定の分野に関する専門的教育訓練を行う。

・幹部教育

幹部及び幹部昇任予定者に対して消防幹部として一般的に必要な教育訓練を行う。

・特別教育

初任教育、専科教育及び幹部教育以外で必要と認める教育訓練を行う。

(イ) 消防団員の教育

- ・基礎教育
任用した全ての消防団員に対して基礎的教育訓練を行う。
- ・専科教育
主として基礎教育を修了した消防団員に対して特定の分野に関する専門的教育訓練を行う。
- ・幹部教育
主として、班長以上の階級にある者に対して、消防団幹部として一般的に必要な教育訓練を行う。
- ・特別教育
基礎教育、専科教育及び幹部教育以外で必要と認める教育訓練を行う。

- (ウ) その他の教育
消防学校長が必要と認めた場合に行う。

イ 一般教育
一般教育は、各市町村において、消防職員及び消防団員ごとに、それぞれ所要の教育計画を定めて実施するものとする。

ウ 防火管理者教育
消防法第8条に定める学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店その他多数のものが出入り、勤務又は居住する防火対象物の防火管理者に対して、消防計画を策定し、その計画に基づく通報避難訓練の実施、消防設備、その他消防活動に必要な施設の点検・整備、火気の使用又は取扱いに関する監督、その他防火管理上必要な業務を行うための教育を実施し、火災予防対策の強化を図る。

なお、防火管理者教育における講習会等は以下のとおり実施する。

- (ア) 防火管理者講習会
防火管理に関する知識の普及・啓発を図るため、法令に基づき普通講習を年1回以上実施する。
また、上級講習は春・秋に年2回実施し、防火管理体制の強化拡充を図るものとする。

- (イ) 火災防御検討会
特異火災の発生に備えて火災防御検討会を開催して、防御活動及び予防対策に万全を期するものとする。

- (2) 防火知識の普及
「火災予防週間」等において各機関の協力を得て、防火知識の普及・啓発を図るものとする。

4 災害教訓の伝承（実施主体：知事公室、市町村）

県及び市町村は、過去に起こった大規模災害の教訓等を確実に後世に伝えていくため、災害教訓等の伝承の重要性を啓発するとともに、大規模災害に関する文献、調査分析結果や映像を含む各種資料を収集・整理し、ライブラリー化するなど適切に保存し、広く一般に公開することで災害記録や教訓等の周知に努める。

また、災害発生箇所の保存やモニュメント等の自然災害伝承碑の設置及びこれらの持つ意味を正しく後世に伝え、県民等が災害の教訓を伝承する取組を支援するように努めるとともに、過去の大規模災害等の検証や記念事業（シンポジウム、現地歩き、展示会、被災者の語り部等）を定期的に実施し、災害等の教訓を後世に伝える。

第3款 自主防災組織の育成（実施主体：知事公室、市町村）

災害への対応力を強化するためには、自分達の地域は自分達で守ろうという隣保協同の精神に基づき、地域住民が自主的に防災活動を行う体制を確立することが、大変重要となる。

自主防災活動をより効果的に行うためには、地域ごとに住民が連帯して自主防災組織を結成し、日頃から訓練を積み重ねておく必要がある。このため、県及び市町村は、地域住民などによる自主防災組織の設置を積極的に推進し、その育成強化を図るものとする。

特に、風水害においては、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の災害危険箇所内の避難誘導や避難行動要支援者等の避難支援を円滑に行えるように自主防災組織等の協力体制の整備を促進する。

なお、本県の自主防災組織カバー率は全国と比較して低調であることから、防災施策の重要課題として推進を強化する。

1 自主防災組織整備計画の策定

市町村地域防災計画に自主防災組織の整備計画を定め、その役割及び活動、市町村の行う指導、支援方針等を具体的に明らかにするものとする。

2 住民の防災意識の向上

住民に対する防災意識の向上や、地域における自主防災組織の結成や住民参加の推進等を図るため、パンフレット等資料の作成や周知と、講演会等の開催について積極的に取り組むものとする。

3 組織の編成単位

住民の防災対策の推進における最も適正な規模としては、基本的に以下の地域を単位とし、市町村と協議のうえ、自主防災組織を設置するものとする。

- (1) 住民が真に連帯感に基づいて、防災活動を行うことが期待できる規模であること。
- (2) 住民の基礎的な日常生活圏域としての一体性をもっている地域であること。

4 組織づくり

既存の自治会等の自主組織を自主防災組織へ育成することを基本に、次のような方法により組織づくりを推進するものとする。

- (1) 自治会等の自治組織に活動の一環として防災活動を組み入れ、自主防災組織として育成する。
- (2) 何らかの防災活動を行っている組織の活動の充実強化を図り、自主防災組織として育成する。
- (3) 女性団体、青年団体、PTA等その地域で活動している組織を活用して、自主防災組織として育成する。

5 活動計画の策定

組織の効率的な活動を推進するため、地域の規模及び態様を十分生かした具体的な活動計画を策定するものとする。

6 活動

(1) 平常時の活動

- ア 防災に関する知識の普及
- イ 防災訓練の実施
- ウ 防災資機材の備蓄
- エ 防災リーダーの育成

(2) 地震時の活動

- ア 災害情報の収集・伝達
- イ 責任者等による避難誘導
- ウ 出火防止
- エ 救出救護
- オ 給食給水

7 資機材の整備

県及び市町村は、消火、救助及び救護に必要な防災資機材等の整備を促進するため、必要な援助を行うものとする。

8 活動拠点整備等

県及び市町村は、平常時は自主防災組織の研修・訓練の場となり、災害時には、避難、備蓄の機能を有する活動拠点施設の整備を図るものとする。

9 組織の結成の促進と育成

(1) 自主防災組織の結成促進と育成

県は、市町村による自主防災組織の結成の促進と育成を行うため、自主防災リーダー養成研修の実施や、自主防災資機材の整備等を支援する。

(2) 消防団との連携

県及び市町村は、自主防災組織と消防団との連携等を通じて、地域の防災コミュニティの充実を図るとともに、住民の自主防災組織や消防団への参加や、日常的な訓練の実施を促進する。

ア 防災研修への参加等による防災リーダーの育成

イ 多様な世代や女性が参加しやすい環境整備

第4款 企業防災の促進（実施主体：知事公室、市町村）

1 事業者における防災対策の強化

各事業者は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、災害時においても重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化の推進、予想される被害からの復旧計画の策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応計画の策定及び取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。

特に、食料、飲料水、燃料、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、県及び市町村が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

なお、事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 県・市町村の支援

県及び市町村は、こうした取組に資する情報提供等を進めるとともに、企業防災の推進に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援等の高度なニーズにも的確に応えられるよう、条件整備に取り組むものとする。

さらに、企業のトップから一般職員までの各階層の職員の防災意識の向上を図るとともに、優良企業表彰や企業の防災に係る取組の積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図るものとする。

また、市町村は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけや防災対策に係る各種支援を実施する。

第5款 消防力の強化等（実施主体：知事公室、市町村）

1 消防力・消防体制等の拡充強化

県及び市町村は、以下の措置を講じ、消防力・消防体制等の拡充強化を図るものとする。

(1) 消防教育訓練の充実強化

※第2款「3 消防・防火教育」参照

(2) 消防制度等の確立

消防計画、消防相互応援協定等の効率的運用を推進する。

(3) 消防体制の充実

県は、県内の消防常備化率や消防団員比率、自主防災組織カバー率の低さ等を踏まえ、同時多発火災の発生に迅速に対処できるよう、以下の対策を推進していく。

ア 消防本部、消防団及び自衛隊との合同消火訓練の実施（総合防災訓練を含む）

イ 市町村に対する自主防災組織用の初期消火用資機材の補助

ウ 消防広域化の支援及び消防救急無線のデジタル化・消防指令センターの共同整備・運用

エ 消防本部を通じての防災管理制度に基づき、消防管理者として大規模な建築物等の管理を行う者の選任、防災管理に係る防計画の作成及び防災管理点検の実施等の促進

オ 消防広域化の促進（消防指令センターの整備を含む）及び消防団の体制強化を図る。

(4) 消防施設・設備等の整備促進

※第 2 節 第 2 款 3 (2) 「ウ消防施設等の整備促進」参照

2 火災予防査察・防火診断

市町村等は、火災の発生拡大を防止し、確実な住民避難の実施を図るため、消防用設備等（消火設備・警報設備、避難設備、消防用水及び消火活動上必要な施設）及び防火管理体制の査察を行うものとする。

(1) 特定防火対象物等

市町村等は特定防火対象物の用途等に応じて立入検査を計画的に行い、特定防火対象物の状態を常に把握しておくとともに、消防用設備等の設置や管理面の不備が認められる施設の管理者に対して、設備改善の指導を徹底する。

消防機関は、防火対象物定期点検報告制度により、点検報告義務のある一定の防火対象物について、防火管理の徹底及び避難・安全基準の強化等を図る。その他の防火対象物についても、自主点検による報告制度を推進し、管理権原者の自主的な防火安全対策の向上を図る。

(2) 一般住宅

市町村及び消防機関は、住宅用火災警報器等の普及促進、高齢者世帯の住宅防火診断、火気の取扱い指導及び住宅防火啓発活動等を推進する。

3 消防職員の充実

消防職員は消防活動の中枢を担っているため、国が示す消防力整備指針を目標に消防職員数の確保に努める必要がある。

しかし、県内の消防職員の充足率は、国の指針による目標数を大幅に下回る状況である。このため、県は市町村と連携し適正な消防職員の確保を促すための働きかけを行うとともに、市町村は適正数の確保・強化を図る。

4 消防団員の充実

消防団は、地域の消防防災のリーダーとして、平常時・災害時を問わず地域に密着して住民の安心と安全を守る重要な役割を担っている。特に、大規模災害時には、消防署や自主防災組織と連携して住民の避難支援等を行うことが期待されている。

一方、県内の消防団員数の人口比率は全国最低であるため、県及び市町村は、連携して以下の取組を実施し、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努めるものとする。

(1) 市町村消防団定数条例の引き上げ、機能別消防団の導入促進

(2) 県民、市町村民への消防団活動の広報

(3) 消防学校及び消防本部等による消防団員の訓練の充実強化

(4) 青年層、女性層及び被雇用者等の消防団員への参加促進等

(5) 消防団員の候補者となりうる住民や企業就業者への研修

(6) 大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実

(7) 必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実

第 6 款 地区防災計画の普及等（実施主体：知事公室、市町村）

1 地区防災計画の位置づけ

市町村の一定の地区内の居住者等が、災害対策基本法第 42 条第 2 項に基づき一定の地区内の居住者及び事業者等が防災活動、訓練、備蓄等の地区防災を共同で市町村防災会議に提案した場合、市町村防災会議は市町村地域防災計画への抵触等を判断し、必要と認める場合は当該地区防災計画を市町村地域防災計画に定めることができる。

なお、必要がないと判断した場合は、その理由等を提案者に通知する。

2 地区防災計画の普及

県及び市町村は、市町村内の各地区の共助による計画的な防災活動を推進するため、内閣府の「地区防災計画ガイドライン」や地区防災計画の事例等を活用し、自主防災組織や事業所等に地区防災計画の作成方法、手順、提案の手続き等を普及、啓発する。

第4節 災害応急対策活動の準備

県、市町村及び防災関係機関は、「第2編 地震・津波編及び第3編 風水害等編第1章 災害応急対策計画」に記載する対策を、災害発生時に迅速かつ円滑に遂行できるよう、以下に示す事前の措置を適宜推進していく。

なお、避難場所、避難施設、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たって、県及び市町村は公共用地・国有財産の有効活用を図るものとする。

第1款 初動体制の強化（実施主体：知事公室、関係部局、市町村、防災関係機関）

突然発生する災害に、県、市町村及び防災関係機関が迅速かつ円滑に対処するためには、必要とされる災害に関する情報（被害情報や市町村等における応急対策活動の実施状況等）を災害発生後素早く把握し、防災関係機関として所要の体制をできるだけ早く確立する必要がある。そこで、以下の点を重点に初動体制の強化を図る。

1 防災行動計画の作成

県及び市町村等の防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

2 職員の動員配備対策の充実

職員（要員）を迅速かつ的確に確保することは、初動期の活動のための絶対条件のひとつである。そこで、職員が災害発生後速やかに職務に従事・専念できる体制を整えるため、以下の対策を推進する。

(1) 職員の家庭における安全確保対策の徹底

災害時に職員が自己の防災対策に専念できるよう、職員はもちろんその家族にも防災対策に係る知識の普及・啓発を徹底し、被害を最小限にとどめることに努める。

(2) 災害対策職員用携帯電話の拡充

地震が発生する場合、県内全域で等しく揺れを体感する可能性は低く、職員自身の体感では小さい揺れでも、他の地域で大きな震度を記録していることもある。このような場合、いち早く災害対策本部長をはじめ各対策部長等と連絡を行い、災害対策本部要員の確保を図るためには、本部長をはじめ、防災担当職員、関係部局の災害担当職員等に携帯電話等を常時携帯させ、常に呼出しが可能な体制を整える。

(3) 24時間体制等の整備

地震は、いつ発生するか予測が困難である。勤務時間の内外を問わず、常に要員が待機すること等により、予測が困難な地震についても迅速な初動体制が確保できる。そこで、防災担当職員等による宿直体制や庁舎近傍への宿舎確保等のあり方について検討する。

(4) 執務室等の安全確保の徹底

勤務時間中の地震発生時に、執務室内の備品の倒壊等で職員が負傷することのないよう、備品の固定化や危険物品の撤去など執務室等の安全確保を徹底する。

3 災害対策本部の円滑な設置・運営のための備えの充実

災害発生時に円滑に災害対策本部を設置し運営できる体制を確保するため、以下の対策を推進する。

(1) 庁舎等の耐震性の確保

災害対策本部及び災害対策地方本部設置予定庁舎の耐震性を確保し、非構造部材を含めた耐震対策等により、発災時に必要と考えられる安全性を確保するよう努め、円滑に災害対策本部を設置し、運営できる体制を整備する。

また、拠点病院をはじめ、災害対策拠点となる施設及び設備について、耐震性や津波への安全性、非常電源、燃料貯蔵設備、非常通信手段等を整備する。

なお、燃料の確保手段については、あらかじめ関係機関と協議しておく。

(2) 災害対策本部（本庁）設置マニュアルの作成

誰もが手際よく災害対策本部（本庁）を設置できるよう、情報通信機器の設置方法やレイアウト等を含むマニュアルを早急に整備する。

(3) 災害対策本部職員用物資の確保

災害対策本部の職員がその能力を最大限に発揮できるよう、少なくとも3日分の飲料水、食料、下着、毛布等の備蓄について検討する。

4 災害情報の収集・伝達体制の充実

県は、被害情報（被害情報や市町村等における応急対策活動の実施状況等）を迅速に把握するため、以下の対策を推進する。

(1) 沖縄県即時地震被害予測システムの構築

平成8年度に構築した震度情報ネットワークシステムを活用し、地震発生後、速やかに各市町村の被害を予測するシステムを構築する。

(2) 情報通信機器等の充実

災害情報を迅速に収集・伝達するためには、通信施設・設備等の整備を一層進めていくことが必要であり、県は以下の対策を推進していくこととする。

ア 被災地から直接県へ情報が伝達できる体制を充実するため、更なる通信施設等の整備・多重化・耐震化や、相互接続等によるネットワーク間の連携の確保を図る。

- ・県の出先機関や防災関係機関に対する小型衛星地球局の整備
- ・災害対策本部用電話装置の整備
- ・沖縄県防災情報システムの整備・運用
- ・統制局無線交換網の分散化
- ・第二統制局の整備
- ・ヘリコプターテレビ、遠隔監視カメラ等の画像情報システムの整備
- ・離島、孤立予想地区等への衛星携帯電話、衛星通信を活用した通信機器の配置

イ 市町村防災無線の設置箇所数や端末局の増加、最新機器への更新、全国瞬時警報システム（Jアラート）、災害情報共有システム（Lアラート）の導入等について支援する。

ウ 防災関係機関の相互間の通信を確保するため、防災相互通信用無線局を整備するよう支援する。

エ 地震発生初期の段階で概括的な情報を把握する機能を強化する方策のひとつとして、防災GIS（地理情報システム）を活用する。

(3) 通信設備等の不足時の備え

災害発生時において通信設備等の不足が生ずる場合に備え、各電気通信事業者との間で災害時の協力に関する協定等の締結を図る。

(4) 連絡体制等の確保

- ・各機関の連絡手段・窓口、役割分担、夜間休日の対応体制等の確保
- ・防災関係機関が共有する防災情報形式の標準化及び共通システムの検討
- ・被災市町村の情報収集、通信手段の途絶や行政機能の麻痺等が発生した市町村の調査、連絡調整を行う先遣調査隊員及び派遣手段等の確保

(5) 情報収集要領の作成

被災市町村から県への被災状況の報告ができない場合における、県調査隊等を活用した情報収集の手段、情報の内容等を検討し、情報収集要領としてまとめておく。

5 情報分析体制の充実

県及び市町村は、収集した災害情報を的確に分析・整理する人材の育成及び専門家の意見活用体制を整備する。

6 災害対策実施方針の備え

県及び市町村は、収集した災害情報をもとに、災害対策本部において速やかに災害対策の実施方針を打ち出せるように、策定の手順や方法等を検討しておく。

7 複合災害への備え

県、市町村及び防災関係機関は、後発災害の発生が懸念される場合にも要員・資機材を適切に配分し、また、外部への応援を早期に要請できるように対応計画の策定に努める。

第2款 活動体制の確立（実施主体：国、知事公室、関係部局、沖縄県警察、市町村）

多岐にわたる県や市町村の災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するためには、対策の前提となる活動体制を整えておく必要がある。

そこで、以下の点を重点に活動体制の確立を図る。

1 職員の防災対応力の向上

平時から、地震・津波等をはじめとする災害応急対策活動に十分備え、実際の災害時に的確に実施するために、以下の対策を推進する。

(1) 職員を対象とした防災研修の実施

職員を対象とした防災研修会を定期的に開催し、職員の資質の向上を図る。

また、防災に関する記事、レポート等を全ての部局に配付するとともに、庁内誌に防災関係記事を掲載し、職員の防災への理解を深める。

(2) 防災担当職員及び災害担当職員の養成

防災担当部局の防災担当職員は防災業務の要であり、災害対策の統制活動が求められる。

また、各部局における災害担当職員は、担当部局において応急対策のリーダーシップが求められる。これらの職員が災害発生時に的確な活動を行うためには、平時から特に重点的な研修が必要であり、以下の施策を推進する。

ア 国等の実施する防災研修会、防災関係学会（地域安全学会、土木学会等）等に積極的に職員を派遣する。

イ 災害を体験した都道府県等への視察及び意見交換会の開催等を行う。

ウ 防災担当専門職員を養成する。

(3) 民間等の人材確保

県及び市町村は、応急対策全般への対応力を高めるため、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築するように努める。

また、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努める。

2 物資、資機材の確保及び調達体制の充実

迅速及び的確な災害応急対策の実施には、膨大な数の救出救助用資機材（チェーンソー、のこぎり、ジャッキ、かけや及び重機等）、消火用資機材（消火器及び可搬ポンプ等）、医薬品、医療用資機材、食料、飲料水、ブルーシート、土のう、生活必需品等の確保が必要となる。

そこで、以下のとおり、県内のどこで災害が発生しても迅速に所要量を確保できる体制の確保を推進していく。

なお、県及び市町村等は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握し、不足する資機材等については、関係機関や民間事業者と連携して必要な量の備蓄に努める。

また、災害時に迅速に物資等を調達するため、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。

さらに、平時から訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

(1) 救出救助用資機材の確保体制の充実

救出救助用資機材は、災害発生時に極めて緊急度が高いので、住民等が身近に確保できるよう、町内会・自治会の単位での確保を柱とした整備を推進する。

ア 市町村に対する自主防災組織用の救出救助用資機材の補助

- イ 家庭や事業所に対する救出救助用資機材の備蓄に関する啓発
- ウ 救助工作車等の消防機関への整備促進
- エ 資機材を保有する建設業者等と市町村との協定等締結の促進
- オ 各県立施設における救出救助用資機材の整備促進
- カ 県下各警察署への救出救助用資機材等の整備促進

(2) 消火用資機材の確保体制の充実

消火用資機材は、災害発生時極めて緊急度が高いので、住民等が身近に確保できるよう、町内会・自治会の単位での確保を柱とした整備を図る。

- ア 市町村に対する自主防災組織用の消火用資機材の補助
- イ 家庭や事業所に対する消火用資機材の備蓄に関する啓発
- ウ 消防自動車等公的消防力の整備促進

(3) 医薬品・衛生材料の確保体制の充実

医薬品・衛生材料については、沖縄県地震被害想定調査（平成25年度）による想定被災者数の2日分以上を目標とし、また、「九州・山口9県災害時応援協定」に基づく申し合わせにより、本県では、県立中部病院、県立宮古病院、県立八重山病院等に原則として2,500人分以上を確保するものとする。

併せて、緊急調達を迅速に実施できるよう（一社）沖縄県薬剤師会及び沖縄県医薬品卸業協会等との間で締結した「医薬品等の供給に関する協定」を活用し、必要があるときは業者の保有する医薬品等を災害発生直前の価格で調達できる体制を整えておくものとする。

(4) 食料・飲料水・被服寝具等の生活必需品の備蓄及び調達体制の充実

食料・飲料水・被服寝具等の生活必需品については、災害発生後3日以内を目標に調達体制を確立することとし、それまでの間は家庭や地域等での確保がなされるような対策を講じる。

なお、大規模な地震・津波、風水害発生時には物資等の調達が困難となることを想定し、県及び市町村は地震被害、津波・高潮被害想定調査による避難者数や女性及び要配慮者が必要とするものに配慮して十分な量の備蓄を行うほか、物資の性格、地震・津波、風水害の危険性及び避難場所の分布等を考慮して、集中備蓄、分散備蓄、備蓄拠点の設置など、効果的な体制を選定する。

なお、災害対策用食料等の備蓄に関する計画及び現況は資料編に示す。

- ア 家庭、社会福祉施設、医療機関、ホテル・旅館等における、食料・飲料水・被服寝具など生活必需品の7日分の備蓄に関する啓発
 - イ 県における市町村備蓄保管のための食料・飲料水・被服寝具等の生活必需品の備蓄・点検・補充の促進
 - ウ 市町村における食料・飲料水・被服寝具等の生活必需品の備蓄・点検・補充の促進
 - エ 県及び市町村による貯水池への緊急遮断弁や飲料水兼用耐震性貯水槽の設置促進等
 - オ 大手流通業者等（大型小売店舗、生活協同組合、問屋）との協定等締結の促進、流通備蓄量や生産拠点の被災リスクの把握
 - カ 公的備蓄ネットワーク（県内のどこで災害が発生しても迅速に所要量を供給できる相互利用体制）の構築
 - キ 乳幼児、高齢者等に配慮した食料、生活必需品等の備蓄及び調達体制の整備
 - ク 市町村及び上水道事業者等による給水車、給水タンク、ポリ容器等の給水用資機材の確保及び県民等へのポリ容器等の備蓄促進
 - ケ 通信手段の途絶や被災市町村の機能麻痺等を想定し、市町村からの要請を待たずに県が避難所等へ避難者の食料等を供給する体制の構築
- (5) 輸送手段の確保
- ア 車両の確保
県及び市町村は、所有車両について災害後の運用計画を作成しておくものとする。
また、車両の不足に備えて、トラック協会等の民間団体等と事前に協定を締結し、地震災害後に速やかに車両の確保ができるよう日頃から連携を図っておく。
 - イ 船舶の確保
所有船舶については、災害後の運用計画を作成しておくものとする。

また、第十一管区海上保安本部所属船艇、自衛隊艦艇及び漁船等については、応援要請の方法等について事前協議を図っておく。

ウ 航空機の調達

一般交通途絶等に伴い、緊急に航空機による輸送が必要な場合を想定し、自衛隊、海上保安庁、在日米軍及び緊急消防援助隊への航空機輸送の要請手続き等について、日頃から連携を図り、整備しておくものとする。

エ 燃料の調達

県は、沖縄県石油商業組合・沖縄県石油業協同組合等と、緊急輸送体制確保のための優先供給の協力体制について協議しておく。

3 応援体制の強化

被害が甚大で市町村及び県において対応が困難な場合、県内市町村間の応援調整や、外部からの応援を求める必要がある。

県では、九州・山口9県災害時応援協定の締結をはじめ総合防災訓練の実施など積極的に進めているところであるが、今後とも以下の対策を講じることにより、なお一層の応援体制の強化を図ることとする。

(1) 市町村間の相互応援協力協定締結の推進

本県は離島が散在するため、様々な地震・津波の被害想定による被災パターン等を踏まえ、災害応急対策に係る市町村間の相互応援を迅速・確実に行える体制を強化する必要がある。

このため、県は、市町村間の相互応援協力協定の締結を促進するために必要な支援、調整を行うとともに、応援の要求手順、連絡調整窓口、連絡方法を明確にし、周知を徹底する。

また、県は、市町村の対応能力を超える遺体の火葬処理及び災害廃棄物の処理等に対処するため、被害想定調査による被災パターン等を考慮した広域処理体制を確保する。

市町村は、以上の点を踏まえて他市町村との相互応援協力協定の締結に努めるとともに、被災地周辺地域となった場合に後方支援基地としての機能を発揮できるように必要な準備を実施しておく。

(2) 県内関係業界や民間団体との連携体制の充実

官民一体となって災害に対処できる体制を充実するため、以下の対策を講じていく。

ア 指定地方公共機関の指定

大規模な震災時には現在指定地方公共機関に指定していない各種の機関の協力が必要であり、これらの機関との円滑な連携が図られるよう、指定地方公共機関としての位置づけについて検討する。

イ 県内関係業界、民間団体との応援協力協定の締結

災害応急対策又は災害復旧に必要な物資、資材又は業務に関係する企業等から、災害時の協力・連携が円滑に行われるように県内関係企業、業界及び民間団体との間で応援協力協定を締結し、人的・物的協力の具体的な内容や手順等を明確化する。

(3) 専門ボランティアとの連携体制の充実

災害発生時にボランティアの活動が迅速かつ円滑に実施されるよう、以下の対策を講じていく。

ア 医療業務、介護業務及び被災建築物の応急危険度判定等の資格又は技術を要する専門ボランティアやボランティア団体の事前登録並びにボランティアの活動拠点等の整備を促進する。

イ 日本赤十字社沖縄県支部や県社会福祉協議会等と連携して、災害時のボランティアのあり方、求められるマンパワーの要件及び活動の支援・調整等について研修会等を行い、ボランティアコーディネーターの養成に努める。

(4) 応援機関等の活動拠点候補地のリストアップ

応援機関が集結し活動する場合、活動の拠点となる場所を迅速に確保する必要がある。そこで、公共施設を中心に活動拠点の候補地を、地震・津波の危険性や緊急輸送ネットワーク等を考慮してリストアップして関係機関と情報を共有しておき、災害時に必要な宿営、ヘリポート及び物資搬送設備を確保するなど、できるだけ迅速に対処できるようにする。

(5) 自衛隊との連携の充実

県及び市町村は、被害想定結果等を踏まえて災害派遣要請の実施が想定される分野、緊急時の連絡体制及び受入れ拠点等を明確にしておくとともに、訓練等を実施して連携体制を充実させる。

(6) 在日米軍との協力体制の充実

県及び市町村は、災害時の人命救助、緊急輸送等に有効な在日米軍との相互連携や基地への立ち入り等について検討し、必要な災害協定や運用マニュアルの整備等を進める。

なお、以下の災害協定、マニュアル等が現在整備されている。

- ・災害時における沖縄県と在日米軍との相互連携マニュアル（県）
- ・基地立ち入りに関する協定（市町村）
- ・緊急時の消防車両の基地内通過に関する協定（消防本部）
- ・消防相互援助協約（消防本部）

(7) 大規模災害発生時における広域的な応援・受援体制の整備

大規模災害発生時においては、被災自治体のみでは対応に困難を来すことが想定されるため、国や他都道府県を含む各機関が連携して広域的な応援体制を構築する必要がある。各機関は平常時から相互に十分協議し、大規模な災害発生時に速やかに対応できるよう、各機関と締結した広域応援協定等に基づき応援体制を整えるものとする。

なお、県は大規模災害発生時に必要があると認めるときは、各種協定等に基づき、関係機関に対し、速やかに対応を要請し、応急活動を迅速かつ的確に実施するものとする。

ア 九州・山口9県災害時応援協定に基づく応援要請

知事は大規模な災害が発生し、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、上記協定に基づき原則として九州・山口9県被災地支援対策本部長に対し応援を求める。

イ 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定に基づく応援要請

知事は、上記の応援協定に基づく応援では、被災者の救援等の対策が十分に実施できないと認めるときは、全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定に基づき、他のブロック知事会を構成する都道府県に対し、全国知事会を通じて広域応援を要請する。

ウ 「応急対策職員派遣制度」に基づく応援要請

知事は、大規模災害発生時に、県及び県内市町村の応援職員の派遣だけでは、被災市町村において災害対応業務を完結することが困難である場合又は困難であると見込まれる場合は、国や九州地方知事会等と連携し、「応急対策職員派遣制度」等に基づく応援職員の派遣を依頼するものとする。

(8) 応援・受援の備え

県、市町村及び防災関係機関は、災害の規模等に応じて円滑に応援又は受援できるように、以下の点を明確にした応援計画及び受援計画を策定し、事前の準備に努める。

- ・応援先・受援先の指定
- ・応援・受援に関する連絡・要請の手順
- ・災害対策本部との役割分担、連絡調整体制
- ・応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制、資機材等の集積・輸送体制等
- ・広域物資輸送拠点・地域内輸送拠点の確保
- ・ホテル・旅館、公共施設（空きスペース）、仮設の拠点や、活動拠点となる車両を駐車することができる土地など、応援職員等の宿泊場所・拠点として活用可能な施設等の一覧

4 交通確保・緊急輸送体制の充実

大規模災害発生時には、災害対策要員、負傷者、物資及び資機材等多様かつ大量の輸送需要が生じる。こうした輸送を円滑に行うためには、輸送用車両等の確保と併せて、輸送を円滑に行うための事前措置が必要であり、今後以下の対策を推進していくこととする。

(1) 交通規制計画の作成等

緊急通行車両が交通渋滞で機能麻痺しないよう、重要路線等の交通規制計画を作成する。それにあわせて、必要な災害時交通規制用情報板の整備、重要となる信号への電源付加装置の整備等信号機滅灯対策、交通誘導のための警備業者との協力協定の締結及び交通施設の耐震性確保等を図る。

(2) 重要道路啓開のための体制整備

災害発生後、道路啓開計画に基づく連絡・連携体制を立ち上げ、速やかに道路の被害状況を把握して関係機関と情報共有を図り、通行に障害のある場合、直ちに道路啓開を実施する。

また、定期的な実働訓練等により啓開体制の課題を抽出し、計画の見直しを行いながら、迅速な道路啓開の実施に努める。

(3) 災害時における交通マネジメント

沖縄総合事務局は、災害復旧時に渋滞緩和や交通量抑制により、復旧活動、経済活動、及び日常生活への交通混乱の影響を最小限にとどめることを目的に、交通需要マネジメント及び交通システムマネジメントからなる交通マネジメント施策を包括的な検討・調整を行うため、「災害時交通マネジメント検討会」を組織する。

県は市町村の要請があったとき、又は自ら必要と認めたときは、沖縄総合事務局に対し検討会の開催を要請することができる。

検討会において協議・調整を図った交通マネジメント施策の実施にあたり、検討会の構成員は、自己の業務に支障のない範囲において構成員間の相互協力を行う。

検討会の構成員は、平時から、あらかじめ連携に必要な情報等を共有しておくとともに、連携強化のための協議・訓練等を行うものとする。

※交通需要マネジメント：自動車の効率的な利用や公共交通機関への利用転換など、交通行動の変更を促して、発生交通量の抑制や集中の平準化などの交通需要の調整を行うことにより、道路交通の混雑を緩和していく取組

※交通システムマネジメント：道路の交通混雑が想定される箇所において実効性を伴う通行抑制や通行制限を実施することにより、円滑な交通を維持する取組

(4) 緊急輸送基地の選定及び整備

輸送を効率的に行うためには、各主体がそれぞればらばらに被災地に入るよりも、被災地外に緊急輸送基地を置き総合的な輸送体制を整える必要がある。そこで、陸・海・空から物資等が集積することを念頭に置いて、地震・津波の危険性や緊急輸送ネットワークを考慮した緊急輸送基地を選定し、備蓄拠点の機能も検討しつつ整備していくこととする。

(5) 臨時ヘリポート等の確保

孤立化した場合等に備え、空からの輸送が迅速になされるよう、全市町村が管内に1箇所以上、地震・津波の危険性や緊急輸送ネットワークを考慮した臨時ヘリポート等を確保し、災害時の運用方法、必要な機材等を確保するよう努める。

また、自衛隊、海上保安庁等と連携したヘリコプター輸送体制を整備しておく。

(6) 緊急通行車両の事前届出の徹底

災害時の緊急輸送の確保を図るため交通規制がなされた場合、当該区間・区域を通行するためには緊急通行車両の確認がなされる。この場合、事前に届出を行い届出済証の交付を受けることで手続きが簡略化され、迅速な確認が可能となる。

そこで、第2編及び第3編「第1章災害応急対策計画」に基づき、使用する可能性の車両をリストアップし、事前届出の徹底を図ることとする。

県及び県警察は、輸送協定を締結した民間事業者等の車両は、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができることについて、周知及び普及を図るものとする。

(7) 災害交通規制の周知

県警察は、災害時の交通規制実施時の運転者の義務等を県民に周知する。

(8) ヘリコプター等運用調整会議

大規模災害時には、初動や応援活動のために多数のヘリコプターが必要となり、安全かつ有効にヘリコプターを活用することが課題となる。

県は、ヘリコプター保有機関等が参加する「沖縄県ヘリコプター等運用調整会議」を開催し、災害時の迅速なヘリコプターの出動、円滑な活動調整、安全な運航等の計画作成や関係機関相互の連携を推進する。

(9) 運送事業者との連携確保

県及び市町村は、緊急輸送調整業務への運送事業者等の参加、運送事業者等による物資集積拠点の運営（運送事業者等の施設活用を含む）及び被災者の輸送協力について以下の視点から検討し、必要な体制等の整備を推進する。

・被災者の輸送に必要な情報項目、輸送対象者、要請方法等

- ・物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理や発注方法の標準化
- ・物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置の支援
- ・輸送車両への優先的な燃料供給等の環境整備
- ・輸送協定を締結した民間事業者等の車両の緊急通行車両の事前届出の普及

(10) 緊急輸送活動関係

県及び市町村は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検するものとする。また、国、県及び市町村は、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上、県が開設する広域物資輸送拠点、市町村が開設する地域内輸送拠点を経て、各避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他関係機関等に対する周知徹底に努めるものとする。

(11) 上記(2)を除く生活道路等の通行可否の確認等

各道路管理者は、道路の浸水や土砂崩れ等を速やかに把握するため、監視・観測装置、パトロール体制、道路管理者間相互及び警察等とのリアルタイムな情報共有体制を整備するほか、浸水箇所への車両進入による水没事故を防止するため、アンダーパス等への水位センサーと表示板の設置を進める。

5 広報広聴体制の充実

被災地での流言飛語や二次災害を防止するための情報、災害応急対策に関する情報（対策の進捗状況、救援物資についてのお願い、ボランティアの募集等）を被災地内外に的確に発信することは、災害応急対策を円滑に進める上で極めて重要である。

そこで、以下の体制を早急に整える。

(1) プレスルールの整備

報道機関を通じての広報については、県、市町村及び防災関係機関からの情報を迅速・的確に発信するため、プレスルームを指定し、設備を充実する。

(2) 災害時の報道機関を通じての広報に関する意見交換会の開催

災害時に県からの情報が的確に報道機関を通じて提供できるよう、報道機関との間で災害時の広報に関する意見交換会を開催する。

(3) インターネットを通じた情報発信に関する検討

情報化の進展に伴い、インターネット、ワンセグ、X（旧ツイッター）及びフェイスブック等といった新しい情報伝達手段が普及してきている。

そこで、県、市町村及び防災関係機関からの情報をこうした手段を用いて伝達する方法や伝達内容等について検討を進める。

(4) 手話通訳者・外国語通訳者のリストアップ

聴覚障害者や外国人に対して的確な情報を伝達できるよう、手話通訳者及び外国語通訳者をリストアップし、災害時の協力について事前に要請する。

6 防災拠点の整備に関する検討

防災拠点は、平常時には防災知識の普及・啓発、地域防災リーダー等の教育・訓練の場、さらには防災資機材や物資備蓄の場であり、災害時には、避難場所や災害応急対策活動及び情報通信等のベースキャンプともなる。

このため、自治会・町内会の区域にはコミュニティ防災拠点を、小学校区・中学校区には地域防災拠点を確保する必要がある、これらの整備を推進していく。

7 広域防災拠点の整備に関する検討

県は、広域的な大規模災害時に、広域的な応援や輸送等の対策を効果的に展開するため、以下のような機能をもつ防災拠点の整備を検討する。

(1) 県の備蓄拠点、災害時の物資集積拠点

(2) 航空機を活用した災害時の被災者、物資等の輸送拠点

(3) 緊急消防援助隊、警察災害派遣隊、自衛隊災害派遣部隊、DMA T等の活動拠点

8 公的機関等の業務継続性の確保

県、市町村及び防災関係機関は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画を策定し、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る。

また、実効性ある業務継続体制とするため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し及び計画の改訂などを行う。

特に、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・飲料水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

さらに、以下の各種データ及びそれらのデータを扱うシステム等の総合的な整備保全やバックアップ体制の整備を進める。

- (1) 戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等情報、測量図面及び情報図面等データ
- (2) 不動産登記の保全等

第3款 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実

(実施主体：知事公室、関係部局、市町村、関係機関)

多種多様な災害応急対策活動を迅速かつ円滑に実施するためには、各々の活動に対応したきめ細かな事前措置を施していく必要がある。

また、民間事業者に委託可能な業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておくことで、民間事業者のノウハウや能力等を活用し、災害時に迅速かつ効果的に対策を進めることが可能となる。

そこで、各々について以下の対策を講じていくものとする。

なお、県及び市町村は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けてあらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度や救助実施市制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っていくものとする。

1 生命・財産への被害を最小限とするための事前措置の充実

県民の生命・財産への被害を最小限とするためには、情報の伝達、避難誘導、救出救助、緊急医療、消防活動及び二次災害防止活動の各段階においてきめ細かな事前措置を施していく必要があるため、以下の対策を積極的に推進する。

(1) 地震に関する情報の収集・伝達対策の充実

地震による被害をより効果的に防止するため、緊急地震速報及び地震活動の見通しに関する情報や地震回数委に関する情報等を住民に迅速に知らせる体制を整える。

(2) 津波に関する情報の収集・伝達対策の充実

津波警報等の収集及び津波浸水予想区域住民等への伝達体制の充実を図る。

(3) 避難誘導対策の充実

危険な建物及び地域から安全な場所に県民や旅行者等を避難させるため、避難誘導に関する対策を県、市町村、社会福祉施設、学校、不特定多数の者が出入りする施設等においてそれぞれ確立する必要がある。そこで、県は、市町村や施設管理者等と連携して、以下の対策を推進していくものとする。

ア 社会福祉施設、公立学校その他の公共施設の耐震補強と避難体制の再点検

イ 医療機関、社会福祉施設、私立学校、ホテル・旅館、観光施設、不特定多数の者が利用する施設等の避難体制の再点検

ウ 高齢者、障害者及び外国人のための避難マニュアルの作成

エ 耐震性のある県立施設の避難所指定に関する市町村との調整の推進

オ 避難路沿線施設の耐震性についての点検及び改修促進

(4) 救出救助対策の充実

建物、土砂の中に生き埋めとなった者及び危険な地域に孤立した者を迅速に救出救助できるよう、県としては以下の対策を推進していくこととする。

ア 市町村、消防機関、警察及び自衛隊との図上演習を含む合同救出救助訓練の実施（総合防災訓練を含む）

イ 市町村に対する自主防災組織用の救出救助用資機材の補助

(5) 緊急医療対策の充実

大きな地震等により多数の負傷者が発生し、同時に医療機関もライフラインの停止等で機能麻痺に陥ることを想定すると、負傷者に対して迅速・的確に医療処置を施すためには、災害に強い医療施設・設備を整備するとともに、限られた医療資源を有効に活用できる対策を講じていく必要がある。

そのため、行政機関と医師会等医療関係者の連携のもとに協定を締結し、総合的な緊急医療対策を検討していくこととする。なお、当面は県として以下の対策を推進する。

ア 地震・津波、風水害の被害想定、初動期を念頭においた緊急医薬品等の備蓄の推進

イ 災害医療コーディネーター、災害薬事コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン、災害派遣医療チーム（DMAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）、災害支援ナースの充実強化と、緊急医療活動訓練の実施（総合防災訓練を含む）

また、総合的な緊急医療対策のための検討項目は、次の項目とする。

ウ 第2次、第3次救急医療施設への軽傷患者の過集中の防止対策

エ 医療機関の被災状況、稼働状況及び医薬品に関する情報その他円滑な緊急医療活動に関する情報を一元化し提供するための対策

オ 地震・津波、風水害の危険性、被害想定の子測負傷者を踏まえた国立病院機構、災害拠点病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設における応急医療体制の整備及び3日分の医薬品・医療資機材・非常電源用燃料等の備蓄並びにヘリポートの整備

カ 災害時に国の非常本部等が選定する広域後方医療施設への傷病者の搬送を中継する広域搬送拠点を、県内の既存の飛行場、自衛隊基地、大規模空地等から選定する。

また、広域搬送拠点には、傷病者の搬送に必要なトリアージや救急措置等を行うSCUの機能整備、SCUの設置・運営に協力する医療機関の指定、協力する医療機関へのSCU設置に必要な医療資機材等の整備等を推進する。

※SCU（エス・シー・ユー）：ステージング・ケア・ユニットの略で、広域搬送拠点に隣接して設置する臨時医療施設のこと。

キ 災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握できる広域災害・救急医療情報システムの整備及びシステム操作等の研修・訓練の推進。

ク 災害派遣医療チーム（DMAT）が中期的に医療活動を展開できる体制の確立（DMATから中長期的な医療を担うチームへの引継ぎ調整スキームの策定等）

ケ 慢性疾患患者の円滑な広域搬送体制の確保（関係機関との合同訓練等を含む）

コ 日本災害リハビリテーション支援協会（JRAT）、日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）等との連携等

2 大規模停電への備え

(1) 病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

(2) 県は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理しリスト化を行うよう努めるものとする。

3 被災者の保護・救援のための事前措置の充実

被災者に対してきめ細かな保護・救援を迅速に行うため、以下の対策を推進する。

(1) 学校の防災拠点化の推進

以下の点に留意し、学校が地域の避難所等の防災拠点として機能するため、必要な対策を講じる。

- ア 無線設備の整備
 - イ 教職員の役割の事前規定
 - ウ 調理場の調理機能の強化
 - エ 保健室の緊急医療機能（応急処置等）の強化
 - オ シャワー室、和室、簡易ベッド及び車いす用トイレの整備
 - カ 学校プールの通年貯水（消火用、断水時の生活用水用）及び浄化施設の整備
 - キ 給水用・消火用井戸、雨水利用設備、貯水槽、非常用電源、テレビ・ラジオ及び備蓄倉庫の整備
 - ク 施設の耐震化及びバリアフリー化
- (2) 緊急避難場所・指定避難所の指定・整備

ア 緊急避難場所・指定避難所の指定

市町村は、各種災害から危険を回避するための指定緊急避難場所及び被災住民が一時滞在するための指定避難所を指定する。指定に当たっては、災害対策基本法施行令で定める指定緊急避難場所及び指定避難所の基準に適合するように留意する。

また、指定緊急避難場所及び指定避難所の指定、取り消し又は当該施設の重要な変更を行う場合は知事への通知及び公示を行うほか、平時から、指定緊急避難場所や指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受入れ方法、円滑に避難するために必要な情報等を防災マップやホームページ等を通じて住民等への周知を徹底する。

知事は、市町村長から指定避難所の指定、取消しの通知を受けたときは、その旨を内閣総理大臣に報告する。

イ 緊急避難場所・指定避難所の整備

市町村は、指定緊急避難場所及び指定避難所の安全性の強化に努めるほか、内閣府の「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（平成25年8月）」を参考に指定避難所の環境整備に努める。また、指定避難所となる施設については、良好な生活環境を確保するために、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるものとし、必要に応じて、換気、照明等の施設の整備に努めるものとする。

市町村は、感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合にはホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。

学校を指定避難所に指定する場合は、教育活動の場であることに配慮し、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所としての利用方法等について教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

市町村は、指定避難所において貯水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。

市町村は、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮するものとする。

市町村は、指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。

市町村及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。

(3) 福祉避難所の指定

市町村は、一般の避難所でのケアが困難な高齢者・障害者、医療的ケアを必要とする者等を専用に受け入れる介護保険施設、障害者支援施設等を福祉避難所に指定しておく。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。

市町村は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。

また県は、社会福祉施設の被災により、高齢者・障害者等の要配慮者が当該地域で保健福祉サービスを受けることができない場合に、被災地外の社会福祉施設等で一時的に保健福祉サービスを受けるため、受入れ候補施設を事前にリストアップし、受入体制を協議しておく。

(4) 在宅避難者等の支援

県及び市町村は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。

県及び市町村は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。

県及び市町村は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。

(5) 災害時福祉支援体制の整備

県は、県社会福祉協議会と連携して、大規模災害時に避難所等において高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児等の要配慮者の支援を行う福祉専門職等からなる沖縄県災害派遣福祉チーム（DWA Tおきなわ）の派遣に備え、平時から研修・訓練を実施する。

(6) 家庭、社会福祉施設、医療機関及びホテル・旅館等への備蓄の啓発

災害発生初期の段階においては、住民や各機関それぞれが備蓄する食料・飲料水・被服寝具等の生活必需品により生活の確保を図る体制を構築するため、これに備えた事前の準備が必要である。このため、家庭、社会福祉施設、医療機関及びホテル・旅館等に対して、物資の調達体制が確立するまでの間（おおむね最低7日間）、食料・飲料水・被服寝具等の生活必需品を各々において備蓄するよう、普及・啓発を行う。

(7) 応急仮設住宅の迅速な建設のための事前措置

県は、災害により住家を失った人に対し迅速に応急仮設住宅を提供できるよう、プレハブ建築協会等との間での協定の締結を図る。

また、供給可能量を把握し、調達供給体制を整備しておく。

市町村は、地震・津波被害想定による被災戸数から仮設住宅の必要量を算定し、建設候補地をリストアップしておく。

また、公営住宅や民間賃貸住宅の空き家等を把握し、必要に応じて関係団体との協定を締結し、災害時の応急借上住宅として迅速に確保できるようにしておく。

(8) 物価の安定等のための事前措置

県及び市町村は、災害発生時、物価の安定等を図るため、大規模小売店及びガソリンスタンド等の営業状況の把握等を行うこととしている。これらの活動を迅速に行うため、以下の事前措置を実施する。

ア 災害発生時に価格監視する物品のリスト化及び監視方法の検討

イ 災害発生時に営業状況を把握する大規模小売店及びガソリンスタンド等のリスト化

(9) 文教対策に関する事前措置

県及び市町村は、災害発生時に文教対策を円滑に行うため、以下の事前措置を実施する。

- ア 学校等の教育施設が避難所として使用される場合の、その使用のあり方（避難所として開放する場所、学校備品の使用方針等）及び学校職員の行動方針等の検討
- イ 時間外災害発生時の児童、生徒及び学生の被災状況の把握方法の検討
- ウ 時間外災害発生時の教職員の被災状況の把握方法の検討
- エ 文化財の所有者又は管理者に対する防災体制の確立指導並びに文化財の耐震調査の指導

(10) 児童・生徒・園児等の保護等の事前措置

県及び市町村は、学校等において、災害発生時における保護者との連絡、児童・生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう努める。

また、市町村は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市町村間、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

(11) 広域一時滞在等の事前措置

県及び市町村は、大規模広域災害時に円滑な広域避難や一時滞在が可能となるよう、以下の事前措置の実施に努める。

- ア 他県、他市町村との広域一時滞在に係る応援協定の締結
- イ 災害時の避難者の移送や受入れ等についての実施要領の作成
- ウ 一時滞在施設の選定、施設の受入能力等の把握
- エ 総務省の全国避難者情報システム等を活用した、広域避難者・一時滞在者の所在地等の情報を避難元及び避難先の県及び市町村が把握する体制の整備
- オ 放送事業者等と連携した、広域避難者・一時滞在者へ生活情報等を伝達する体制の整備

(12) 家屋被害調査の迅速化

県は、市町村に対し、家屋の被害認定の担当者のための研修等を実施し、災害時の生活再建支援金の支給等に必要なり災証明の発行を迅速化する。

市町村は、家屋被害認定調査担当者の育成、り災証明業務実施体制の整備、他市町村や関係団体との応援協定の締結等に努める。

(13) 災害廃棄物処理計画の策定・連携の強化等

市町村は、国の災害廃棄物対策指針（平成30年3月）及び沖縄県災害廃棄物処理計画（平成29年3月）を踏まえ、仮置場の配置や災害廃棄物の処理方法を具体化した災害廃棄物処理計画の策定に努める。

県及び市町村は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進のほか、災害廃棄物に関する情報や、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）、地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努めるものとする。

(14) 非常災害指定時の消防用設備等の基準の検討

著しく異常かつ激甚な非常災害で避難所、応急仮設住宅、臨時医療施設が著しく不足する場合には、災害対策基本法第86条の2及び第86条の3により、消防法第17条の規定が除外される災害に指定される場合がある。

このような災害時に、臨時の避難所や応急仮設住宅等を速やかに確保できるように、市町村及び消防本部は、消防法に準ずる消防用設備等の設置・維持基準を検討しておく。

第4款 消防防災ヘリコプターの整備の検討（実施主体：知事公室）

地震等大規模災害が発生した場合、被害情報の収集、物資や防災要員の輸送、空中消火活動及び負傷者の搬送等を迅速に行う必要が出てくるが、道路の寸断や渋滞によって陸上からの情報収集や輸送・搬送には大きな障害が発生する可能性が高い。

そこで、県においては、消防防災ヘリコプター基地の整備や消防防災ヘリコプターの導入について、市町村と連携を図り検討していくものとする。

なお、導入によって以下のような災害応急対策活動等を迅速・的確に行うことができる。

1 被害情報の収集

震度4以上の地震等大規模な災害が発生した場合、直ちに出勤し被災地上空からの映像を直接災害対策本部室に電送する。

2 物資や防災要員の輸送

緊急に輸送が必要な物資や防災要員を現地に迅速に輸送する。

3 負傷者の搬送

後方医療施設に搬送が必要な負傷者を迅速に搬送する。

4 空中消火活動

消防車等の進入困難地域や広範囲な火災に迅速に対応する。

なお、運用を円滑に行うために、市町村消防職員による航空隊の訓練・研修、ヘリコプター基地や臨時離発着場の整備、警察本部及び自衛隊保有のヘリコプターとの連携体制の確立等を並行して推進する。

第5款 災害ボランティアの活動環境の整備（実施主体：知事公室、生活福祉部、教育委員会、関係部局、市町村、社会福祉協議会）

1 ボランティア意識の醸成

(1) 学校教育における取組

ボランティア精神の芽を育てるには、幼少期からの教育や体験に勝るものではなく、県及び市町村は、学校教育に積極的に取り入れていくものとする。

(2) 生涯学習を通じての取組

県、市町村及び社会福祉協議会は、社会教育活動の中でボランティア講座等を開催して、ボランティアへの理解と実践への機会の創出を図る。

2 ボランティアの育成等

(1) ボランティアの育成

県及び市町村は、ボランティアが効果的な活動を実施するため、県社会福祉協議会及び市町村社会福祉協議会と連携して、平時からボランティアの育成に努めるものとする。

(2) 専門ボランティアの登録等

ア 県及び市町村は、災害時におけるボランティアの迅速かつ有効な活用を図るため、医療業務、看護業務、介護業務、通訳、無線通信及び被災建築物応急危険度判定等の専門的な資格や技能を有する者（以下「専門ボランティア」という。）を平時から登録し、把握に努めるものとする。

イ 県及び市町村は、ボランティアとして登録されている専門ボランティアに対し、防災に関する知識及び技術の向上を図るため、研修及び訓練等に努めるものとする。

(3) ボランティアコーディネーターの養成

県及び市町村は、日本赤十字社沖縄県支部及び県社会福祉協議会及び市町村社会福祉協議会と連携し、災害時にボランティアを指導し、効果的な活動が行えるようボランティアコーディネーターの養成に努めるものとする。

3 ボランティア支援対策

(1) 県及び市町村は、県・市町村社会福祉協議会と連携して、ボランティアの受付場所、受付要員及び活動拠点について準備・指定しておくものとする。

(2) 市町村及び市町村社会福祉協議会は、災害後のボランティアニーズについて想定しておき、ボランティアの自主性を尊重しつつ、初動期のボランティア活動が迅速に行われるようにしておくものとする。

(3) 市町村及び市町村社会福祉協議会は、ボランティア（団体）を登録・把握するとともに、水防法や土砂災害防止法等に基づいて、ボランティア活動を支援していくものとする。

また、ボランティアが被災地において相互に連携して迅速かつ機能的な活動が行えるよう、平常時から研修や交流の機会を提供し、ボランティア相互の連絡体制等のネットワークを確保するものとする。

- (4) 県及び県社会福祉協議会は、ボランティアが安心して活動できるようボランティア保険制度の周知を図るなど、加入促進に努めるものとする。
市町村は、ボランティア保険の加入に際して、保険料負担の支援を検討する。
- (5) 県、市町村及び関係機関は、特に風水害時においては、建物内に堆積した泥の排除等、各家庭の清掃等への協力を行う。
- (6) 県は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、県域において活動を行う災害中間支援組織の育成・機能強化に努めるとともに、災害中間支援組織や県域において災害ボランティアセンターの運営を支援する者（都道府県社会福祉協議会等）との役割分担等をあらかじめ定めるよう努めるものとする。
- (7) 市町村は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、市町村地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（市町村社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市町村地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。

第6款 要配慮者の安全確保（実施主体：沖縄総合事務局、知事公室、生活福祉部、こども未来部、保健医療介護部、文化観光スポーツ部、土木建築部、市町村）

高齢者、障害者、外国人、乳幼児及び妊産婦等の要配慮者に対しては、防災知識の普及・啓発、災害時の情報提供、避難誘導及び救護・救済対策等の様々な面で配慮が必要である。

このため、平時から地域において、要配慮者への支援体制を整備しておくことが重要である。

特に、避難行動要支援者には事前の個別避難計画を策定するなど、特に配慮するとともに、避難場所での健康管理や応急仮設住宅への優先的入居等を行える体制等の整備に努める。

1 社会福祉施設等における安全確保

社会福祉施設、幼稚園及び保育所における要配慮者の安全を図るためには、以下の対策を講じておく必要がある。

- (1) 市町村防災計画への位置づけ
市町村は、災害発生時の、要配慮者の避難対策等について、施設管理者、市町村及び福祉関係団体等の対応や連携協力方法等を地域防災計画に定めるものとする。
特に、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設については、水防法や土砂災害防止法等に基づいて、土砂災害に関する情報、予報及び警報等の伝達に関する事項、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設名称及び所在地を明記し、危険箇所内の要配慮者の円滑な避難体制の整備を徹底する。
- (2) 施設・設備等の整備及び安全点検
施設の管理者は、災害発生時に要配慮者が安全で円滑に避難できるよう、また、施設自体の崩壊や火災の発生を防止するため、施設や付属設備等の整備や常時点検に努めるものとする。
- (3) 地域社会との連携
災害発生時の避難に当たっては施設職員だけでは対応が不十分であり、常に施設と地域社会との連携が図られ、災害時において地域住民の協力が得られる体制づくりを行うものとする。
- (4) 緊急連絡先の整備
災害発生時には保護者又は家族と確実に連絡がとれるよう、緊急連絡先の整備を行う。
- (5) 災害用備蓄等の推進
長時間にわたりライフラインや医療品、食料等を確保できない事態を想定し、非常電源、医療品及び非常用食料等の確保に努めるものとする。
- (6) 施設間の協力体制の確保
県は、介護保険施設、障害者支援施設等に対し、あらかじめ、同種の施設やホテル等の民間施設等と施設利用者の相互受入れに関する災害協定を締結するよう指導し、その内容を県に登録するよう要請する。
また、関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結を指導し、災害時に派遣可能な職員数を県に登録するよう要請する。

県及び市町村は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。

2 在宅で介護等を必要とする者の安全確保

心身に障害を有する者（児童を含む。以下同じ）、介護を要する高齢者、自宅療養者については、身体諸機能の障害による移動困難及び判断能力の減退等による行動困難等、防災上の困難が認められる。

また、常時単身で日常生活を営む高齢者についても、生活環境の面から防災上の特別の配慮を必要とする。

(1) 避難行動要支援者の避難支援体制の整備支援プランの整備

市町村は、防災担当部局と福祉担当部局との連携のもと、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等の福祉関係者と協力して避難行動要支援者の避難支援の体制を整備するものとする。

また、個人のプライバシーに配慮しつつ、避難行動要支援者の名簿等の情報を関係機関と共有し、また、本人の同意を得ることにより、または、当該市町村の条例の定めにより、市町村地域防災計画に定めた消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に提供し、一人一人の避難行動要支援者に対して避難支援者を定めるなど、具体的な避難支援個別計画の策定に努めるものとする。

避難行動要支援者名簿の作成・活用及び個別避難計画の策定に当たっては、災害対策基本法及び「避難行動要支援者の避難支援に関する取組指針」（平成25年8月 内閣府）に基づくものとし、また、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

また、市町村地域防災計画には次の事項を定めるものとする。

- ア 避難支援を行う関係者の範囲
- イ 避難行動要支援者の対象範囲
- ウ 避難行動要支援者の名簿作成に必要な個人情報の範囲と入手方法
- エ 避難行動要支援者の名簿の更新要領
- オ 避難行動要支援者の名簿提供における情報漏えい防止措置
- カ 要配慮者が円滑に避難するための情報伝達等における配慮事項
- キ 避難支援者の安全確保対策

市町村は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

県は、市町村における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などの提示、研修会の実施等の取組を通じた支援に努めるものとする。

(2) 県及び保健所設置市の保健所等は、新型インフルエンザ等感染症等（指定感染症及び新感染症を含む。）発生時における自宅療養者等の被災に備えて、災害発生前から、防災担当部局（県の保健所等にあつては、管内の市町村の防災担当部局を含む。）との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。

また、市町村の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。これらのことが円滑に行えるよう、市町村は、新型インフルエンザ等感染症発生前から市町村行動計画等の作成や整備・強化、関係機関との調整に努めるものとする。。

(3) 防災についての普及・啓発

広報等を通じ、要配慮者をはじめ、家族、地域住民に対する啓発活動を行う。

ア 要配慮者及びその家族に対する普及・啓発

- ・日常生活において常に防災に対する理解を深め、また日頃から対策を講じておくこと。

- ・地域において防災訓練等が実施される場合は積極的に参加すること。

イ 地域住民に対する普及・啓発

- ・地域在住の要配慮者の把握に努め、その支援体制を平素から準備すること。
- ・発災時には要配慮者の安全確保に協力すること。

(4) 確実な緊急通報及び情報の取得

災害時に要配慮者が直接消防機関に通報できるシステムの整備に努めるものとする。県及び市町村は、障害の種類及び程度に応じて障害者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

県及び市町村は、障害の種類及び程度に応じて障害者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

3 不特定多数の者が利用する施設における安全確保

不特定多数の者が利用する施設等には、高齢者や障害者、外国人等のように災害発生時には自力で避難することが困難な人々が多く出入りしていることから、これら要配慮者の安全を確保するためには、日頃から十分な防災対策を講じておくことが必要である。

(1) 施設設備等の整備

施設の管理者は、災害発生時に要配慮者が安全で円滑に施設等から避難できるよう、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律等に基づき、施設や附属設備等の整備に努めるものとする。

(2) 施設及び設備等の安全点検

施設の管理者は、災害発生時における施設自体の崩壊や火災の発生を防止するため、施設や附属設備等の常時点検に努めるものとする。

第7款 観光客・旅行者・外国人等の安全確保（知事公室、文化観光スポーツ部、市町村、各交通機関等）

県、市町村、防災関係機関、観光施設、宿泊施設及び交通施設（航空機、フェリー、バス、モノレール等）等の管理者は、観光客等の行動特性を考慮し、地理に不案内な観光客・旅行者等や日本語を解さない外国人等が地震・津波災害に遭遇した場合を想定した安全確保体制を整備する。

1 観光客・旅行者等の安全確保

(1) 避難標識等の整備、普及

県は、避難場所・避難路の誘導標識について観光客・旅行者・外国人等にも容易に判別できる統一的な図記号を作成し、市町村、観光協会、観光・宿泊施設等に普及する。

市町村、観光施設、宿泊施設及び交通施設等の管理者は、避難誘導標識の配置、管理施設への海拔表示及びハザードマップの掲示等を推進するほか、県、観光協会、交通機関（航空機、フェリー、モノレール等）、レンタカー会社及びガソリンスタンド等と連携して、地震・津波発生時の避難行動や避難場所等の情報を、ホームページや観光マップ等を利用して観光客や旅行者等へ周知する。

(2) 観光客・旅行者・宿泊客の避難誘導・帰宅支援体制の整備

観光施設、交通施設、旅館・ホテル等の施設管理者は、地震・津波災害時の避難誘導マニュアルや避難支援体制を事前に整備しておくなど、観光・宿泊客の安全を確保することにとどまらず、交通機関の被災等で、帰宅困難となった多数の観光客等が待機できるよう平素から食料・飲料水・被服寝具等の生活必需品の備蓄に努めるものとする。

市町村は、津波避難計画の策定において、観光客、宿泊客等が多い時期を想定し、観光施設、宿泊施設、交通施設等の管理者と連携して、円滑に誘導する体制や避難場所、避難経路等を確保する。

また、県と連携して、観光客等に津波警報や避難情報等を即時配信できるシステムの導入に努める。

(3) 観光関連施設の耐震化促進

県及び市町村は観光関連団体と連携し、観光関連施設の耐震診断及び改修に係る広報及び相談、支援策の実施に努める。

2 外国人の安全確保

県及び市町村は、国際化の進展に伴い、本県に居住・来訪する外国人が増加していることを踏まえ、言語・文化・生活環境の異なる外国人の災害時における避難対策等の充実強化を図り、的確な行動がとれるような支援方策と環境づくりに努める。

また国は、地方公共団体等と協力し、研修を通じて災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成を図るものとする。

(1) 外国人への防災知識の普及

ハザードマップや避難誘導標識等への外国語の併記や、外国語による防災パンフレットを作成し、外国人に配布する等の方法により、外国人に対し防災知識の普及・啓発を図るものとする。

(2) 外国語通訳ボランティアの活用体制の整備

災害時における外国語通訳ボランティアの事前登録等、通訳ボランティアの活用体制の整備を図るものとする。

3 観光危機管理体制の整備

(1) 観光危機管理の普及、対策の促進

県は、観光危機管理を促進するための指導者等を育成するとともに、市町村及び観光関連団体等と連携して観光危機管理に関する知識等の普及啓発を図る。

(2) 観光危機情報提供体制の整備

県は、国、市町村及び観光関連団体等と連携し、地震・津波等の観光危機発生時に観光客が必要とする各種情報を収集し、要支援観光客や交通手段などにも配慮しつつ総合的かつ迅速に、情報発信を行える体制を整備する。

また、危機発生時に、県、市町村、(一財)沖縄観光コンベンションビューロー、観光関連団体・事業者等間の通信を確保できるよう、非常用通信手段の整備に努める。

第5節 避難体制等の整備

危険な建物、地域から安全な場所に県民や旅行者等を避難させるため、避難誘導、収容に関する対策を、県、市町村、社会福祉施設、学校及び不特定多数の者が出入りする施設等において、それぞれ確立していくこととする。

1 基本的事項

(1) 避難体制の整備

ア 県の役割

- (ア) 県立社会福祉施設、県立学校、その他県立施設における避難体制の再点検
- (イ) 社会福祉法人、学校法人、観光施設・ホテル・旅館経営者、不特定多数の者が出入りする施設等の管理者等に対する避難体制の再点検の指導

イ 市町村の役割

- (ア) 避難所の選定
- (イ) 避難所の開設及び運営方法の確立
- (ウ) 避難所の安全確保
- (エ) 住民への周知
- (オ) 警報、避難情報等の伝達内容・手段、避難誘導体制の整備
- (カ) 避難情報の基準の設定、国及び県等への避難情報の判断の助言を求める際の連絡調整窓口及び連絡方法等の整備
- (キ) 高齢者、障害者、外国人のための避難マニュアルの作成
- (ク) 避難経路の点検及びマップの作成
- (ケ) 避難心得の周知（携帯品、その他心得）
- ウ 社会福祉施設、病院、学校、観光・宿泊施設、不特定多数の者が出入りする施設等の管理者の実施すべき対策
 - (ア) 避難計画の作成
 - (イ) 避難誘導体制の整備

(2) 避難場所の整備等

ア 避難所の指定、整備

市町村は、災害時の避難に備え、以下により避難所の整備をしておくものとする。

- (ア) 避難所は、公・私立の学校、公民館、旅館等とし、できるだけ炊き出し可能な既存建物を使用するものとする
- (イ) 避難所として使用する建物については、バリアフリー設備を確保するとともに定期的にその現況を調査するものとする
- (ウ) 避難場所の選定に当たっては、洪水、高潮等の浸水想定区域、土砂災害警戒区域・危険箇所等を考慮するものとする
- (エ) 避難所に適する施設がないところについては、簡易宿泊施設及び天幕を設置する場所を選定しておくものとする
- (オ) 当該市町村内に適当な場所がない場合は、県及び隣接市町村と協議して避難所の予定施設又は場所を定めるものとする
- (カ) 避難所の予定施設又は場所については、あらかじめ土地、建物、所有者又は管理者の了解を受けておくものとする

イ 広域避難場所等の指定

- (ア) 市町村は、火災等が拡大し、生命に危険が及ぶような場合に備えて、公園等のスペースを指定しておくものとする。

避難場所の指定は、以下の基準によるものとする。

- a 周辺市街地大火によるふく射熱に対し、安全を確保できる有効面積があること。
- b 災害時に避難者の安全を著しく損なうおそれのある施設が、避難場所内部に存在しないこと。

- c 避難場所内の建物、道路、池などを除き、利用可能な避難空間として、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策を踏まえ、できる限り過密とならない広さを確保すること。
 - d 避難場所ごとの地区割計画の作成に当たっては、町内会、自治会区域を考慮する。
- (イ) 市町村は、避難路の指定避難場所ごとに、延焼火災等に対して十分な安全性を有する避難路を指定し、沿道の不燃化を促進するものとする。

2 津波避難体制等の整備

本県は、沖縄本島と大小様々な離島で構成され、多くの観光客が訪れる。

一方、県内には過去に津波による大きな被害を受けた地域も存在し、住民、漁業関係者、海水浴客、釣り人、観光客及び要配慮者等を津波被害から守るため、避難体制の強化等を推進する必要がある。

(1) 津波避難計画の策定・推進（実施主体：知事公室、市町村）

ア 県における対策

県は、「津波対策推進マニュアル検討報告書」（平成25年3月津波対策推進マニュアル検討委員会）及び「避難情報に関するガイドライン」（令和3年5月）に基づいて策定した沖縄県津波避難計画策定指針を、市町村や住民等へ周知する。

この指針は、市町村の津波避難計画の策定に資するため、以下の事項に関する指針等について定めている。

- (ア) 津波浸水予測図（津波到達予想時間も含む）
- (イ) 避難対象地区・人口（観光客等も含む）・避難所要時間等
- (ウ) 避難困難地区・人口等
- (エ) 避難場所（収容対象地区・収容人口含む）及び避難路等
- (オ) 職員の参集基準等の初動体制
- (カ) 避難情報の発表基準、津波警報及び避難情報の伝達内容及び手段等
- (キ) 津波対策の教育及び啓発
- (ク) 避難訓練
- (ケ) 観光客、海水浴客、釣り客等の避難対策、避難行動要支援者の避難対策その他留意すべき事項

イ 市町村における対策

市町村は、県が策定する上記津波避難計画策定指針その他各自で定める避難指針、津波浸水想定結果及び海拔高度図等を基に、地域の実情に応じた実践的な津波避難計画を策定するよう努める。

なお、計画の策定や修正に当たっては、実際の災害対応、防災演習・訓練等の検証結果を反映し、より効果的な内容にしていくものとする。

ウ 要配慮者、不特定多数の者が利用する施設等の管理者

観光・宿泊施設、交通施設（空港、モノレール駅、フェリー・バス等のターミナル等）、医療・福祉施設、学校、ショッピングセンターその他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、観光客や施設利用者等の円滑な避難体制を中心とした防災マニュアルを策定し、訓練を実施する。この際、多数の避難者の集中や混乱等も想定した内容とする。

エ 避難計画の留意点

(ア) 徒歩避難の原則

津波発生時の避難は、徒歩を原則とする。このため、県及び市町村は、自動車免許所有者に対する継続的な啓発を行うなど、徒歩避難の原則の周知に努める。

ただし、避難困難区域や避難行動要支援者の避難を支援する者等で、避難所要時間が5分又は津波到達予測時間を越えるなど自動車等の利用が不可欠な場合においては、市町村は避難者が自動車等で安全かつ確実に避難できることを確認した上で、徒歩以外の避難手段を設定する。

この場合、県警察と十分な調整を図るとともに、各地域での合意形成、津波避難道路であることを周知する標識の整備、津波発生時の行動の周知等を徹底し、自動車避難に伴う危険性の軽減策を徹底する。

(イ) 消防防災関係職員等の避難原則

消防職員、消防団員、水防団員、警察官、市町村職員など津波浸水想定区域内で防災対応や避難誘導にあたる者は、当該地域の津波到達予測時間に余裕をもった時間内に避難することを原則として、当該時間内に可能な活動の手順や避難判断基準等を、平時の津波防災訓練等の検証結果等を踏まえて定めておく。

(2) 津波危険に関する啓発（実施主体：知事公室、教育委員会、市町村）

ア 県における対策

県は、自らが調査あるいは保有している津波危険に関するデータや海拔表示等に係るガイドライン、海拔高度図等を市町村及び県民にわかりやすく公表することによって、津波危険に関する啓発を行う。

また、市町村と連携し、津波の危険性や津波警報・避難指示等の内容や避難方法等について、積極的な防災教育や防災訓練等を通じて、住民及び船舶等が迅速かつ的確な避難行動をとれるよう、広く普及・啓発するものとする。

また、ハザードマップの整備、防災教育、防災訓練の充実及び避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の整備・確保などの課題を整理し、総合的な津波対策を検討する。

イ 市町村における対策

(ア) 市町村は、住民等を対象に以下の項目について繰り返し普及・啓発を行う。

- a 津波浸水想定区域（想定限界や不確実性含む）
- b 津波危険への対処方法（適切な避難場所及び避難路、津波警報等の意味及び精度、移動手段、率先行動等を含む）
- c 過去の津波災害事例や教訓（1771年八重山地震津波等）
- d 津波の特性（波の押し・引き、いわゆる津波地震や遠地地震、火山噴火等による津波の発生の可能性など）

(イ) 普及・啓発は、以下に例示する各種手段・機会を活用して実施する。

- a 学校、幼稚園、保育園、消防署での職員、生徒、児童、園児及び保護者を対象とした教育
- b 漁業関係者、海水浴場関係者を対象とした説明会
- c 津波危険地域に立地する施設関係者（特に観光・宿泊施設関係者、要配慮者関連施設、不特定多数の者が利用する施設等）を対象とした説明会
- d 津波危険地域の各町内会、自治会単位での説明会及び地域の防災リーダー（消防団、自主防災組織等）への研修会
- e 広報誌
- f 防災訓練
- g 防災マップ（津波ハザードマップ）
- h 統一的な図記号等を利用したわかりやすい案内板の設置（避難場所や避難階段等を、蓄光石等の夜間でも認知できる手法に配慮して表示するよう努める）
- i 電柱・電信柱や公共施設等への海拔、浸水実績高及び浸水予測高等の表示

ウ 広報・教育・訓練の強化

(ア) 津波ハザードマップの普及促進

市町村の津波避難計画を反映した津波ハザードマップの作成・公表を促進するとともに、防災教育、訓練、広報その他土地取引における確認等を通じてハザードマップの内容の理解を促進する。

(イ) 津波避難訓練の実施

県は、防災関係機関、県民、観光客等が多数参加する広域的な津波避難訓練を実施する。

市町村は、津波浸水想定結果及び海拔高度図等を基に、最大クラスの津波高や津波到達予想時間を踏まえ、防災関係機関、社会福祉施設、医療機関、学校、住民、防災リーダー及び要配慮者等が参加する実践的な避難訓練を実施する。

(ウ) 津波防災教育の推進

県及び市町村は、教育関係者と連携して、過去の津波災害の脅威や教訓等を伝承する機会を定期的に設けるほか、学校教育をはじめ様々な場面で活用できる津波防災教育プログラム

ラムや危機意識を共有できるリスクコミュニケーション手法を整備し、県民の津波防災への理解向上に努める。

(3) 津波に対する警戒避難体制・手段の整備（実施主体：知事公室、市町村）

本県の自然環境、地理条件、津波対策の現況等を考慮し、津波への警戒・避難体制の向上や津波避難困難地域の解消等を図るものとする。

ア 危険予想区域住民に対する情報伝達体制の整備

県は、沖縄県防災情報システム等により、各市町村及び消防本部に対し気象庁が発表した地震情報や津波警報等を迅速に伝達するものとする。

市町村は、津波危険地域及び住家に対して津波警報等の内容に応じた避難指示等の具体的な発令基準や迅速な広報体制を整備し、地震情報や津波警報等を自動的に伝達するシステムの導入等、迅速な情報伝達体制の確保に努めるものとする。

県及び市町村は、地震情報、津波警報、避難情報等が住民の迅速・的確な避難行動に結びつくよう、要配慮者、観光客及び外国人等に配慮して、効果的な伝達内容等を準備しておく。

また、関係事業者と連携して、津波警報等が確実に伝わるよう、防災行政無線、全国瞬時警報システム（Jアラート）、災害情報共有システム（Lアラート）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）及びワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化に努める。

イ 監視警戒体制等の整備

津波危険に対し警報等の把握、海岸地域及び河口付近の監視装置の設置等、監視警戒体制を整備する。

ウ 避難ルート及び避難ビルの整備

(ア) 避難距離の長い避難ルートの見直し

津波到達時間が短い地域ではおおむね5分以内のルートを目標とし、地形、土地利用から5分以内が困難な場合は津波到達予想時間を考慮する。

また、徒歩で短時間に高台等へ移動できるよう、必要に応じて避難路、避難階段を整備し、住民等に周知する。整備に当たっては、地震による段差の発生、避難車両の増大、停電時の信号減灯等を想定し、渋滞や事故のないようにする。

(イ) 避難ルート・避難場所案内板の設置

観光客等、現在地の地理に不案内な者でも速やかに身近な津波避難場所へ移動できるよう、外国人等にもわかりやすい避難誘導サインを設置する。

(ロ) 津波避難ビルの整備等

津波避難困難区域等、身近な高台等が少ない地区では、公共施設のほか民間建築物等の活用も含めて津波避難ビルの指定や整備を促進する。

これらの指定や整備に当たっては、想定浸水深や建築物への衝突による水位上昇を考慮し、十分な高さや構造、避難スペースが確保されるように努める。

なお、津波到達時間内に避難できる高台やビル等が存在しない地区では、一時的に緊急避難する盛り土による高台や津波避難タワーの整備等を検討する。

(エ) 津波避難場所の指定・整備

津波避難場所は、海拔5m以上で想定される浸水深以上の海拔高度を有する高台等とし、避難後も孤立せず、津波の状況に応じてさらに安全な場所へ移動できる場所の指定や整備を行う。

また、建築物については、必要に応じ、換気及び照明等の避難生活環境を良好に保つ設備の整備に努める。

やむを得ず津波浸水想定区域等に津波避難場所を指定する場合は、施設の耐浪化、非常用発電機の設置場所の工夫、非常通信設備の配置及び物資の備蓄等を行う。

また、避難場所を避難所（避難生活用の施設）と混同しないよう、県民への周知と理解を促進する。

(オ) 津波避難困難地域の解消

県は、津波浸水想定調査結果から予測した津波避難困難地域を市町村に提供し、津波避難困難地域図を作成、公表する。また、地域特性に応じた避難困難地域の解消策を検討し、市町村における対策を助言するほか、対策実施のための支援に努める。

市町村は、県の津波避難困難地域予測結果を基に、地域の特性や避難体制の実情等を踏まえて津波避難困難地域を設定する。また、津波避難困難地域図を活用して避難困難地域の解消に効果的な対策を検討し、対策の実施に努める。

エ その他

水門や陸閘を整備する際は、水門や陸閘の自動化や遠隔操作化に努めるとともに、閉鎖後の逃げ遅れを想定し、緊急避難用スロープの設置等に努める。

(4) 津波災害警戒区域の指定等（実施主体：知事公室、土木建築部、市町村）

津波災害警戒区域（津波による人的被害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域）等の指定について市町村と連携し検討する。

なお、津波災害警戒区域の指定があったときは、津波防災地域づくりに関する法律により以下の対策を講じる。

ア 市町村地域防災計画に、当該区域ごとに津波に関する情報、予報及び警報・注意報伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、津波避難訓練に関する事項、地下街等又は主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設の名称及び所在地等について定める。

イ 津波災害警戒区域内の主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設について、当該施設の利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、津波に関する情報及び予報及び警報の伝達方法を市町村地域防災計画に定める。

ウ 津波災害警戒区域を含む市町村は、市町村地域防災計画に基づき津波に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路及び円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項について住民に周知させるため、これらの事項を記載したハザードマップの配布等を行う。

エ 市町村は、津波災害警戒区域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組みの支援に努める。

第6節 離島等の防災体制の強化

広域な海域に散在する離島や本島北部地域等では、地震・津波により生命線となる港湾、漁港、空港、道路及び通信施設が被災し、長時間、外部からの救援が不能となる事態が予想される。

また、高台や中高層ビルが存在しない離島では、大津波から避難できない事態も予想される。

このような本県の地理的特性や防災上の不利性を踏まえて、地震・津波による孤立化や津波避難に必要な以下の対策を推進する。

1 孤立化等に強い施設整備（実施主体：道路管理者、港湾管理者、漁港管理者、空港管理者、市町村）

(1) 港湾・漁港対策

港湾管理者及び漁港管理者は、離島等の孤立化防止に重要な港湾及び漁港について、耐震強化岸壁や背後道路等の整備を推進する。また、施設の応急復旧及び航路啓開等を速やかに実施する体制整備等を推進する。

(2) 空港対策

空港管理者等は、離島の空港について施設の耐震性や耐浪性等の確保を推進する。

また、施設の応急復旧や消防活動等を速やかに実施する体制等の整備を推進する。

(3) 道路対策

道路管理者は、離島の重要な港湾、空港及び漁港や中山間部の孤立予想集落と災害対策拠点（避難所、救護所、物資輸送拠点、臨時ヘリポート等）を結ぶ重要な道路区間について、耐震性の確保及び土砂災害対策等を推進する。

また、施設の応急復旧や道路啓開を速やかに実施する体制等の整備を推進する。

(4) 通信施設対策（県、市町村、通信事業者）

県、市町村及び通信事業者は、孤立化が予想される離島等について所管の通信施設の耐震性や耐浪性を確保するほか、長時間の孤立を想定した非常電源や代替通信手段（孤立防止用無線、衛星携帯電話の配備等）の確保を推進する。

2 孤立化等に強い人づくり（実施主体：知事公室、市町村）

(1) 孤立想定訓練

市町村は、離島等の孤立危険集落について、地震・津波による長時間の孤立化を想定した訓練を実施し、非常通信、応援の要請・受入、港湾・漁港の応急復旧等を速やかに行う災害対応力を養成する。

(2) 知識の普及

市町村は、離島等の孤立危険集落では地震・津波の被害による長時間の孤立を想定し、受援までの間を地域内でしのぐ自活体制の必要性を普及し、各家庭での飲料水、食料、生活必需品等について1週間分以上の備蓄を促進する。

(3) 自主防災組織の育成

離島等において孤立化が想定される地域では、初期消火、避難対策、救助・救護等を、地域の組織力で自主的に対処できるよう、自主防災組織カバー率100%を目指す。

このため、県は、市町村と連携して自主防災リーダーの育成や自主防災資機材の整備等を支援する。

(4) 消防団の高度化

本県は非常備消防の離島が多く、このような地域では市町村の職員等が消防団員として消防活動を行っている。

このため、県は、市町村と連携して非常備消防町村の離島の消防団員を対象に、教育・研修や消防資機材等の整備を支援する。

3 地震・津波災害応急対策活動の準備（実施主体：知事公室、関係部局、市町村）

(1) 離島への応援体制の強化

県及び市町村は、地震・津波の被害想定による被災パターンを踏まえて、本島からの応援や、離島相互間の応援が迅速に実施できる体制等の整備を推進する。

(2) 備蓄拠点の確保等

県及び市町村は、離島や孤立集落等への救援物資の搬送が長時間途絶する状況を想定し、集落ごとに十分な量を備蓄するほか、物資の性格、地震・津波の危険性、避難場所の分布等を考慮して、集中備蓄、分散備蓄及び備蓄拠点の設置等、効果的な体制を選定する。

(3) 臨時ヘリポートの確保

離島等の孤立危険集落ごとに、津波浸水及び土砂崩れ等の危険箇所を考慮した臨時ヘリポートを確保し、ヘリポートの開設・運用に必要な体制や資機材等の整備を推進する。

(4) 後方支援基地の確保

県は、多数の離島が被災した場合や多数の孤立集落が発生した場合に、本島と各離島・各孤立集落との緊急輸送の中継拠点となり、また、各離島、各孤立集落への災害対策の後方支援基地となる広域防災拠点の整備を推進する。

ア 県の備蓄拠点、災害時の物資集積拠点、広域搬送拠点・SCU

イ 航空機、多数のヘリコプター、災害対策車両等の集結拠点

ウ 消防や警察等の援助隊、自衛隊災害派遣部隊、DMAT等の活動拠点

4 津波避難体制の整備（実施主体：知事公室、市町村）

(1) 津波に対する啓発

過去に本県の離島に大被害をもたらした、八重山地震津波等の教訓の伝承を推進する。

(2) 津波警戒避難体制・手段の整備

島全体が低平で津波避難に必要な高台等の避難場所を確保できない離島においては、津波避難タワーの整備等を検討するなど、津波避難対策の強化を図る。

第7節 原子力災害予防計画

(実施主体：関係部局、関係市、県警察、第十一管区海上保安本部、沖縄防衛局)

本節においては、基本法に基づき実施する原子力艦の原子力災害に係る予防体制及び事前対策を以下のとおり定める。

1 情報の収集・連絡体制等の整備

(1) 情報の収集・連絡体制の整備

ア 県と防災関係機関相互の連絡体制

県は、国、関係市（うるま市）その他防災関係機関との間において、原子力艦の原子力災害に対し万全を期すため、各機関相互の情報の収集・連絡体制の整備・充実を図る。

その際、夜間・休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。また、災害発生時に備え、通信設備等の充実に努める。

イ 機動的な情報収集体制

県は、機動的な情報収集活動を行うため、防災関係機関と協力し、必要に応じ航空機、巡視船、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制の整備を図る。

(2) 情報の分析整理

ア 人材の育成・確保及び専門家の活用体制

県及び関係市は、収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう、必要な体制の整備に努める。

イ 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

県及び関係市は、平常時より原子力防災関連情報の収集・蓄積に努める。

(3) 通信手段の確保

県及び関係市は、原子力防災対策を円滑に実施するため、国からの状況報告や防災関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、第2節 第5款「6 通信施設災害の予防」に基づきあらかじめ緊急時通信施設や連絡網等の整備を行う。

(4) 放射能影響の早期把握のための活動

県及び第十一管区海上保安本部は、国（原子力規制委員会）と協力して、「原子力艦放射能調査指針大綱」に基づき原子力艦寄港地周辺環境の放射能水準の調査（環境放射線モニタリング）を実施する。

2 災害応急体制の整備

県、関係市及びその他防災関係機関は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、以下に掲げる災害応急体制に係る事項について検討するとともに、あらかじめ必要な体制を整備する。

(1) 警戒体制を取るために必要な体制等の整備

県及び関係市は、国（外務省、沖縄防衛局）から原子力艦の原子力災害に関する通報を受けた場合、及びモニタリングポスト等で原子力艦の原子力災害のおそれがある数値の検出情報を入手した場合、速やかに職員の非常参集及び情報の収集・連絡が行えるように必要な体制を整備する。また、事故対策のための警戒体制をとるためのマニュアル等の作成など、必要な体制を整備する。

(2) 災害対策本部体制等の整備

県及び関係市は、国が非常災害対策本部等を設置した場合又は知事若しくは関係市長が必要と認めた場合、県災害対策本部を迅速・的確に設置・運営するため、設置場所、職務権限、本部の組織、掌握事務、職員の参集配備体制等についてあらかじめ定めておく。

県は、現地本部についても同様の準備をあらかじめ定めておく。

(3) 専門家の派遣要請手続等の整備

県は、原子力艦の原子力災害の発生のおそれがある場合又は発生の通報を受けた場合等における、専門的知識を有する国の職員、モニタリングに関する専門家、国の緊急被ばく医療派遣チーム等の派遣要請手続について、あらかじめ定めておくとともに、受入体制の整備等必要な準備を整えておく。

また、国が現地事故対策連絡会議を開催する際、これに県の職員を迅速に派遣するため、現地に派遣する職員の派遣手段等を定めておく。

(4) 緊急時放射線モニタリング体制の整備等

ア 原子力艦の原子力災害に関する通報を受けた場合の対応

県は、原子力艦の原子力災害に関する通報を受けた場合、国（原子力規制委員会）が実施する緊急時放射線モニタリングに協力する。

イ モニタリング支援の要請

(ア) 県は、必要と認める場合、モニタリングのための海上行動に関する支援を第十一管区海上保安本部へ要請する。

(イ) 県は、必要と認める場合、ヘリコプターや艦艇を活用した空からのモニタリング若しくは海上におけるモニタリング活動に関する支援を防衛大臣又はその指定する者へ要請する。

3 避難収容活動体制の整備

(1) 避難計画の作成

県は、原子力艦寄港地を管轄する市に対し、その他防災関係機関の協力のもと、屋内退避及び避難誘導計画の作成について必要な協力を行う。

関係市は、必要に応じ国、県、専門家、その他防災関係機関等の協力のもと、屋内退避及び避難誘導のための計画をあらかじめ作成する。

(2) 避難所等の整備

ア 避難所の整備

関係市は、県と連携し、学校や公民館等の公共的施設を対象にその管理者の同意を得て避難所としてあらかじめ指定する。

イ 避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の整備

関係市は、県と連携し、住民等の避難誘導・移送に必要な資機材・車両等の整備に努める。

ウ コンクリート屋内退避体制の整備

関係市は、県と連携し、コンクリート屋内退避体制の整備を行う。

(3) 要配慮者の避難誘導・移送体制等の整備

関係市は、県と連携し、高齢者、障害者、外国人、乳幼児等の要配慮者及び一時滞在者を適切に避難誘導するため、周辺住民、自主防災組織、地域ケアシステム、ボランティア組織等の協力を得ながら、これらの者に係る避難誘導体制の整備に努める。

なお、放射線の影響を受けやすい妊産婦、乳幼児等について十分配慮する。

(4) 住民等の避難状況の確認体制の整備

関係市は、県と連携し、避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った場合において、住民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備しておく。

(5) 避難所・避難方法等の周知

関係市は、県と連携し、避難所・避難方法、屋内退避の方法について、日頃から住民等への周知徹底に努める。

4 緊急輸送活動体制等の整備

県及び関係市の道路管理者は、緊急時の応急対策に関する緊急輸送活動を円滑に行う道路機能の確保を行うため、相互に協力するとともに国とも連携して道路管理の充実を図る。

5 救助・救急、医療及び防護資機材等の整備

(1) 原子力災害警備・救助用装備資機材の整備充実

県、市町村、消防機関、県警察は、防護服、防護マスクその他の防護資機材、サーベイメータ、線量計その他のモニタリング用機材など、必要な原子力災害警備用装備資機材の整備に努める。

消防機関は、救急自動車等の救急・救助用資機材の整備に努めるとともに、必要に応じ他の消防機関に要請して、救助・救急活動のための資機材を確保するなどの措置を講じる。

(2) 医療活動用資機材等の整備

県及び関係市は、国から整備すべき医療資機材等に関する情報提供等を受け、放射線測定資機材、除染資機材、安定ヨウ素剤、応急救護用医薬品、医療資機材等の整備に努めるとともに、緊急時被ばく医療体制についての資料を収集、整理しておくものとする。

(3) 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備

県及び関係市は、国と協力し、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のための資機材の整備に努める。

6 住民等への的確な情報伝達体制の整備

県及び関係市は、住民等に提供すべき情報の項目について整理しておく。また、住民等に的確な情報を常に伝達できるよう、その体制の整備を図るとともに、県は必要に応じ関係市に助言する。

7 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発

県及び関係市は、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため、次に掲げる事項について広報活動を実施する。

防災知識の普及と啓発に際しては、高齢者、障害者、外国人、乳幼児等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう、以下に努める。

- (1) 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- (2) 原子力災害とその特性に関すること
- (3) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- (4) 緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること
- (5) コンクリート屋内退避所、避難所に関すること
- (6) 緊急時にとるべき行動及び避難所での行動等に関すること

8 災害復旧の備え

県及び関係市は、災害復旧に資するため、国と協力して放射性物質の除染に関する資料の収集・整備等を図る。

9 防災業務関係者に対する研修

県、県警察、関係市及び消防機関は、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、防災業務関係者に対し関係省庁、指定公共機関等の実施する原子力防災に関する研修を積極的に活用する。また、国及び防災関係機関と連携して、以下に掲げる事項等について原子力防災業務関係者に対する研修を必要に応じ実施する。

- (1) 原子力防災体制及び組織に関すること。
- (2) 原子力災害とその特性に関すること。
- (3) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。
- (4) モニタリング実施方法及び機器に関すること。
- (5) 原子力防災対策上の諸設備に関すること。
- (6) 緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること。
- (7) 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること。
- (8) 放射線緊急被ばく医療（応急手当を含む）に関すること。
- (9) その他緊急時対応に関すること。

10 防災訓練等の実施

県、県警察、関係市、消防機関及びその他防災関係機関は協力し、次の訓練項目を組み合わせた訓練の実施に努め、防災業務関係者の技術の習熟、防災関係機関相互の連携等を図る。

- (1) 災害対策本部等の設置運営訓練
- (2) 対策拠点施設への参集、運営訓練
- (3) 緊急時通信連絡訓練
- (4) 緊急時モニタリング訓練
- (5) 緊急時被ばく医療訓練
- (6) 周辺住民に対する情報伝達訓練

- (7) 周辺住民避難訓練
- (8) その他必要な訓練

第8節 道路・軌道・航空機事故災害予防計画

(実施主体：沖縄総合事務局、土木建築部、市町村、西日本高速道路、沖縄都市モノレール(株)、空港管理者)

1 道路事故災害予防

- (1) 危険箇所の点検・補修
道路管理者は、道路構造物や沿道斜面等を定期的に点検・調査し、異常箇所の補修・改良、危険箇所の防災対策を行う。
- (2) 体制・資機材の整備等
道路管理者及び県警察は、大規模事故発生時の情報収集・伝達、交通規制、復旧等を速やかに行うため、情報の連絡、提供体制、対策資機材等の整備に努める。

2 軌道事故災害予防

- (1) 施設の保全等
沖縄都市モノレール(株)は、軌道法等による技術基準により、車両やその他設備等の整備、改良及び保全を行う。
また、軌道桁、支柱、駅舎等については、道路管理者と沖縄都市モノレール(株)が協力し、適切に整備、改良及び保全を行う。
- (2) 体制・資機材の整備等
沖縄都市モノレール(株)は、大規模事故発生時の情報収集・伝達、乗客等の避難・救護、復旧等を速やかに行うため、情報の連絡、提供体制、防災マニュアル及び応急対策資機材等の整備に努める。

3 航空機事故災害予防

- (1) 対策資機材等の整備
空港管理者及び航空運送事業者等は、空港及び周辺での航空機事故発災時における消火救難、救助・救急及び医療活動等必要な施設や資機材等の整備及び備蓄に努める。
- (2) 協力・応援体制の整備
空港管理者、警察及び消防機関等は、航空の墜落等の事故が発生した場合の情報連絡、消防、救助、避難誘導等の協力体制を整備しておく。
- (3) 防災訓練
空港管理者及び関係機関は、航空機災害対応の習熟を図るため、防災訓練の推進に努めるものとする。

第9節 海上災害予防計画

(実施主体：第十一管区海上保安本部、沖縄総合事務局、土木建築部、農林水産部、市町村、消防機関)

1 航行の安全確保等

- (1) 第十一管区海上保安本部等は、港内や狭水道など船舶の輻輳する海域における航行管制及び海上交通情報の提供等の体制整備に努める。
また、海事関係者等に対する海難防止・海上災害防止に係る講習会の開催や、訪船指導等を行うことにより、海上災害防止思想の普及に努める。
- (2) 沖縄総合事務局は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律により、一定規模以上の船舶や係留施設の管理者・保管施設の設置者に対し、「油濁防止緊急措置手引書」及び「有害液体汚染防止緊急措置手引書」の作成、備置き等を指導する。

2 災害応急対策への備え

- (1) 情報連絡体制の整備
第十一管区海上保安本部、県及び市町村は、大規模海難や油等流出事故が発生した場合に、沿岸の住民、事業者、漁業協同組合及び港湾・漁港管理者及び船舶等に緊急情報を収集・伝達する体制を確立しておく。
- (2) 消防、救助体制の整備
警察及び市町村は、海上捜索活動を実施できる船舶等の整備に努める。
また、市町村及び消防機関は、消防艇等の消防用機械・資機材等の整備に努めるとともに、海水等を消防水利として活用する施設の整備に努める。
- (3) 油防除作業体制の整備
県及び市町村等は、迅速かつ的確な油防除ができるように、油防除マニュアルの作成や防除資機材の整備に努める。
- (4) 訓練等
第十一管区海上保安本部、沖縄総合事務局、県、市町村及び消防機関等は、大規模な海難事故や油の大量流出事故等を想定して、海上消火、海難救助及び流出油防除等の訓練を実施するとともに、海難事故や油流出事故への対応を迅速かつ的確に実施できる人材を育成する。

第10節 災害対策基金計画

(実施主体：総務部、生活福祉部)

災害対策基金の積立て及びその運用は、次によるものとする。

1 災害救助基金の積立て

県は、救助法による救助費用の弁償等に充てる災害救助金の積立てについて、災害救助基金管理規則により実施する。

2 被災者生活再建支援基金の拠出

県は、被災者生活再建支援金を支給するため、被災者生活再建支援法による被災者生活再建支援基金に対して、全国知事会の決議等に応じて拠出する。